

桃山学院大学

経済経営論集

第 58 卷 第 1 号

論文

- 中国における農村金融市場の展開と課題 大島一二 (1)
ビジネスの社会性を動的システムとして捉える 牧野丹奈子 (21)
普及過程における商品カテゴリー構成概念の変化 竹岡志朗 (63)

研究ノート

- 公共図書館の現場で多くの職員が悩んでいる諸問題 山本順一 (81)

書評

- 全在紋著『会計の力』——光彩を放つ実証研究批判 村田晴夫 (125)

-
- 博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨 (査 蕾) ... (137)
博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨 (劉 飛) ... (157)
博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨 (家瀬 淳一) ... (173)
-

2016 年 7 月

桃山学院大学総合研究所

中国における農村金融市場の展開と課題

大 島 一 二

1. はじめに

中国の農村経済、農家経済を研究、分析するうえで、農村の金融システムの制度の現状、構造、課題にかんする分析は欠かせない。とくに、近年の経済発展に伴って、農家、郷鎮企業などの農村地域の企業、農民專業合作社（近年農村で発展している一種の農業協同組合組織）などの農民諸組織の資金需要は増大しており、これに中央政府・地方政府が金融政策として適切に対応することは、中国農村の経済発展と農業発展にとって大きな意味を持つものと考えられる。

近年、中国政府は農家の資金調達について、これまで認めてこなかった新たな政策を発表した。つまり、2014年の「一号文件」¹⁾に示されたように、「農村の土地の請負関係を安定させ、長期にわたって不変とし、・・・農民の土地請負にたいする占有権、利用権、収益権、転貸させる権利を確認し、請負經營権を抵当権として確定する。・・・」として農民の土地利用にかんする権利を確認したうえで、さらに踏み込んで、「・・・土地經營権を金融機

1) 中国においては、毎年年初に、農業・農村政策の基本的骨格となる「一号文件」が発表され、それに基づいて当該年度の農業・農村政策が執行されていく。本来「一号文件」とは、当該年度に公表される中央政府の第1号文件の意味であるから、その内容は必ずしも農業・農村問題に限ったものではないが、近年の中国においては、2004年から2015年までの「一号文件」はすべて農業・農村問題を取り扱ってきた。このことは、中国にとって農業・農村・農民問題（急速に発展する都市経済との比較で、農業・農村・農民の経済的停滞を問題にした、いわゆる「三農問題」）が長期にわたって重要かつ喫緊の課題であることを示しているといえよう。

関から融資を受ける際の抵当として設定することを認める。・・・」と述べている点である²⁾。これは各農家の土地にかんする財産権としての権利を確立した上で、農業資金または農家の生活資金の入手を容易にするための措置である³⁾。このように、中国政府は零細分散化が著しい中国の農業経営構造の改善のため、農村における資金調達システムの改善を進めており、こうしたことから、中国農業構造の再編の面においても、今後ますます農村金融システムの研究が必要となると考えられる。

いうまでもなく、農村金融市場は、農村資金の需給調整の仲介として、双方に多様な選択機会を与え、資金の利用効率を高め、資源の有効配置を促すなど極めて重要な機能を有している。この意味で近年中国農村における金融市場の展開は、今後の農村経済発展において重要な意義を持つものと考えられる。しかし、後述するように、その現在の中国経済における展開過程はかなり複雑であり、問題の所在も明確ではない。

そこで本稿では、改革開放期の中国農村金融システムの展開と課題について新中国建国以降の歴史をさかのぼって整理し⁴⁾、今後の中国農村金融研究の深化のための基礎資料としたいと考える。

2. 人民公社体制下の農村金融システム

現在の中国農村における金融市場の展開と課題を分析する前に、まず、改革開放政策実施前の人民公社体制下（1958年～1978年前後）の農村金融体系を簡単にふりかえる必要があろう。

現在の中国農村における金融体系は、大別して以下の三つに分けられる。

①各大中都市に設置されている政府レベルでの農村金融機構である「中国

2) 「四、農村土地制度改革の深化」の「17. 農村土地請負政策の完全化」において、これについて述べている。

3) さらに、この文書では「関係機関は早急に経営権の登記と証書発行業務体制を確立しなければならない。」とし、農地の流動化の法的条件を整備し、促進することについて述べている。

4) 本稿の論述の1990年までの部分は、中国農村金融学会貨幣流通研究会編（1993）を参照した。

農業銀行」システム（以下は「農業銀行」と略す）。

②農村地域に広く分布している「農村信用合作社」システム（以下は「信用合作社」と略す）。

③近年勃興しつつある民間起源の様々な形態の金融組織。

この3種の金融系統のうち、①と②は政府金融システムであり、③は民間金融システムである。

このうち①の農業銀行は、一時的には（1950年代）「中国人民銀行」（中央銀行）の金融業務を代行した時代があったが、長い間、政府の農業専門銀行として農村金融体系において重要な地位を占めてきた。

次に②の信用合作社は、人民公社以前から農村民間金融組織として活躍してきたが、1958年の人民公社体制の確立とともに、その業務は農業銀行の管理下におかれ、その後は事実上、農業銀行の下部組織として機能してきた。しかし、1978年以降にみられた農村経済改革の進展にともなって、信用合作社は再び農村民間金融組織として新たな業務展開をみせている。

さらに③の民間起源の様々な形態の金融組織は、農村経済システムの自由化と、農村における資金需要の増大に伴って、自然発生的に生まれ、後述するように、生成、発展、政府による規制、再編、再発展などというような、まさに糾余曲折を経て展開してきたものである。

このうち、人民公社期における農村金融の基本体系は、「①農業銀行+②農村信用合作社」という国家銀行を主軸とした単一的な金融システムであったことが特徴的である。

こうした、農業銀行および信用合作社の展開プロセスを概観すると、おもに以下のようになる。

農業銀行は、政府の農村金融専門銀行として1949年の新中国成立後、もとの国民党政府の「農村銀行」と「合作金庫」の合併によって新たに発足したものである。すでにふれたようにその帰属関係には何回かの変化があったが、1978年の改革開放政策下の農村経済体制改革の開始に伴って、1979年2月に「中国人民銀行」の「農村信用部」から独立、再発足したものであ

る⁵⁾。

また、信用合作社は、1951年に当時の農村経済を回復するため農民の自発的参加によって組織された農村民間金融の互助組織であり、その具体的な組織形態としては「信用社」、「供銷社信用部」、「信用互助小組」などから構成されていた。

その後、1956年前後から、その当時の農業生産事情の好転にともなって、中国銀行は信用合作社の業務水準の向上を目的に、その運営管理、賃金制度、融資業務などを農業銀行に帰属させ、この時期には、信用合作社は実質的に政府金融の農村における下部組織として位置づけられた。

そして、とくに1960年代の後半に出現した農村経済の不況を乗り越えるため、中央政府による農村信用合作社の金融業務に対するコントロールが強化され、この結果、「信用合作社」は完全に政府管轄下におかれることになった。

こうした農業銀行を中心とした一元的ともいえる計画経済金融体系の形成は、当時の人民公社体制とも強く関わっていた。周知のように、人民公社は、1958年から1978年にかけての中国農村における唯一の経済主体であり、この農村経済における唯一の組織は、たんなる経済活動の主体であるだけでなく、農村の基層政府としての性格をもあわせもっていた。このため、人民公社の活動の主力は、独自の経済活動を行う余地はほとんどなく、むしろ地方政府としての性格が強く、当時の社会主义計画経済の統制を強くうけていた。つまり、社会主义計画経済の一構成部分として、政府の金融システムのコントロール下に完全に置かれていたのである。この結果、この人民公社期においては、農村の民間金融組織は、少なくとも表面上は存在し得なかったことになる。

5) 新中国建国後に成立した中国農業銀行の当時の正式名称は「中国農業合作銀行」であり、1951年5月に「中国銀行」の「農業放貸處」（農業資金の貸出部門）として統合された。1955年3月農業合作化運動の展開にともなって、一時「中国銀行」から独立したが、1957年4月に銀行系統における機構調整のため、再び「中国銀行」に統合されている。

3. 農村経済改革下における農村資金需要の拡大

この中央政府・地方政府の統一的な管理のもとでの、一元的な農村金融体系は、1978年の農村経済改革の進展のもとで大きな変容を遂げた。その主要な要因は、以下のように整理できる。

1978年以降、「農業生産責任制」（農家の各戸請負制）の実施を中心とした農村経済改革の進展により、地域経済の急速な発展がみられた。1978年から1984年まで全国農業総生産額は年平均で9.0%増加し、うち耕種部門は年間6.6%増加している。こうした農産物の増産は農家現金収入の増加に帰結し、1978年に全国農家平均農産物販売収入はわずか580元であったものが、1984年は1,501元へと大幅に増加した（1978年より921元、年率18.2%増）。この数値は1953年から1978年までの年間平均増加率5.5%を大幅に上回っている。また、1978年から1983年までの全国農家平均の可処分所得は381元から1,127元へとこれも大幅に増加し、年増加率は24.2%に達している⁶⁾。

こうした農家経済・農村経済の発展で得られた蓄積は、農村における新たな成長分野への投資を可能にした。また、農業生産責任制の導入は、従来の人民公社体制下で顕在化していなかった余剰労働力の存在を顕在化させ、農家余剰労働力の非農業部門への就業の必要性が発生した。

こうした要因から、農村地域における非農業部門（商工業部門）の急速な展開が結果された。例えば1985年末には全国農村の郷鎮企業数はすでに1,094万と一千万社を突破、労働力数も6,416万人に達し、同期農村総労働力数の18%を占めるに至った。さらに1987年に至ると、全国郷鎮企業の年間総生産額は初めて農業総生産額を上回り、これまでの農村の産業構造を大きく変化させた。

こうした非農業部門の急速な展開は、当然ながら、農村地域における資金需要の急増をもたらした。しかし、これまでの一元的農村金融体系によって大きく制限されてきた農村の資金供給構造では対応できず、農村における資

6) 中華人民共和国国家統計局（2014）参照。

金不足問題が急速に顕在化することとなった。この資金不足の問題に対応するため、一部地域の地方政府は行政力を背景に郷鎮企業の資金調達に協力するケースも見られたが、結果的には、すでに述べたような、これまでの一元的な計画経済的金融体系（農業銀行+信用合作社）の枠組が大きく変化していなかったことから、農村の増大する資金需給と単一的な資金供給の矛盾はいっそう深刻となった。

4. 農村金融市場の組織再編

すでに述べたように、中国農村の金融市場は、二つの大きく異なる領域で発展してきた。その一つは民間ベースでの資金調達市場、もう一つは組織的、計画的に作られた正規の金融市場である。以下ではこの二種類の市場展開を具体的にみることにする。

（1）民間資金市場の再生

中国農村における民間融資活動は、1949年の中華人民共和国建国以前から存在していた。それは旧中国の小農経済における分散的小農経営と商業信用が未発達な農村社会の中で、農家の生産、生活にとって極めて重要な資金調達の場となっていた。新中国成立後まもなく、当時の貧弱な農家経済を復興するため、中央政府は「民間融資を認め、金利は協議により決め、借金は必ず返済し、政府は基本的に干渉しない」という基本方針を打ち出し、農村における民間資金調達活動を肯定していたが⁷⁾。その後、経済全体の社会主义改造の流れのなかで、民間資金借貸における搾取問題と農家間における貧富格差の拡大などの問題が顕在化したため、1959年2月に中国人民銀行によってすべての民間融資活動にたいする取締りが実施され、それから1978年の農村経済改革までの約20年間にわたって農村民間金融にたいして一貫して否定的な政策が実施してきた。

7) 原語では「借貸自由、有借有還、利率面議、不加干渉」である。当時の民間資金調達活動について、詳しくは呉強編（1990）86ページ参照。

こうした農村民間融資活動に対する取締りが強化されたため、1960年代以降、農村の民間融資は「地下方式」（一種の非法金融）に変化することを余儀なくされたが、しかし、農村の一部において脈々と資金調達活動を続けてきた。これはいうまでもなく、農村に一定の資金需要が存在したためである。1960年代に出現した「社隊工業」（人民公社、生産大隊、小隊などが行った農村加工業、現在の郷鎮企業の前身）の資金調達はほとんどこの方式によるものであったという。

その後、改革開放期に至ると、農村経済改革と郷鎮企業の急速な発展に伴い、前述したように農村の資金不足問題は深刻化した。こうした状況の下で、農村地域における様々な民間融資活動の解禁が待たれることとなった。中国江蘇省社会科学院の調査によると、1980年代初めの郷鎮企業の資本調達にしめる民間融資の割合はすでに8.4%に達していたという⁸⁾。

1980年代前半の、郷鎮企業発展の初期段階における民間資金調達の方式を確認すると、興味深い方式として、「以資帶労」と「以労帶資」という二つの方式があげられる⁹⁾。

このうち、前者の「以資帶労」とは、郷鎮企業に就業を希望する農民にたいして、入社条件として企業に一定金額の資金出資（一種の出資金）を課すという制度である。出資期間は1年から数年間、金額は数百元から数千元までさまざまであった。企業はその期間中に預金利息に相当する金利を当該農民に支払い（現実には企業業績等の要因により金利を支払わない企業もあつたとされる）、期間満了後に元金を本人に返済するという、一種の出資を条件に企業への入社を許可する資金調達方式であった。

また、後者の「以資帶労」は、すでに企業に在職している労働者にたいして、企業への出資を求める制度である。金額はとくに限定しないが、出資額にたいし市場金利に相当する利息を支払い、さらに企業の経営状況により年末には配当金などの報酬も支払われる。最終的に満期になると、元金を本人

8) 吳強編（1990）86ページ。

9) 吳強編（1990）87ページ。

に返済するという、企業内部における資金調達方式であった。

これらの郷鎮企業の企業内・企業外からの資金調達の展開は、その後の郷鎮企業の運営制度改革の推進により、しだいに農村社会での株式公開発行、債券発行などの、いわば公認され、規範化された資金調達の方式に発展していった。

（2）1980年代の民間資金調達の諸方式

1980年代の郷鎮企業の急速な展開とともに、個人企業、合作・聯營企業など個人経済の発展が促進された。改革開放政策実施以降の中国で個人企業が容認されたのは1984年のことであった。これらの農村の新たな経済セクターの発展は、民間融資活動の活発化を加速し、この結果、以下で述べるような民間レベルにおける多様な資金市場が出現した。以下ではその組織的特徴を中心として具体的にみてみよう。

1) 農家間の個人貸借

農家と農家、農家と民間の貸借関係は、1950年代から1970年代までの、中国農村における民間融資活動の主要形態であった。そして、さらに1980年代以降は、とくに個人企業の発展が、この種の個人貸借活動の発展を促進した主な要因となった。その金利は銀行融資金利より高いものの、とくに親族間での貸借の場合、借入担保等を必要としないことが一般的である。近年では融資にかかる双方は、貸借契約書や合意書などを結び、金利水準、貸借期間など融資にかかるすべての項目については双方の合意によって決定される。

2) 仲介人と個人信用

農家レベルでの個人貸借と異なり、この仲介人と個人信用は、農村において民間融資を専門とする個人と個人企業を指す。

仲介人の業務は、資金貸借活動における保証人および貸借双方の仲介とし

て融資の成立に働きかけ、貸借双方から斡旋手数料を徴収するというものである。

個人信用は仲介人より専門的な個人融資組織である。この組織は地方政府の認可を得て民間融資を行う個人的な専門金融機構である。例えば1984年に、浙江省温州市では地方政府が3つの個人金融機構が公開的な融資業務を行うことを許可した。その預金利息は1ヶ月以上年10%，半年以上年12~15%，融資金利は年15~20%，預金期間の短いものは2週間、長いものは半年となっており、融資対象は鎮内の住民に限っていたという¹⁰⁾。

3) 資金共同利用組織である「合会」

中国の「合会」（日本の「講」に類似した組織）においては、始発人を「会首」と呼び、多数の人の参加（参加者は俗に「会脚」とよばれる）により組織される。その運営方法は参加者全員が同額の資金を出し、集まった資金を合会組織内で共同利用するという一種の協同出資組合、互助出資組合などに相当するものである。資金の利用方法は、まず会員の順番と利用期間を協議により決め、会首に最初の資金使用権を与え、その後は会員順番にしたがって順次に利用する仕組みである。また、資金利用のリスクを抑えるため、一般に借入期間は短く、目的もはっきりした用途が多い。この方式により資金調達した利用者の多くは、小規模な個人工業加工業者が多かったという。

4) 新たな金融合作組織

この新たな金融合作組織は、1985年以降に出現したものである。その主要な形態は「農村合作基金會」、「互助蓄金会」、「農村經濟服務公司」など様々である。こうした新たな金融合作組織の運用資金の原資は、1982年前後まで存続していた人民公社、生産大隊、生産小隊などの集団公益金の残額であった。当時この残金はほとんど銀行預金の形で人民公社解体後にも残つ

10) 吳強編（1990）88ページ。

ていたため、1988年以降の、金融引締め政策の実施により発生した郷鎮企業、個人企業などの資金調達難問題に対応するため、農家間での協議を経て、この残金を銀行から引き出して、「農村合作基金会」や「互助蓄金会」などの地域における専門的な資金調達組織を組織したというものである。

こうした組織の運営は、鎮・村などの農村行政機関の農民自治組織に委託され、農家や郷鎮企業を対象に貸出業務を専門的に行う地域経済組織に成長していった。1985年江蘇省農村の統計によると、全省の10%の農村郷鎮において融資や預金業務などが行われていたという。この合作基金組織は1987年以降、農村金融制度改革の一つのモデルとして全国で推進され、1991年には全国1.8万の郷鎮でこの金融組織が作られ、全国郷鎮総数の33%を占めたという。さらに、村レベルにおいては、12万の合作基金組織が作られ、全国村総数の16%を占めたとされる。また、こうした合作基金組織の預金規模は、1988年に56.6億元であったが、1989年には67.1億元、1991年には107.3億元にも達し、年平均23.1億元の高い伸び率を見せていく。1992年には、農村社会への貸出金額も130億元に達していたという。このような預金額、貸付額の急増は、当時の中国農村において、農村の旺盛な資金需要に農村合作基金会が適切に応じてきたことを示しているといえよう。1990年代には農村合作基金会は、すでに農業銀行、信用合作社について、第三番目に大きい農村金融組織に成長した。このように、「農村合作基金会」は、近年の農村資金不足問題の緩和には大きな意義があったが、一方、問題点も指摘されている。

その問題の一つは、この金融組織の運営主体と管理主体が、多くの場合農村の地方政府であるため、この結果、もとの民間資金としての「合作性（協同組合的）」「民間性」的な基本性格がしばしば失われることになった点である。さらにこうした郷镇政府による直接管理介入はしだいにこの「農村合作基金会」を一種の政府金融組織に近いものに変えさせ、その融資活動もある意味では地方行政のコントロールのもとにおこうとする動向も発生した。こうして、それは本来の合作金融的性格が失われる事態がしばしば発生し

た。

また、こうした「農村合作基金會」の地方行政金融としての運営特徴は、客観的にも地方経済における融資規模の膨張と投資の過熱化という地方経済の独走を促しやすく、乱脈融資や不良債権の増大などのさまざまな問題を惹起している。

こうした問題を背景に、1990年代後半に至ると、農村合作基金會の発展は、大きな問題に直面した。つまり、1997年のアジア金融危機以後、中央政府は全国的に金融管理を強化する中で、非国有の民間金融組織の再編を実施したのである。農村合作基金會もその対象となり、1999年1月、全国各地すべての基金會が一挙に閉鎖される事態に至った。この一斉閉鎖の背景には、大きくなりすぎた民間金融組織と、公的な金融組織との摩擦（民間金融組織への資金流入による公的金融機関からの資金流失）、一部の農村合作基金會の乱脈経営などが理由としてあげられているが、詳細な状況は現在でも不明点が多い。

こののち、農村の民間金融組織においては大きな空白が生まれた。その後、農村合作基金會解散から15年余が経過した現在、民間の金融組織として注目されているのは、2000年代後半に公認された農民專業合作社（一種の農村協同組合）¹¹⁾である。近年、中国農村では、この農民專業合作社に金融機能を認めるか否かという課題が浮上している（一部地域で認められたとの報道もあるが、未確認である）。このように、中国農村の民間金融市場は、基本的に資金供給が恒常に需要を下回っており、融資条件等で柔軟な対応が可能な民間金融組織が常に求められているといえよう。

（3）正規金融市場の再編

前述したような農村における民間融資活動の発展とともに、政府金融である農業銀行、信用合作社においては、民間金融組織への資金流失が続き、政府系金融組織においても、新規の業務開拓、サービス向上、融資制度の改革

11) 吳強編（1990）88ページ。

などが進められることとなり、農村地域における正規金融市場の再編が本格化した¹²⁾。

こうした正規金融市場の新たな展開は、具体的には二つの側面に分けられる。

1) 農村への商業信用サービスの強化

農村における民間融資活動の活発化への対応として、1989年4月1日より全国農村地域に銀行為替手形、手形割引などの業務が実施されるようになり、企業の融資の迅速化と農村商業信用の発展が促進された。

また、こうした信用サービスの向上に前後して、1985年から農村金融体制改革が開始され、従来のような「統一計画、資金配分」の融資原則は、「独立採算、バランス重視」という原則に改められた。つまり、これまでの各専門銀行（例えば農業銀行、建設銀行、工商銀行等）が、基本的に中央銀行の計画に基づいて貸し出し業務を実施してきた硬直的な体制から、各銀行は自らの貸借実績に基づき、預金規模の増減と連動して貸出規模も変動できる新しい運営方針に変化し、銀行運営に競争メカニズムが導入され、その独自の融資能力を高めることが求められるようになった。

さらに、1993年から農業銀行と信用合作社は、初めて農村地域に約束手形 (Promissory Note), 為替手形 (Bill of exchange), 振込小切手 (Transfer check) などの業務勘定や割引業務を導入し、郷鎮企業や農村個人経営者へのサービス向上が促進された。こうした一連の改革の結果、1985年の下半期より農業銀行と農村信用合作社における金融活動の活発化がみられ、1987年になると、両者による農村社会への貸出総額は955億元に達したとされる¹³⁾。

12) 中国農村に新たに勃興した農民專業合作社について詳しくは、神田健策・大島一二（2013）参照。

13) 吳強編（1990）108ページ。

2) 融資範囲の拡大と証券市場の導入

上述した銀行運営体制の改革により、この時期、銀行融資における新たな業務展開がみられた。それはすなわち郷鎮企業の債券発行代理と企業株式の発行代理業務の開始であった。1985年の全国農村郷鎮企業の債券、株発行総額は数十億元にのぼっている。この農村地域における業務内容の多様化は、全国レベルでの金融改革と合わせて一つの金融市場化の大きな方向を示している。1980年代の後半から全国における証券市場の発展は急速であった。つまり、1981年の全国の債券、企業株式の総発行金額は494億元であったのにたいし、1990年には939億元(2.8倍増)、さらに1991年には2,197億元となり(うち国債972億元、金債券130億元、地方政府債券186億元、企業株式66億元、短期融資債券843億元)、前年比で2.3倍の急増を示している。

こうした金融の市場化の進展で、全国における市場整備の進展も見られた。1988年4月には、瀋陽市、上海市、重慶市、武漢市、広州市、ハルビン市、深圳市などの7つの都市で証券売買の試験が実施された。翌1989年には上海市と深圳市でカウンター取引が開始され、1991年には上海証券取引所、1992年には深圳証券取引所がそれぞれ開業し、農村金融の市場化への本格的な一步が踏み出された¹⁴⁾。

5. 農村金融市場の制度特質と組織刷新

(1) 政府金融システムの課題とその組織刷新

このように、農村における政府系金融組織の改革が進展しているが、しかし、いまだ改革が十分に進展しているとは言い難い。それでは、政府系金融組織のシステム的な問題はどこにあるのか。この点について検討してみよう。

これまでの計画経済のもとで形成された公的な農村金融システムを、その

14) この時期、蘇南(江蘇省南部地域)農村の調査によると、1993年末にすでに70%の郷鎮企業は株式化改革を開始していた。

内部構造からとらえてみると、大きく①国有銀行の縦系列関係と、②国有銀行間の横系列関係という、二つの系統に分けられる。前者は「中国人民銀行－農業銀行－信用合作社」という農村金融における指導、被指導の関係を示す。後者は「農業銀行－工商銀行－交通銀行－建設銀行」等各系統間における横断的な関係である。こうした政府農村金融システムの内部関係を具体的にみてみると、おもにつぎのような問題点が挙出できる。

1) 銀行系統間における融資活動の障害

例えば、農村地域を対象とした農業銀行と、都市経済を対象とした工商銀行との間では、各々の銀行は事業計画に基づき、国から割り当てられた計画資金について、系統内部で流用することは一般的に容認されている。しかし系統を越えて資金調達を実施したり、または系統間における横断的な融資活動を行うことは慣例として極めて少ない。また、「中国人民銀行－農業銀行－信用合作社」というような指導、被指導の関係が存在する場合は、下位行は自らの判断で「資金運用」を実施するよりも、むしろ上位行の「資金管理」のもとでの資金運用を強いられることとなる。この結果、資金調達活動はいくつかの局面で人為的に分断されてきた。

2) 地域間資金調達の閉鎖性

各級の地方政府は自らの管轄下の地域経済の発展を促し、域内資金を確保するため、常行政力を用いて資金の域外への流出を阻止している。そのため、地域をまたいだ資金調達は、しばしば大きな障害に直面することになる。こうした資金調達の地域分断性は、結果として、資金調達のコストを増やし、資金の利用効率を低下させる結果を招いている。また、人為的な原因により資金の合理的な流動が阻害されることは、金融市场の形成にも大きなマイナスとなっていると考えられる。

その後、1990年代に入ると、金融改革が一定程度進展したことに伴って、全国レベルで金融システムの市場化の進展がみられたが、こうした改革によ

り、これまで存在してきた政府金融系統の分断問題を若干緩和させ、資金の系統間、地域間における調達が一定程度可能となつた¹⁵⁾。しかし、金融市場化の全行程からみると、それはいまだ初級段階に留まっているといえよう。とくに都市経済における融資方式の多様化と比べて（株式市場や証券市場などの展開），農村金融市場はいまだ分断された状態にあることが明らかである。つまり、農村の金融市場を活性化させるため、これまでの資金の配分、利用、管理等に関する統制の壁を取り払い、農村経済発展のための総合的な資金市場を構築することが今後の大きな課題であるといえる。

（2）農村民間金融の再編とその組織刷新

農村民間金融においては、前述したように、おもに農村社会における血縁や人脈関係などに基づき、農家レベルでの自由な資金融通が行われてきた。それはもともと生活資金の調達、いわば生活互助的な目的とするものが主流であったが、近年の農村経済改革、とくに農村市場化の展開にともなって、しだいに生産資金の調達手段に変わりつつあり、その性格も徐々に商業信用的な性格が色濃くなってきた。1987年に湖北省10県で実施されたサンプル調査結果では、農村民間融資活動をその目的別にとらえてみると、生活資金を目的とするものは21%であったのにたいし、生産資材の購入を目的とするものは31.2%であり、前者より10.2ポイント高いことが報告されている¹⁶⁾。

こうした従来の農村民間融資活動のほとんどは、仲介組織を仲介せずに資金の借り手と貸し手の双方が直接契約し、しかも融資双方はほとんど親族や友達などの人間関係を持っていたことが特徴点であった。また、金利についても需給関係や市場相場などを参考するというより、むしろ基本的には双方の関係（往来の多少）によって決められてきた。また、とくに実際の融資に際しては手間のかかる融資手続きを省略することが多く、融資期間も自由で

15) 吳強編（1990）118ページ。

16) 吳強編（1990）128ページ。

あることが多かった。このため、個人間の信頼関係さえあれば貸借関係がすぐ成立するという極めて庶民性の強い融資活動であったといつてよい。

しかし一方で、この従来までの農村民間融資活動は、人間関係に大きく左右されるため、資金調達の範囲が限られており、融資規模も比較的小さい。とくに融資活動は個人信用に基づいて行われているため、金融活動の法的な拘束力（資金の用途、返還期間などに関する拘束力）が乏しく、金融活動としての社会性と透明度が極めて低い点が指摘できる。

この農村民間融資活動にたいして、1980年代に入ってから、農村の慢性的な資金不足問題の緩和策として、政府は一定の支持を与えてきた。その結果、一部地域（例えば浙江省温州地域）においては「錢庄」、「合会」などと呼ばれる個人金融組織が発展してきたが、前述した政府の複数回の金融引締め政策の実施にともない、農村民間融資にたいする施策も緩和と統制強化が交互に繰り返されてきた。統制が強化された時期には、「個人金融組織の存在を禁ずる」などと民間金融活動を強く取り締まる政策が公布され、この結果、すでに発展の軌道に乗りつつあった民間金融が、社会における公開活動から、再び地下（非公開）活動に変更を余儀なくされ、きびしい局面に置かれることとなった¹⁷⁾。

当局はこうした民間金融活動への取締りを強化し、表面上その発展を抑制したが、しかし農村の慢性的な資金不足状態が変化しない状況下では、その存在を完全に封じることも現実的ではない。個人金融のもっとも発達しているとされる浙江省温州市における温州市人民銀行の調査結果によると、1992年8月時点での同市農村総投資額19.87億元の中で、個人レベルでの民間融

17) 個人金融にたいする規制実施の最大要因は、その過度の利潤追求姿勢に関わっているといえよう。すなわちそれは資金不足の農村地域において高利率で農村の民間資金を集め、さらにそれを農外や都市部等の事業に貸し付け、不正な利益を狙う性格が強いとみられている。この結果、元来不足していた農村資金はこうした非農業部門への流出によりいっそう深刻化し、実際には農村資金不足問題の解決にならなかったからである。例えば1992年全国26省の統計によると、この民間金融による農村資金の県以上の都市部等の工業事業への転出金額は542億元にのぼる。詳しくは中国農村金融学会貨幣流通研究会編（1993）31ページを参照。

資によるものは5.87億元、総融資額の31.1%に達し、同市の政府融資額とほぼ同じ割合をしめていたことがわかっている¹⁸⁾。従って、こうした農村民間金融の意義を再認識し、その農村金融市場体系にあるべき機能を發揮させるためには、単純に制限を強化することよりも、むしろそれに正当な社会的地位を与える、さらにこれに関わる制度、法律、組織の整備などに力をいれるべきなのではないかと考えられる。

6. まとめにかえて —農村金融市場の今後の課題—

上述した論点をふまえながら、さらに当面の農村資金の需給現状から考えると、今後の農村金融市場の展開における基本的な問題点と改革の要点として、以下の2点があげられる。

(1) 政府金融システム再編の必要性

今後の農村経済の発展による資金需要の増加に基本的に対応するために、まず、現行の政府金融システムの抜本的な改革、つまり農業銀行の機能転換が必要となっていると考えられる¹⁹⁾。これを具体的にみると、以下の点の改革が急務であろう。

①農業銀行の持つ行政管理機能と資金供給機能との分離をはかることによって、その地域経済への直接的な干渉を弱め、銀行の本来の機能である資金調節機能を高めることが必要である。

②農業銀行の業務の細分化と業務分割、すなわち現在の農業銀行の持つ長期的資金供給、貧困地域の開発、農産物価格補填制度など、いわば政府の担当するべき機能である部分を農業銀行の経済業務から分離させ、農業銀行を専門的な農村商業銀行として再編することによって農村金融業務の専門化と業務水準の向上をはかるべきである。

18) 吳強編（1990）129ページ。

19) 政府系農村金融機関の事業規範化の必要性については、鄧英陶・徐笑波・杜毅（1988）および鄭蔚・谷口憲治（2006）でも指摘されている。

③信用合作社の地域金融組織としての協同組合的性格を回復し、農村金融市場の本格的な展開に必要な政策、環境条件を整備しながら、多様で、相互補完的な農村金融体系を構築することが、今後の政府金融体系改革における長期的な課題となろう。

（2）農村民間金融体制の再構築

（1）の③で指摘した点と密接に関係するが、農村の旺盛な資金需要に対応するため、多様な農村民間金融組織を育成することが必要とされている。

現在の農村民間金融の抱える主な問題として、まず、第一に、金融組織としての資金調達力の向上が不可欠であり、広く農村社会から預金を集め、金融組織としての基本体質を強化する必要があろう。このため、すでにふれたように、農民専業合作社での金融業務の拡大²⁰⁾、信用合作社の民間化などが必要となろう。さらに、前述した現行の農村金融体系の分割性（系統による分割、地域間の閉鎖性）を乗り越え、広域的な農村民間金融組織ネットワーク（県レベルでの農民専業合作社連合社等の結成）を構築することが大きな課題となってこよう。

また、第二には、農村民間金融における業務水準の向上があげられる。1990年代以降しばしば指摘されてきたように、民間金融組織の高金利問題と業務規模の零細性および組織の低い規範性等の問題に象徴されるように、現行の農村民間金融組織の業務内容を標準化させ、民間金融全体としての業務レベルと管理、運営水準を高めることが急務である。そして、その組織体制を強化し、農村金融市场全体の水準を高めることが今後の長期的な課題となると考えられる。

20) 農民専業合作社の金融事業の必要性については、李強・福田晋・森高正博（2013）でも指摘されている。

<参考文献>

- 神田健策・大島一二（2013）『中国農業の市場化と農村合作社の展開（日本農業市場学会研究叢書）』筑波書房。
- 吳強編（1990）『中国農村金融発展と改革』中国財政経済出版社。
- 中国農村金融学会貨幣流通研究会編（1993）『形勢・問題・対策』第5号。
- 中華人民共和国国家統計局（2014）『中国農村統計年鑑2014』中国統計出版社。
- 鄭蔚・谷口憲治（2006）「中国農村金融システムの再構築について－天津市A、B、C三県の調査に基づいて」『農林業問題研究』第42巻第1号、191～196ページ。
- 鄧英陶・徐笑波・杜毅（1988）「中国農村金融体系の現状と展望」『農林金融』第41巻第12号、p 750～769、農林中央金庫。
- 李強・福田晋・森高正博（2013）「中国農村金融組織の展開と農民専業合作社の金融機能に関する考察」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』第68巻第1号、7～18ページ、九州大学大学院農学研究院。

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2016年1月13日受理)

Development of Chinese Rural Financial Market and Its Problem

OSHIMA Kazutsugu

In order to analyze Chinese rural economy and farming economy, analyses on the function of rural finance and its problem are inevitable.

According to recent economic growth, demands for funds for farm houses, rural enterprises, farmers' corporations (which correspond to some kind of agricultural corporative recently developed in rural area) and so on. Existing financial systems cannot meet the expectation for these increasing demands for funds, so that non official financial agencies are playing an important role for them.

Whereas, these non-official financial agencies have caused a lot of problems such as non-performing loans, chaotic managements and so on. Consequently, normalization of their organization is considered to be necessary.

ビジネスの社会性を動的システム として捉える

牧野丹奈子

1. はじめに
2. 自由な時代における社会性
3. ビジネスが果たす社会性
4. センゲのシステム論から得る示唆
5. ケーススタディー—有限会社奥進システム
6. おわりに

1. はじめに

今、短期的利益や効率性追求だけにとらわれず、社会性を取り込んだ新しいビジネスが求められている。そこで筆者はこれまでコミュニティビジネスを中心に、社会性を実現するビジネスの要件等について検討してきた¹⁾。また、拙稿「ついでに社会性を実現する経営戦略こそが社会性を実現できる」(2013年)では、社会性と事業性を両立させるための経営戦略について検討し、次の2点を示した。

①社会性と事業性は同じ次元のものではない。つながってはいるものの全く異なる次元として捉えるべきものである。そもそもビジネスとは社会に対して価値を提供することによって対価をもらう活動である。社会に役立つものを提供してこそ、収益を獲得でき、企業も存続できる。すな

1) 牧野(2010A), 牧野(2010B), 牧野(2011), 牧野(2012)。

わち、社会性は事業が目指すべき絶対的な方向である。

②しかし、真に社会性を実現するためには、社会性を目指して目標—手段連鎖型で落とし込んでいくような戦略は有効ではない。事業の絶対的な方向である社会性を価値判断の基準としながら、個人は本業の仕事を行為する。行為しながら気づいた“社会性”的意味を次の仕事に活かす。このようにして仕事の必然的な付加価値として、ついでに社会性を生み出していく。そしてこの社会性を独善的なものではなく開かれたものとするために、理念としての社会性と現実の仕事との相互の関係を常に確認し続ける。このような行為中心の戦略こそが社会性実現に有効なのである。

上記の検討結果から次のような疑問がさらに生まれる。社会性と事業性が全く異なる“次元”であるとはシステムとしてどう説明できるのか。社会性を実現する場合、目標—手段連鎖型で落とし込んでいくようなやり方が有効ではないならば、どのようなやり方が望ましいのか。そこで、これらの疑問に対してシステム論の立場からさらに検討するのが本論の目的である。

なお、社会性とは社会に関わる非常に幅広い意味を含んでいるが、本論では「社会問題を解決したり社会に役立つ価値を生み出したりして、社会をよくする」といった意味を示すものとする。すなわち、経済的価値を生み出す経済性と対比した概念として用いる。

2. 自由な時代における社会性

社会性に関する活動を行う主体としてまず思いつくのは政府・自治体である。ところが、オイルショック以降の規制緩和や民営化などに表される“小さな政府・自治体”では社会問題に十分に取り組む余裕がなくなった。しかし、もし“大きな政府”であったとしても政府・自治体だけで今日の社会問題を解決することはできなかつたであろう。その理由について小熊英二はギデンズ(A.Giddens)の説を借りながら次のように説明する。

ギデンズの考えでは、近代化には単純な近代化と再帰的な近代化（リフレクシヴ・モダイナイゼーション）の2パターンがある。再帰的近代化というのは、すべてが再帰的（リフレクシヴ）一つまり作り作られる度合いが高まり、安定性をなくしていく近代化のかたち一のことである。そして、ポスト工業社会は以下のような形で、まさしくこの再帰的近代化の時代となっていった²⁾。

「近代化の初期の時代には、行動様式がまだ慣習や伝統で決まって」³⁾おり、「生活やライフサイクルが均質化」⁴⁾していた。「単純な近代化」というのは・・・個体論的な合理主義が成り立っていた時代の近代化のこと」⁵⁾である。つまり、この時代には「主体がある、客体を把握できる、計算して操作できる。票の合計が多数の人を代表にすればいい。そういう考え方で政策ができた時代」⁶⁾であった。したがって「こういう社会は、きわめて政治や政策をやりやすい。・・・“雇用者”，“自営者”，“農民”，“主婦”，“高齢者”といった分類に対応をとればいいから」⁷⁾である。「・・・“農民”やら“地域”やら“業界”を一つの個体とみなして、賢明な中央政府が適切に操作してやれば、物体運動のように政策をたてることが可能だった。」⁸⁾すなわち、このような近代化の時代における社会問題に対しては、政府・自治体によるいわば“外”からの画一的な政策で対応できていた。

ところが市場が成熟化し情報化・グローバル化が進んだ結果、価値観・生

2) 小熊（2012）373ページ。「再帰的近代化」の概念は、A.ギデンズがその著書 *The Consequences of Modernity* (Polity, 1990) [松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か?』而立書房, 1993年] と *Modernity and Self-Identity* (Polity, 1991) で、またS.ラッシュが'Reflexive modernization: the aesthetic dimension', *Theory, Culture and Society*, vol. 10, no. 1(1993), pp. 1-24で用いている。U.ベックは著書 *Risk Society: Toward a new Modernity* (Sage, 1992) などで用いている。U. Beck, A. Giddens and S. Lash(1994) 邦訳99ページなど。

3) 小熊（2012）374ページ。

4) 小熊（2012）374ページ。

5) 小熊（2012）373ページ。

6) 小熊（2012）373ページ。

7) 小熊（2012）375ページ。

8) 小熊（2012）374ページ。

活様式・ライフサイクル等が多様化し、様々な面から上記のような“単純な近代化”は崩れ始めた。「・・・しなければならない」という枠組みがなくなった。「こうすると・・・のようになるだろう」といったような予測しやすい社会システムの存続も難しくなった。そして、“雇用者”, “自営者”, “農民”, “主婦”, といったような「“類型”にあてはまらない人が、たくさん出てきた」⁹⁾。見方を変えれば、このことは人々が従来の慣習や伝統から解放され、「“自由”になって“選択”が増大した」とみることができる¹⁰⁾。

しかし、このように自由で選択が増えたことによって、社会問題の解決はいっそう難しくなっていったといえよう。なぜならば、自由な社会とは多様な個人および個人間の関係で成り立つ社会である。このような社会では多様な主体が多様な価値観に基づき評価されることになる。何が社会の役に立つののか、といった絶対的な目標や基準が一義的に存在し難くなり¹¹⁾、そのため画一的な政策では対応できなくなるからである。

すなわち、このように自由な人が増えたために、新しい社会的問題が引き起こされた。それは、自由な人たちを支えるための新たな社会的秩序の必要性である。

そもそも人間とは「なんらかの対象との関係のなかで、作り作られてくる」¹²⁾といった再帰的な存在である。社会の中で主体としての複数の個人が活動することによって個人にさまざまな意味（自律性や選択や自由など）が生まれ、そしてそれらの個人が関係しあう中で社会が形成されていくのである。このように人間は（情報の）やりとりを繰り返すことで生きていくようになっている。しかし、個人の能力には限界があるため、すべての対象とのやりとりが十分にできない。そのために必要となるのが先述の枠組み（価

9) 小熊（2012）375ページ。

10) 小熊（2012）376ページ。

11) このように一義的な評価基準がないことを、ポーターは受動的なCSRがうまくいかないことの理由の一つとした。Porter & Kramer(2006) 40ページ。

12) 小熊（2012）383ページ。

値観や属性など) なのである。枠組みを利用して、やりとりの効率化をはかる。つまり「高齢者だから……」とか「この地域に住んでいる人は……」といった具合に、個人を超えた情報をその枠組みが処理してくれるるのである。

ところが先述のように、自由な人たちが増えて枠組みがなくなってくると、個々人自らがさまざまな対象と隨時やりとりをしながら自分の中に意味を必死で作り出さなければならなくなり、またその個々人のやりとりによって社会が形成されていくという、実にせわしい世の中になってしまう。すなわち、「現代の社会で増大しているのは、自由の増大というよりも、こういう“作り作られてくる”という度合」であり、ギデンズはこれを「再帰性の増大」と呼んだ¹³⁾。

したがって、上述のようにこのような再帰的近代化の時代における社会問題に対しては、政府・自治体によるようないわば“外”からの画一的な政策で対応できないということになる。では一体どのようにすればよいか。

この問い合わせに対して小熊は次のようにいいう。「万能の答えはありません。しかしギデンズが提案したのは再帰性を止めようとするのではなく、再帰性には再帰的に対処しなければならない、ということです。……再帰性が増大した社会の問題も、内在的に対処するしかない。……もう“村”とか“労働者”とかいった従来の“われわれ”に、そのままのかたちで頼ることはできない。ならば対話を通しておたがい変化し、新しい“われわれ”を作るしかないのです。」¹⁴⁾そして「地方経済なら、大工場を誘致するとか、そのために補助金を中央政府からもらうとか、そういうやり方をとらない。地元にあるものを使って、お金をかけずに小規模でも付加価値の高い産業をおこし」¹⁵⁾していく。「再帰性の増大した社会では、そういう方向に転換していくかな

13) 小熊 (2012) 381 ページ。

14) 小熊 (2012) 396~397 ページ。

15) 小熊 (2012) 400 ページ。

いと、社会運営が必然的に行き詰まってしまうのです。」¹⁶⁾

したがって今日のように伝統的枠組みに縛られない自由な人が増えた社会では、問題にかかわる人々が協力して社会問題の解決のために自ら価値を生み出しつつ、その過程でお互いの関係や考え方を変化させ、またそこから新しい価値を生み出していくような再帰的な活動が継続的に必要ということになるのである。言い換えると、“社会をよくする過程において、自らが学び自らを変化し続け、そこからまた皆が良いと納得できるものを生み続けることで社会をよくするという内的かつ動的な社会性”こそが自由な今日に求められる社会性だといえよう。

ではそのような社会性はビジネスにおいてどのように実現されるのか。次章から考えていこう。

3. ビジネスが果たす社会性

(1) CSVに見られる社会性

急速な経済のグローバル化や企業不祥事の続出などを背景に、企業を社会的存在として捉え、企業が社会に果たすべき責任として現れたのがCSRである¹⁷⁾。CSRには主に法的責任、倫理的責任、経済的責任、社会貢献活動といった4つの責任が含まれる。また、CSRに呼応するように会社はだれのものかという議論も盛んになった。このようにCSRで果たされる社会性とはいわば＜義務としての社会性＞である。

しかし、このように社会性を義務として捉えると、結果的には社会性を十分に果たせなくなるし、かつ本業のビジネスもうまくいかなくなると批判したのがポーター（M. E. Porter）らである。

ポーターらは次のように述べた。「新古典派経済学によれば、安全や障がい者の雇用など、社会基盤を整備しなければならない場合、企業には制約が課されるという。理論的には、すでに利益の最大化を実現している企業に制

16) 小熊（2012）401ページ。

17) このCSRはポーターらの提唱する発展的CSRではなく、狭義のCSRである。

約を課すことで、必然的にコストが上昇し、その利益は減少することになる。これと関連するのが“外部性”的概念である。結論は同じである。企業が本来ならば負担しなくてもよい“社会的費用”（環境汚染など、社会が負担させられる費用）を生み出すと、外部性が生じる。すると、社会はこのような外部性を“内部化する”ように、企業に対して税金や規制、罰則を科さなければならない。」¹⁸⁾このような見方を背景に、社会性は企業の利益最大化の障害として捉えられてきた。

そしてポーターらは今日のCSRも従来の経済学と同様に、社会と企業を対立関係に捉えていると批判した¹⁹⁾。たとえばCSRにかかる費用も「言わば必要経費と考えられている。株主の金を無駄遣いしているだけであると見る向きも多い」²⁰⁾と言う。このようにCSRにおける社会性は企業全体の戦略という本筋から離れたものとなるため、部分的で脆弱なものとなる。結果として「その企業の戦略とはまったく無関係なCSR活動や慈善活動が選ばれ、社会的意義のある成果も得られず、長期的な企業競争力にも貢献しない」²¹⁾ことになってしまうと言うのである。

そこで、ポーターらは、企業と社会との関係の見直しを提案した。企業は決して自己完結的な存在ではない。たとえば、「生産性の高い労働力を確保するには、優れた教育や医療、機会均等が前提となる。……土地、水、エネルギーなど天然資源の有効活用は、企業の生産性を高める。また、優れた行政や法制度、私有財産権は、効率化とイノベーションに不可欠である。……同時に、健全な社会には成功企業が欠かせない。いかなる社会プログラムであれ、長期的に生活水準と社会環境を向上させる雇用、富、イノベーションの創出という面では、産業部門に太刀打ちできない。」²²⁾このよ

18) Porter & Kramer(2011) 邦訳 11~12 ページ。

19) Porter & Kramer(2006) 邦訳 41 ページ、CSRでは「道徳的義務」、「持続可能性（サステナビリティ）」、「事業継続の資格」、「企業の評判」といったような面から社会性を主張しているが、いずれも社会と企業を対立関係に捉えていると述べる。

20) Porter & Kramer(2011) 邦訳 12 ページ。

21) Porter & Kramer(2006) 邦訳 41 ページ。

22) Porter & Kramer(2006) 邦訳 42 ページ。

うに、企業と社会は、本来、相互依存関係にあるのである。

したがって、ポーターらは、企業と社会は相互依存関係にあるという視点に立って、ともにwin-winとなるような戦略を考えた。それが「共通価値の戦略」(CSV:Creating Shared Value)である。ポイントは、企業と社会が共同で“共通価値を作り出す”という点である。すなわち、社会性をビジネスの中心的課題と捉え、それに取り組むことで、社会的価値も経済的価値も生み出すということである。たとえば、低所得で貧しい地域の人々に、役に立つ製品を提供することで、社会的便益が広範にもたらされ、企業も利益を生み出すといったボトム・オブ・ザ・ピラミッド(BOP)ビジネスもCSVの一つの例である²³⁾。このようにCSVにみられる社会性は＜経営戦略としての社会性＞であるといえよう。

CSV理論において特に注目したいのは、社会と関わりながらビジネス自身が変わっていく点である。たとえば、CSVの有名な例としてよくあげられるのが、ネスレのネスプレッソの調達プロセスである。ネスプレッソのサプライヤーはアフリカや中南米の貧困地域の零細農家であり、これらの農家は低い生産性、粗悪な品質などの問題点を抱えていた。そのため、ネスプレッソに求められる高品質の豆の安定供給はきわめて難しい。そこでネスレはこれらのサプライヤーに対して、たとえば農法に関するアドバイスを提供したり、銀行融資を保証したり、苗木・農薬・肥料などの必要資源の確保を支援するなど、密に協力した。購入時にはコーヒー豆の品質の測定器を設置して、高品質な豆に対しては価格を上乗せしたりもした。これらの結果、生産性は上がり、高品質の豆が生産されるようになった。サプライヤーの農家の所得は増え、ネスレは高品質の豆を安定的に入手できるようになった。まさにwin-winの関係構築である。さらにネスレは現地の生産性と品質を高めるために、「コーヒーの栽培地に、農業、技術、金融、およびロジスティックス関連の企業やプロジェクトを立ち上げた。・・・・地域の農業組合を強化

23) Porter & Kramer(2011) 邦訳15ページ。

する、すべての農家に育成技術を教える教育プログラムを支援する」²⁴⁾等も行い、クラスター形成を通じて地域に貢献した。

ネスレの例が示すように、共通価値を追求するプロセスにおいて企業は「たとえば社会のニーズをより掘り下げて認識する、企業の生産性の源泉を正しく理解する、営利と非営利の境界を超えて協働するなど、新しいスキルや知識を身につけなければならない。」²⁵⁾また、地域でクラスターを形成するために、win-win関係を築くべき対象主体の範囲を拡大していかなければならぬ。つまり、企業は環境との“境界”を再考し続けながらビジネスを開拓していくことが必要となる。ここではまさに、企業が社会を変えながら同時に自分自身を変え続けている姿がみられる。このようにCSVにおいては、自由な時代に求められる再帰的な社会性の創出がみられるのである。このことは画一的かつ単純な社会性の創出に取り組んできたCSRとの大きな違いといえよう。

しかし一方で、CSVに対して批判的な見方もある。たとえば岡田将大は次のように指摘する。「CSVはポーターらが言うような『世界経済に革新と生産性向上をもたらす新たな波』というよりも、現実に企業が頻繁に直面する経済性と社会性のトレードオフをめぐる苦渋の決断を過小評価し、単なる希望的観測にすぎず、企業が行動様式を具体的にどう変えるべきなのか、その具体的方策を記述しきれていない」²⁶⁾。確かにCSV理論では具体的方策は示されていない。そして、このように具体的方策を示しきれないので、社会性と経済性の関係を曖昧にしているためと考えられるのである。

この曖昧性について岡田は次のように指摘する。「その曖昧さは、2011年のポーターらの論文の中身に如実に表れている。同論文を詳細に読むと、そこには企業の社会的価値と経済的価値の関係をめぐって、異なる三種類の因

24) Porter & Kramer(2011) 邦訳 22 ページ。

25) Porter & Kramer(2011) 邦訳 11 ページ。

26) 岡田 (2015) 50 ページ。“Oh, Mr. Porter: The New Big Idea from Business's Greatest Living Guru Seems a Bit Undercooked,” Schumpeter Column, *The Economist*, 2011, March 10.

果関係を示唆する記述が登場する。第一に、社会的価値の追求は経済的価値をもたらす原因のひとつであるという因果関係である。『共通価値は、CSRでもなければ、フィランソロピー（社会貢献活動）でも持続可能性でもない。経済的に成功するための新しい方法である。』その方法の一つとして挙げられている『アウトサイド・イン』は、明確に社会性の実現が経済的価値を実現する『手段』として位置づけられることを意味する。この想定の下では、CSVは既存の伝統的戦略理論の範疇で理解できる。なぜならば、戦略の評価尺度があくまでも経済的パフォーマンスだからである。第二に、社会的価値の実現は企業利益が満たすべき『条件』だとする因果関係である。『その解決策は“共通価値”の原則にある。これは、社会のニーズや問題にと取り組むことを通じ社会的価値をも創造するような方法で、経済的価値を創造することである。』・・・ここで論理は、社会的価値の増進が経済的価値を実現する必要条件である、ということだ。つまり、あくまで戦略の評価尺度は経済的価値だが、社会的価値をいくばくかでも減少させるような経済的価値は目指すべきではない、という論理である。・・・これもゴールが経済的価値であるという意味において、既存の理論の範疇に何とか留まっている。問題は第三の論理である。共通価値とは『経済的価値と社会的価値の総合計を拡大することである』。さらに『企業本来の目的は、単なる利益ではなく、共通価値の創出であると再定義すべきである』。ここでは、社会的価値は企業パフォーマンスの原因側でなく、結果の一部であることが強く示唆される。この論理は、既存の戦略理論における持続的競争優位が、純粹に経済的価値をベースとしている点と整合しない。そしてこの論理を受容するならば、従来の戦略論が目指した持続的競争優位は目標設定として不十分な概念となり、社会的価値を加味した新たな概念として、再構築されなければならなくなる。』²⁷⁾

筆者は上述のCSVのコンセプトの曖昧さは社会性と事業性を同じ“次元”

27) 岡田（2015）42～43ページ。

の性質のものとして扱っていることに起因していると考える。このように、社会性と事業性を同じ次元の特性として捉えると、現実的にはその瞬間にいずれかがいずれかのための手段となってしまうからである。

考えてみると、私たちに必要なものは常に同じ次元に存在するとは限らない。密接に関係する二つのものが、違う次元の性質であり、しかもつながっていることはよくある。たとえば、健康と生きがいの二つもそうである。健康でないと生きがいを持てないが、だからと言って、人生の目的は健康ではない。生きがいである。しかし、日々生活する時は、健康は何物にも代えがたい大切なものと思い生きている。このように健康と生きがいの関係は複雑である。その複雑さを生んでいる原因は、健康と生きがいが同じ次元のものではないからである。もちろん、現実に存在するのは個人なので、その瞬間瞬間で健康と生きがいを使い分けているのだろうが、その使い分けはたんなるトレードオフではない。

社会性と事業性も同じ次元のものではなく、その関係もたんなる二者択一や相互依存関係といったようなものではないと考えられるのである。ではどのような関係にあるのか。

（2）社会性と経済性の次元の違い

筆者は拙稿「ついでに社会性を実現する経営戦略こそが社会性を実現できる」（『桃山学院大学総合研究所紀要』2013年2月）において、社会性と経済性の二つの特性は同じ次元のものとみなすべきではないということについて、以下のように説明した。

そもそもビジネスとは社会に対して価値を提供することによって対価をもらう活動である。社会に役立つものを提供してこそ、お金が入ってきて企業も存続できる。ところが、お金はさまざまなものと交換できるし、蓄積して将来のものとも交換できるといったように、非常に大きな魅力を持っている。当然、組織も個人もお金を欲しがる。このこと自体は何の問題もないし、ごく自然なことである。しかしこれらの欲望から、本来は社会に貢献し

た結果として捉えられるべきお金をビジネスの目的としてしまうと、さまざまな問題が起きてくる。たとえば、とにかく儲かるものを優先し、社会に役立つかどうかという判断を後回しにしてしまう。さらに、今儲かることを重視して、長期的な価値創造を後回しにしてしまう。その結果、ビジネスは真的社会ニーズに応えられなくなる。社会は衰退し、企業自身も長期存続できなくなる。まさに、今日の市場原理主義が招いている状況といえよう。

繰り返すが、本来、社会性はビジネスの絶対的な方向を示すものである。和辻哲郎も言うように、人間の労働の本質も「相互奉仕」にあり、個人の働く動機も人間関係構築にある。ところが、利益最大化を追求することこそが事業性の方向であるという考え方がある、欧米の近代の経済発展によって定着してしまった。その結果、働く個人も「自らの労働を商品と考え、欲望充足のためにこの商品を売り、他の欲望充足を買うのだと思い込」み、「そうしてその雇い主に対してただ労働の取り引きという関係を認め」、すなわち「己れ及びその雇い主を単なる経済人だと見なし、そうしてかく取り扱っている」状況が生まれてきたのである。和辻哲郎によれば、これらの考え方は誤謬そのものなのである²⁸⁾。

また、社会は「人間にとて不可欠だというよりも、人間はそのなかにしか生まれてこない」²⁹⁾。すべての個人は社会の中でしか生きられない。したがって、その必然的な結果として、すべての個人には、社会に対する善行というある種の義務的な気持ちが本質的に備わっていると前田は指摘する。つまり、すべての個人は「世の中の役に立ちたい」という社会性を内面の軸として持っている。それが社会の中でしか活動できない人間の本性だというのである³⁰⁾。したがって、ビジネス活動を行っている個人も社会性を絶対的な軸として内面に持っているのである。

28) 以上は和辻（2007）319～320ページ。牧野（2011）2～4ページ。

29) 前田（2001）89ページ。

30) 近年、さまざまな脳の実験によって、人は他人の役に立つことが競争に勝つよりも快感を感じることが証明されている。また、「人には、生来、（能力を發揮したいという）有能感、（自分でやりたいという）自律性、（人々と関連を持ちたいという）関係性という三つの心理的 requirement が備わっている」ため、事業性のように外

ここで、次のことが示される。社会性は事業の絶対的な方向であり、これは主体である個人が内面に持つ絶対的な軸でもある。このように社会性は事業を選択する場合や行為する場合の絶対的な方向であり、かつ個人の普遍的な価値基準として捉えられるべきなのである。

たとえば、安くて飛び切り美味しいとんかつ屋があるとしよう³¹⁾。安くて美味しいから当然のこととして店は繁盛している。このように安くて美味しいものを提供して商売を続けるのは並大抵の努力ではない。店の主人は豚肉の性質や油の温度、パン粉の付き具合などについて日々、考えて試行しているにちがいない。儲かれば当然、主人は嬉しい。しかし、だからといって、この主人は儲けるために低品質の材料を使うことは絶対にしない。なぜなら、このとんかつ屋の絶対的な軸は「おいしいもので喜ばせる」という社会性だからである。そしてこの客の喜びは公平性という特性をもつ“お金”によって評価される。

このように、事業性とは社会性を継続して実現するための手段なのである。

しかし、話はそれだけでは終わらない。問題が難しいのは、ビジネスの絶対軸である社会性と手段としての事業性が同じ次元では捉えられないということである。もちろん、現実は一つしかないので、社会性と事業性はつながっている。しかし事業性のシステムをいくら積み重ねても社会性を捉えることはできないのである。

ビジネスの社会性を捉えるためには事業性のシステムと全く異なる新たなシステムが必要となる。理由を以下に述べる。

事業性で重要なのは目標達成率や計画進捗状況といった静的な“結果”で

的報酬を基本とするものではなく、目的と動機が同じであるような社会性は人間本来の動機付けに一致することを示す説もある。Pink(2009) 邦訳 109~110 ページ。Richard M.Ryan and Edward L. Deci, "Self-Determination Theory and the Facilitation of Intrinsic Motivation, Social Development, and Well-Being," *American Psychologist* 55 (January 2000): 68.

31) とんかつ屋のたとえ話は前田（2001）を参考。

ある。したがって、事業性のシステムは、スナップショット的な静的なシステムとなる。また、事業性のシステムは経済目標を打ち立ててそれに向かって戦略を立て、計画に基づき実行されるといった、目標手段連鎖に基づくいわば直線的なシステムでもある。ところが社会性はこのような静的なシステムや直線的なシステムで捉えることはできない。その理由としてここでは以下の3点をあげたい。

第一に社会性には絶対的な価値基準が存在しない点である。

社会は多様な個人および個人間の関係で成り立っている。当然、社会はこれら多様な主体が多様な価値観に基づき評価されることになる。何が社会の役に立つのか、といった絶対的な目標や基準は一義的に存在しない³²⁾。したがって、社会性を実現するとき、絶対的な目標を立てて、それにに基づき一義的な計画を立てて、行為していくやり方は、適切ではない。

第二に社会性が次々と新しい社会性を生み続ける点である。

先述のように個人は社会の主体であるが、同時にその社会の中でしか生きられない。このために、次のようなことが起こる。個人が社会性を目指す行為を行うと社会が変化する。この社会の変化は何らかの形で必ず個人にはね返ってきて、個人はその影響を受けて変化する。したがってまた、変化した個人は、新しい社会性を目指さなければならなくなる。このように、社会の変化と個人の変化は相互に影響を及ぼし合う関係になる。たとえば、「人間現象や社会現象というのは、困ったことで、ひとつ問題を解決すると、またひとつ問題をつくり出す。その問題を解決すると、実は二つの問題をつくり出す。二つの問題を解決すると、まったく新しい三つの問題をつくり出す、ことになるのが普通」³³⁾といいう井関利明のことばが示すとおりである。その意味では、社会性には、終わりはない。どこまでいってもまた新たな社会性が生まれるのである。

32) このように一義的な評価基準がないことを、ポーターは受動的なCSRがうまくいかないことの理由の一つとした。Porter & Kramer(2006) 40ページ。

33) 井関、藤江(2005) 162ページ。

第三に社会性の内容が抽象的な理念でしか表せない点である。

社会性は、多様な主体が納得し折り合えるようにつくったものである。そのような内容は、多様な価値観の妥協の中でまとめあげた“あるべき姿”といった理念でしかあらわせない。それは到底達成できない遠くにある“あるべき姿”なのである。そのように決して到達し得ない目標に取り組むためには、その目標から目標—手段連鎖でさかのぼりながら、計画を進めていくことは無理である。たとえば、夕陽に向かって進むのに、夕陽の位置からさかのぼって徒步の計画を立てるようなものであろう。夕陽に向かって進むためには、ただ歩むしかない。夕陽の方向を間違えずに、今の自分の道を歩き続けるしかないのである。たとえば、短い距離ごとに道しるべを立てながら進んでいくことはある。しかし、その道しるべでさえ絶対的なものではない。常に確認しながら歩いていくしかないのである。

以上の三つの特性から、システムの外から直線的に計画し静的結果を評価しながら進めていくようなやり方では社会性を捉え難いことがわかる。

ところがこれまでの経営に関するシステム論のほとんどは事業性に焦点をあてた外的視点に基づく直線的で静的なものであった。したがって従来のこのようなシステムだけでは社会性を捉えることはできないといえよう。

ここで言いたいのは事業性を捉えてきた従来のシステム論が不要だということではない。事業性を成立させるためには、システムの外から直線的に計画し静的結果を評価しながら進めていくようなシステム論が必要である。しかし、そのようなシステム論だけでは、ビジネスの絶対軸である社会性を捉えられないし実現できない。ビジネスの社会性を捉えるためには、多様な現実と向かいあうことで主体が変化し、変化した主体が現実を新たに築きながら前へ進んでいくといったようなプロセスを動的に示すシステム論が新たに必要となるのである³⁴⁾。

34) アマルティア・セン（A. Sen）も、「人々が用いる“複数の理性”から成り立ち、それぞれの状況に即して、複数の公共的理性が討議しながら、社会的選択がなされていくプロセス」こそが「公共的理性」であると言ったが、これもまた、プロセスによる社会性実現のひとつと考えられるのである。近年、日本でもブームと

4. センゲのシステム論から得る示唆

ではビジネスの社会性を捉えるための動的なシステムとはどのようなシステムか。このテーマはあまりにも大きすぎるため、本論ではそのシステムのいくつかの要件を検討することにしたい。ここではその示唆をセンゲ（P. M. Senge）の理論から得ることにしよう。

センゲの主張は「学習する組織」の必要性から始まる。「世界は相互のつながりを強め、ビジネスはより複雑で動的になっていくので、仕事はさらに“学習に満ちた”ものにならなければならない。……どうすればよいかを経営トップが考え、ほかの人すべてをその“大戦略家”的命令に従わせることなど、もう不可能なのだ。将来、真に卓越した存在になる組織とは、組織内のあらゆるレベルで、人々の決意や学習する能力を引き出す方法を見つける組織だろう。」³⁵⁾そして、この「学習する組織と、従来の権威主義的な“コントロールを基盤とする組織”との根本的な違いは、ある基本ディシプリンを身につけているかどうか」³⁶⁾だと述べる。その基本ディシプリンとは以下の5つである。（ここでいうディシプリンとは「学習し修得すべき理論および技術の総体」³⁷⁾を示す。）

なったマイケル・サンデル（M. J. Sandel）が『正義論』を書いたロールズ（J. Rawls）を批判した根拠のなかにも、上述の内容と似たことが含まれている。「サンデルによれば、現代において人々の多様な“善き生の構想”を統合することは不可能だから、“正義という権利”を普遍的な価値前提として優先させ、人々の多様な善の共存を図らなければならないというロールズの公共哲学は、批判されなければなりません。逆に“人々の共通善の意識”こそが、正義を創出するのであって、そのためには“善き社会の構想”や市民一人ひとりの“統治能力の涵養”が必要だと考えられるからです。」つまり粗く言えば、多様な人々の価値観の統一をスタート地点とすることは土台無理なので、絶対的な正義を打ち出してそこから善い社会をつくるという考え方は批判されるべきだと言っている。そして「みんなのために善いことをしている」という個々人の意識こそが正義を生み出すことになるので、そのプロセスを進めるためにはその方向付けとなる「善き社会の構想」や個々人の自律的行為が必要ということである。山脇（2011）168～171ページ、186ページ。

35) Senge(2006) 邦訳 35 ページ。

36) Senge(2006) 邦訳 37 ページ。

37) Senge(2006) 邦訳 37, 45 ページ。

① システム思考

「学習する組織の核心にあるのは、認識の変容である。自分自身が世界から切り離されているとする見方から、つながっているとする見方へ、問題は“外側の”誰かが何かが引き起こすものだと考えることから、いかに私たち自身の行動が自分の直面する問題を生み出していくのかに目を向けることへの変容」³⁸⁾である。

そこで「パターンの全体を明らかにして、それを効果的に変える方法を見つけるため」³⁹⁾に、「物事ではなく、相互関係を見るため、そして静態的な“スナップショット”ではなく変化のパターンを見るための枠組み」⁴⁰⁾が必要となる。

このような「システム思考は、複雑な状況の根底にある“構造”を見るための、そしてレバレッジの低い変化と高い変化を見分けるためのディシプリン」である⁴¹⁾。

このシステム思考を実践するには、「“フィードバック”と呼ばれるごく単純な概念を理解すること」⁴²⁾が基本となる。自分自身を含むフィードバックのプロセスを見ることによって、人はシステム全体の「成長の限界」を理解したり、真の問題点を探し当てる、これらに対するレバレッジを得たりできるようになる。

② 自己マスタリー

自己マスタリーとは「継続的に私たちの個人のビジョンを明確にし、それを深めることであり、エネルギーを集中させること、忍耐力を身につけること、そして、現実を客観的に見ること」⁴³⁾を示している。すなわち、自己マスタリーとは「自分の最高の志に仕える人生を

38) Senge(2006)邦訳 48 ページ。

39) Senge(2006)邦訳 48 ページ。

40) Senge(2006)邦訳 123 ページ。

41) Senge(2006)邦訳 124 ページ。

42) Senge(2006)邦訳 129 ページ。

43) Senge(2006)邦訳 40 ページ。

生きること」⁴⁴⁾を意味しており、いわば「学習する組織の精神的基盤」⁴⁵⁾となる。

③ メンタル・モデル

メンタル・モデルとは「私たちがどのように世界を理解し、どのように行動するかに影響を及ぼす、深く染み込んだ前提、一般概念であり、あるいは想像やイメージ」である⁴⁶⁾。さまざまな経営環境において、実際に何ができる、何ができないかということについては、このメンタル・モデルが深く影響する⁴⁷⁾。「人は（つねに）自分の信奉する理論（口で言うこと）どおりに行動するわけではなく、自分が使用する理論（メンタル・モデル）どおりに行動する」⁴⁸⁾からである。

したがって、このメンタル・モデルの底にある「世界はこういうものだという頭の中のイメージを浮かび上がらせ、検証し、改善する一が“学習する組織”の構築にとって画期的な大前進となる」⁴⁹⁾。

④ 共有ビジョン⁵⁰⁾

これは「“自分たちは何を創造したいのか？”という問い合わせに対する答えである。個人ビジョンが人それぞれの頭や心の中に描くイメージであるのと同じように、共有ビジョンも組織内のあらゆる人々が思い描くイメージである。」⁵¹⁾

そして、大事なことはこの共有ビジョンが「個人ビジョンから生まれる」⁵²⁾ということである。これは共有ビジョンが私利私欲の結果ということを意味するのではない。むしろ逆である。個人ビジョンとは

44) Senge(2006) 邦訳 41 ページ。

45) Senge(2006) 邦訳 40 ページ。

46) Senge(2006) 邦訳 41 ページ。

47) Senge(2006) 邦訳 41 ページ。

48) Senge(2006) 邦訳 241 ページ。「 」内はクリス・アージリスの言葉。

49) Senge(2006) 邦訳 240 ページ。

50) 「ビジョンと目的は違う。目的は方角のようなもの、全体的な進行方向だ。ビジョンは具体的な目的地、望ましい未来像である。目的は抽象的で、ビジョンは具体的なものだ。」Senge(2006) 邦訳 205 ページ。

51) Senge(2006) 邦訳 281 ページ。

52) Senge(2006) 邦訳 288 ページ。

「個人の価値観、関心事、大志に根ざした」⁵³⁾ものであり、その中には「家族、組織、地域社会、さらには世界にまで関係する側面が含まれている。」⁵⁴⁾つまり、そのような個人ビジョンをきちんと汲み上げて共有ビジョンにつなげるためのディシプリンが必要だということである。このときあらわれる共有ビジョンは敵を負かせるためのビジョンではなく、個々人が「そうしたいと思える」ような共有ビジョンとなるのである⁵⁵⁾。

⑤ チーム学習

これは「チームのメンバーが、前提を保留して本当の意味で“共に考える”能力である。」⁵⁶⁾「今日ほど、組織においてチーム学習の習得が必要とされる時代はない。・・・チームこそが、組織における主要な学習単位になりつつあるのだ。」⁵⁷⁾しかし、チーム学習が大事な理由はそれだけではない。

そもそも「思考はかなり集団的なものなので、私たちが個々に思考を改善することはできない。」⁵⁸⁾つまりチーム学習の基本である「ダイアログを通して、人は助け合いながら互いの意見の非一貫性に気づくようになる。」⁵⁹⁾こうして、「人は自分自身の思考の観察者」になることによって、「自分の思考に対して、より創造的で、より受け身でない姿勢をとり始める。」⁶⁰⁾その結果、集団的思考も創造的で一貫性のあるものとなっていく。すなわち、システム思考の実践としてチーム学習は大きな役割を持つのである。

53) Senge(2006) 邦訳 289 ページ。

54) Senge(2006) 邦訳 289 ページ。

55) したがって、「明日までに（！）自分たちの組織のビジョンを策定しなければならない」などと思い付きで話すようなリーダーは「この単純な事実が通じないリーダー」だとセンゲは言う。Senge(2006) 邦訳 289 ページ。

56) Senge(2006) 邦訳 44 ページ。

57) Senge(2006) 邦訳 318 ページ。

58) Senge(2006) 邦訳 323 ページ。

59) Senge(2006) 邦訳 327 ページ。センゲは物理学者ボームの言葉を借りながら説明する。

60) Senge(2006) 邦訳 326 ページ。

これら5つがなぜ学習する組織のディシプリンとなるか？それは「すべてのディシプリンは、部分を見ることから全体を見ることへ、人々を“無力な反応者”と見ることから“現実を形づくることへの積極的な参加者”と見ることへ、そして、現在に対処することから未来を創り出すことへの認識の転換と関連している」⁶¹⁾からである。そのことは次の言葉にあらわれている。「今日、私たちは複雑性に圧倒されるようになりつつあって、システム思考がかつてないほどに必要とされている。おそらく歴史上はじめて、人類は誰もともも吸収できないほどの情報を生み出し、誰もともも対応できないほどの相互依存性を育み、誰もついていけないほどの速さの変化を加速する能力

-
- 61) センゲはこれらの中でシステム思考を第五のディシプリンと呼ぶ。なぜならば、システム思考が「5つの学習ディシプリンすべての土台となる概念上の基盤であるからだ」という。たとえばシステム思考とそれぞれのディシプリンとの関係を以下のように述べている。(Senge(2006) 邦訳124~125ページ)
- ・システム思考は「自己マスターのよりいっそうとらえがたい面一とくに理性と直観の統合、私たちが世界とつながっていることに絶えず気づいていくこと、思いやり、全体へのコミットメントを明らかにする。」(Senge(2006) 邦訳230~231ページ)
 - ・「私たちのメンタル・モデルの大半は、システム思考の観点から見れば欠陥がある場合が非常に多い。重大なフィードバック関係を見落とす、時間的遅れの判断を誤る、目に見える、あるいは目につきやすいがレバレッジが低い変数を重視しがちである、といった欠陥だ。」「つまり、システム思考とメンタル・モデルを統合するメリットは、私たちのメンタル・モデル（自分が考えていること）が改善されるばかりか、考え方自体が変わることである。出来事に支配されたメンタル・モデルから、長期的な変化のパターンとそのパターンを生み出している根本的な構造を認識できるメンタル・モデルに移行するのだ。」(Senge(2006) 邦訳278~279ページ)
 - ・「慎重に練り上げられている限り、共有ビジョン自体に問題はない。問題は、今の現実に対する私たちの受け身の姿勢にある。ビジョンが生きた力になるのは、人々が自分の未来は自分が形づくことができると本当に信じているときだけだ。」(Senge(2006) 邦訳313ページ) ところが実際には人は「自分の現実をつくっている一因は自分にあることを体感していない。」(Senge(2006) 邦訳313ページ) このような受身姿勢を修正するのにシステム思考は役立つ。
 - ・「・・・学習するチームが習慣的な防御行動に対してとるアプローチも本質的にシステム的である。そのレバレッジは、他者の行動という観点で自己防衛を見ることにあるのではなく、習慣的な防御行動をチーム全体が生み出しているものと認識して、それを生み出し維持することに自分が果たしている役割を見出すことがある。“そこに”ある習慣的な防御行動ばかり探して、“ここに”ある行動を見落とすなら、対処しようとする努力はさらに防御を生むだけだ。」(Senge(2006) 邦訳361ページ)

をもっている。間違いなく、この複雑性の規模は前例がない。いたるところに、「システム全般における機能不全」の例・・・があり、それらの原因は単純で局所的なものではない。」そのためにこれらの「複雑性のために自信や責任はいとも簡単に損なわれる。たとえば、「それは私にはあまりにも複雑すぎる」「私にできることは何もない。そういうシステムなんだ」と頻繁に繰り返し言われている。システム思考は、私たちが“相互依存性の時代”に入るにつれて多くの人が感じる、この無力感に対する解毒剤だ。^{[62)}

この解毒剤にまず必要なのは、自分自身がシステム全体の一部であると言う認識である。即ち、自分は全体を変える潜在的な力を持っているという積極的認識なのである。このことについてセンゲは次のように言う。「私たちが“システムの構造”と言うときには、それが個人の外側にある構造だけを意味するのではなく理解することが非常に重要である。人間のシステムにおける構造の特徴はとらえにくいのだ。なぜなら私たちがその構造の一部だからである。つまり、多くの場合、私たちが、自分がその役割の一部を担っている構造を変える力をもっているということだ。」^{[63)}

これまでわれわれは多くの社会システムを観察し、分析し、評価してきた。そこで論じられるシステムに自分自身は含まれてこなかった。個人は自分自身がシステムを構成する主体であることをつい忘れてしまったり、自分とは離れたところに社会があると感じたりしてきた。そうすることによって自分の負担を少なくしたいという面もあったであろう。そして、一歩離れたところから「ああでもない、こうでもない」と意見を述べてきた。そして、一部の人間による決定も仕方ないこととして容認してきた。結果としてうまくいったようにみえる場合もあったかもしれないが、このようなプロセスは将来に対して無責任であり、あくまでも一時しのぎにすぎない。結局、個人は現実を形づくることにいっこうに参加しておらず、個人の真の決意や学習する能力は引き出せないままである。人は変わらず、社会も結局変わらな

62) Senge(2006) 邦訳 124 ページ。

63) Senge(2006) 邦訳 92 ページ。

い。そこでは社会性を生み出すことはできないのである。

したがって、大事なことは「全体」を捉えるとき、その中に自分（の考え方やふるまい）を含めて考えるシステム思考である。このようなシステム思考を用いることは複雑な社会の問題にかかわろうとする積極的態度・責任感・行動を個人に生み出すことにつながる。

このときみられるシステムはゴールに向かった直線的なシステムでもなければ、静的なスナップショットのようなシステムでもない。システム内に自分を含むことで全体（社会）と影響を及ぼしあう円環的なシステムとなる。自分が変わりつつ社会を変える動的システムである。そしてこの動的システムをまわすためには、社会をつくる当事者としての自覚と責任をもつことに加えて、自分の最高の志に仕える人生を生きようとしてること、自分のメンタル・モデルを常に振り返ること、個々人がそうしたいと思えるような共有ビジョンをつくること、メンバー間での対等なダイアログを行うことが必要となるのである。

また、センゲは上述のような動的なシステムを実現するための戦略として学習と仕事の一体化をあげた。たとえばこれまで企業ではメンタル・モデルやシステム思考を学ぶための特別プログラムが社員に準備されることがあったが、「日々の仕事に応用する機会はほとんどなかった。」^[64]つまり、ビジネスの場において学習とは“仕事の追加的なもの”でしかなかったのである。これでは個々人にとってシステム思考もメンタル・モデルも絵空事になってしまい、社会を支えているという当事者意識も育たなくなる。日々の仕事そのものにおいて“学べるまたは学べたこと”を継続的に実感し仕事に活かせたときはじめて、個々人にとってシステム思考やメンタル・モデルなどが絵空事ではなくなり、日々の仕事で必要なものとして生きてくる。“学習する組織になろう！”といったような経営トップによる演説などはもってのほか

64) Senge(2006) 邦訳 412 ページ。

であって、個々人の意識において学習と仕事がかい離するばかりとなる⁶⁵⁾。

また、このような動的システムが回るときには、個を重視するか全体を重視するかといった問題がもはや見られなくなっているという点にも注意したい。個の成長と全体の発展が“同じこと”になっているのである⁶⁶⁾。さらに、これまで二者択一だった多くの問題も解消されていく。このことについてセンゲは次のように述べている。「中央からのコントロールか現場からのコントロールか、幸せで熱心な従業員か競争力のある労働コストか、個人の実績に報いるか評価されているという実感を全員に持たせるか、など、一見ジレンマと思われるもの多くは、静態的思考の副産物である。これらが融通の利かない“二者択一”であるようにしか思えないのは、私たちが、ある固定された時点で何が可能かを考えるからだ。翌月のことを考えるならどちらか一方を選ばなければならぬかもしれないが、眞のレバレッジは、長期にわたっていかに両方を改善できるかをみるとことである。」⁶⁷⁾

5. ケーススタディー有限会社奥進システム

(1) 奥進システムの概要

本論では、ビジネスの社会性を生み出す動的システムのケーススタディとして、有限会社奥進システムを紹介したい⁶⁸⁾。まずは奥進システムの概要を以下に示す。

・大阪市にある有限会社奥進システムは、Web(ウェブ)アプリケー

65) このようなケースは「大きな文化的な変化はトップから推し進められなくてはならない」という前提に基づくと述べている。Senge(2006) 邦訳 412~413 ページ。

66) これは山脇直司のいう「活私開公」の内容に近い。山脇 (2011), 牧野 (2013)。

67) Senge(2006) 邦訳 120 ページ。Charles Hampden Turner, Charting Corporate Mind: Graphic Solutions to Business Conflicts (New York; Free Press), 1990. また、このようなセンゲの理論は個と全体の関連と言う点では「場の理論」やオートボイエシスなどの理論と似ているが、それらの一般的なシステム論よりも人間主体の経営組織の特性にあわせた理論になっている。

68) 2012 年 4 月~8 月に、奥進システムの代表取締役奥脇学氏に対して、社会性と事業性の両立に関するヒアリング調査を実施したことがある。牧野 (2013)。

ションの開発を行うソフトウェア企業である。

2000年2月に資本金300万円で設立された。社員は9名（技術6名、営業2名、経理1名）であり、うち6名が障がい者である。身体障がいのある人もいれば精神障がいのある人もいる。

- ・Webアプリケーションは、受託して開発する場合と自社製品として開発する場合がある。受託開発としては大手企業のWebアンケートシステム・業務管理システム・見積注文管理システムや大阪府の求職者情報システム（マッチングシステム）などがあげられる自社製品としては、福祉法人や事業所の職員向けのインターネットサービス「うえるサポ」⁶⁹⁾、精神障がいなどの方を対象とした就労定着支援システム「SPIS」⁷⁰⁾、発達障がい者が必要時に適切なサポートを受けられるように情報を書き込んでおくインターネットサービス「うえぶサポ」などがある。（このうち「SPIS」については後述。）
- ・基本理念は「私たちと、私たちに関わる人たちが、とてもしあわせと思える社会づくりをめざします」である。
- ・経営理念は「進取」、「自立」、「奉仕」の三つである。

「進取」とは“従来の慣習にこだわらず、進んで新しいことをしよう”とすること。みずから進んで物事に取り組むこと。積極的に新しいことを行なうこと、ということであり、すなわち新しい事に積極的に主体的に行動すること”を意味する。たとえば在宅勤務（就業環境改善）の試みなどもその一環である。

「自立」とは、“たんなる独り立ちという意味ではなく、どんな環境下でも、自分の力で最善の方法を考えて、主体的に行動しようとすること”を意味する。

「奉仕」とは、“経営活動を行ううえで、社会に対し出来ること

69) うえるサポはパッケージを約500万円でつくった。

70) <https://www.spis.jp/>参照。

はついでに積極的に取り組んでいく”ことを意味する⁷¹⁾。この「ついでに」とは、決しておまけ的な意味を指すのではなく、むしろ“常に意識をもって、社会に対する私達の役割、そして意味、また周りの環境で最大限弊社が出来ることを常に心がけて実行しよう”ということである。

2016年2月に奥進システムの代表取締役奥脇学氏を対象にヒアリング調査を実施した。上述のセンゲのディシプリンが実ビジネスにおいてどのような形で実現されているのかを聞くことが調査の目的である。まずは奥脇氏にセンゲのディシプリンを説明し、感想を伺うところからインタビューを始めた。すると、奥脇氏は「これらのディシプリンの話はどれも大変興味深いです。最近の自分の体験で言えば、メンタル・モデルの変容があげられますね。精神障がい者のための就労定着支援システムSPIS（Supporting People to Improve Stability）の開発で実感したところだからです」ということであった。そこで、今回はこのSPIS開発におけるメンタル・モデル変容の話を中心にお伺いすることとした。

以下のQ&Aはヒアリングと資料冊子「就労定着支援システムSPIS開発ストーリー」（有限会社奥進システム）をもとに作成したものである。

（2）奥進システムのSPIS

Q. ではそのSPISのシステム開発についてお伺いします。まずはシステム開発の経緯を教えてください。

A. 精神障がい者の人は就労しても1年間で6～7割辞めてしまうという

71) 奥進システムには行動指針もある。行動指針は以下の4項目。「①インターネット技術を活用し、社会に対して貢献できる企業を目指します。②お客様の立場で、奥深く進んだサービスが実現できる企業を目指します。③社員、一人一人が自立する企業を目指します。④オープンソースプロジェクトを尊重する企業を目指します。」代表取締役の奥脇氏の説明によると「基本理念と経営理念は業務に縛られない普遍的な理念。行動指針はコンピュータという仕事がらみの指針」ということである。

データがあります。たとえば厚労省の試算では精神障がい者が就労を辞めてしまう社会的損失は11兆円とも言われています。これは社会的問題のひとつです。

ではなぜ精神障がいをもつ人は会社を辞めてしまうのか？理由は様々でしょうが、そのひとつとして、精神障がいの人たち特有の調子の波があげられます。彼ら彼女らはその日その日で状態が異なります。そこで私たちは、精神障がいの人たちのその日の状態を周りに知ってもらうことが、就労継続には重要だと考えました。

実はこのように気づいたのは自社の経験からなんです。

現在、奥進システムでは精神障がい者3名、発達障がい者1名が働いています。このように精神障がいのある人と一緒に働き始めたのは6年前からです。NPO法人大阪精神障がい者就労支援ネットワーク（JSN）での職場実習を経た方が最初でした。このとき、私たちは“障がいがあるからといって特に気にすることもなく、一緒に働く。何か困ったことがあったら一緒に考えていくこう”という奥進システムのいつもの基本姿勢で接しました。

精神障がいのある人を一緒に働いてみると、調子の波があることがわかりました。当初はこの調子の波をなくすことを検討してみたのですが、調子の波をなくそうとすれば本人たちが頑張りすぎることになってしまい、かえって負担をかけることになると思いました。そこで、この調子の波をなくすのではなく、周りの人たちに調子の波を理解してもらえるような環境づくりに取り組むことにし、そのためのシステムを開発しようということになったのです。

それは、たとえば「幻聴」・「知覚過敏」・「胃腸の具合」・「頭痛」などのその日の状態を示す項目を入力して皆で確認できるシステムです。このシステムの第一の長所は、周りの人見守ってもらっている安心感が障がい者に生まれることです。第二は職場の人たちによる理解・配慮が進むことです。さらに、このシステムによって本人たちが自分の「調子が悪くなる

時はどのような状態であるのか？良い時はどのような状態であるのか？」を自己理解できるようになったことは嬉しい誤算でした。

これが精神障がい者のための就労定着支援システムSPISの開発の経緯です。このようにSPISとは、職場において、精神障がいや発達障がいの人たちのその日の状態を周りと本人自身が把握するためのシステムです。

Q. SPISの入力は障がい者（当事者）が行うのですか？

A. 「生活面」、「社会面」、「仕事面」の3つの面から複数の評価項目を設けて、これら評価項目ごとの状況を4段階（例：良い～悪い）で当事者が1日1回入力します。評価項目については最初は簡単なもの（例：「疲れた」）から始め、定期的に当事者と支援の担当者が一緒に見直しします。少しずつ細かく具体的な項目に変えていきます。支援の担当者や職場の上長は、毎日または2～3日に一度は入力内容をチェックして、気になる点があれば早めに当事者に声掛けをするようにします。

Q. SPISに対する評価はどうですか？

A. 開発後に私たちは、本当にSPISが役に立つものか、一般企業、特例子会社、精神科クリニックのデイケア、福祉施設のジョブコーチなど様々な機関に聞いて回りました。多くの方々から好意的な評価を頂きました。

しかし一方で、障がい者を雇用している一般企業から次のようなことを言われたことがあります。それは、上長がSPISにいちいちコメントを書くのが「面倒」だと言うのです。そして、障がい者のフォローにかかる時間は会社にとってプラスアルファのコストになるというのです。それを聞いた時、そのような考え方を一切もっていない私たちは「はあ、そうなんか。そんな風に思うんか。」と思いました。しかし、そのような考え方もあるのだとわかったので、そのような会社には「もしもフォローせずに障がい者がやめてしまったら新人を雇用せねばならなくなり、かえってコストがかかりますよ」という説明をするようにしました。そのように説明す

ると話がうまくいきました。このようにSPISの説明を通じて、社会性と事業性の問題に対する多様な価値観を身をもって認識できたわけです。

また、いくつかいろいろなところに聞いて回るうちに、このシステムは内容だけでなく使い方自体に意味があり、障がいのある人と周りの人との間をつなぐコミュニケーションを促進するツールとしての意味があるのだとかなりました。

Q. 社会性と事業性に関する多様な価値観に出会うと、自分自身の考えが変わることもありますか？

A. 基本的に（理念という面では）奥進システムの考え方も自分自身の考え方も変わりません。私たちは常に「世の中のために何ができるのだろうか？」を問い合わせています。「私たちと私たちに関わる人たちが、とても幸せと思える社会づくりをめざします」という基本理念もそのままです。ただ今回のSPISおよび関連のシステムを開発・提供していく、企業のお声を聴いて「あーそうなんだ」と気づくことは多くありました。

SPISを広げようとして様々な機関に接していると、一般企業や人たちが障がい者に対して何を考えているのかがわかり、それらの価値観にもとづく社会構造が垣間見えることがあります。ですから私たちはそのような状況に対して風穴を空けるためには、どこと連携して何をやればよいのかを考えます。たとえば、一般企業に対してはコストの話を理詰めで話すとアプローチしやすくなることがあります。そのような会社は私たち奥進システムと（社会性に対する）考え方方が異なりますが、SPISを利用していくだけうちに、その会社においても色々と変わってくることがあるはずと考えています。このように多様な考え方を受け止めながら外との接し方を工夫することがあります。また、自分自身も奥進システム内の社員との接し方を客観的に見るようになって変えていくこともあります。

Q. そのように自分自身の考え方や仕事のやり方等を変えていくことをどの

ように思われますか？

A. 私は社会性を追求するビジネスのモデルには正解はないと思っています。その理由は三つです。第一に社会性にゴールはないということです。キリがないのです。第二にSPISでも改めて実感しましたが、社会には多様な価値観があるということです。成果も多様になるはずです。第三に社会はどんどん変わっていきます。たとえばターゲットを常に考え直す必要もあります。ですから社会性を追求する場合、どのようなビジネスのやり方が正解かはわからないのです。つまり、やってみないとわからないのです。ですから、まずは思い切ってやりながら、自分の感性や考え方を振り返りながら、またやりながら、社会を変えていくしかないと考えています。

Q. SPISは奥進システムが単独で開発されたのですか？協力機関はありましたか？

A. 医者や当事者団体などと協力して構築しました。特にNPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（JSN）、特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会（vfoster）、特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構（COMHBO）の3団体とは強い協力関係を築けたと思います。今はこれら5団体と、それぞれのリソースを持ち寄りながら、SPISをさらに発展させたシステムを構築中です。

Q. このように他の機関と協力することにおいて、気づくことはありましたか？

A. 中小企業の方とは色々なお付き合いがありますが、今回のような大手との連携はこれまであまりありませんでした。大手の企業は奥進システムと大きく異なる点が多く、仕事の進め方や資料の作り方などにおいて勉強になります。その一方で、一緒にペースでやっていけるかなと少し心配に思うこともあります。

しかし、もっとも気づいたことはこのようなことではありません。

実は私はこれまで常に自社のリソースの範囲でなんとかしようと思ってやってきました。しかし、今回、様々な機関と連携してみて、ビジョンさえ共有していれば、お互いのリソースを利用しあってやっていけることを実感しました。同時に、組織の境界を意識しなくとも複数の組織体で同時に動けるというネットワークの面白さを感じました。また、このようなネットワークでは“超対等”であるということがポイントとなります。今回のシステム開発ではこのようなことに気づきました。このことは、自分の「メンタル・モデル」が変わったということだと思います。

Q. 自社のリソースで最も大事なものは何ですか？

A. 奥進システムの最も大事な資源は「人」です。奥進システムでは仕事に人をあわせるやり方をしておりません。人にあわせて仕事を創り出すようにしています。このように、奥進システムは人から仕事をつくる方針でやってきている会社です。

Q. どのようにして、人にあわせて仕事を創り出すのですか？

A. 個々人がやりたいことをするのが仕事ではないと私は思っています。また、お金のために働くことも仕事ではないと思っています。私は、組織の環境の中で個々人の能力を社会に対して最大限に生かすことが仕事だと考えます。そのために奥進システムでは次の二つのことをルールとしています。ひとつは皆で対等に話し合うこと。対等に話し合うことによって個々人の潜在能力があらわれます。もうひとつは、無理なことは無理強いしないというルールです。しんどいと個人のビジョンは育ちません。共有すべき組織のビジョンも実現できないからです。奥進システムでは個々人の能力を社会に向けて活かすことを仕事だと考えています。

Q. 奥進システムの社員の方々のモチベーションはどこから来ていますか？

A. それぞれが障がいをもつたりシングルマザーだったりするため、しんどかった時期があるからこそ、「働く」ことの喜びや意味を知っているところではないでしょうか。働くことで社会に関わることができるというやりがいを感じているのだと思います。ですから、もっとそれぞれの能力を社会に生かせるようにしたいと考えています。

Q. 話を戻します。先ほど他機関との“超対等”のネットワークを構築しておられるとのことでしたが、このようなネットワークの難しさは何ですか？

A. 皆のリソースを分散形式でお互いに活用しながら進めているので、対等でなければその体制が崩れていってしまいます。どこか一社でもこのネットワークを利用して儲けようすると、信頼関係は崩れてしまいます。また、別の難しさもあります。これほど信頼関係があるために、足を引っ張ってはいけないという義務的な気持ちが強くなり、プレッシャーになることです。たとえば、今、開発しているシステムの収益が出るのは2、3年後なのですが、それまで奥進システムのような小さな企業でも、ネットワークの一員としてしっかりとやっていかなければならないと感じています。

Q. その信頼関係の基盤は何ですか？

A. それは、社会的なビジョンを共有しているということです。何が問題か、何を本当にやりたいのかという“志”が同じということです。相手を利用しようなどということは一切ありません。とにかく、社会のためにやりたいことが同じであること、これが絶対的な基盤です。そしてそのように社会的なビジョンを共有しているときは、誰か一人が自分の損得に關係なく本気で「これをやりたい」と言い出せば、利益に關係なく皆が追従していくものなのです。それほど「これをやりたい」という志にはパワーがあるのを感じています。

(3) メンタル・モデルの振り返り

以上のように奥進システムでは「思い切ってやりながら、自分の感性や考え方を振り返りながら、またやりながら、社会を変えていくしかない」というやり方でビジネスを実施している。まさにこれまで述べてきたような社会と自分との関係が円環的でいつまでも相互に変容し続ける動的なシステムがここにみられた。そのようにビジネスを行う理由として、奥脇氏は以下の社会性の特徴を理由にあげた。①社会性にゴールはない、②社会には多様な価値観がある、③社会は変わっていくものである。

そして奥脇氏がインタビューの冒頭で言わされたように、今回のSPIS開発においては以下のようなメンタル・モデルの変容がみられた。そのようなメンタル・モデルの変容があつてこそ、上述の奥脇氏の言葉である「思い切ってやりながら、自分の感性や考え方を振り返りながら、またやりながら、社会を変えていくしかない」というビジネスが可能となっているのである。

奥進システムの基本理念は「私たちと、私たちに関わる人たちが、とてもしあわせと思える社会づくりをめざします」である。この基本理念はゆるぎないものとして社内で共有されている。だからたとえば、奥進システムでは仕事に人をあわせるやり方はしない。無理強いもしない。話し合いながら人にあわせて仕事を創り出すようにしている。「組織の環境の中で個々人の能力を社会に対して最大限に生かすこと」が仕事の意味と考えられている。このように人から仕事をつくっているので、仕事は「自社のリソースの範囲で」やることを基本としてきた。これも奥進システム（奥脇氏）固有のメンタル・モデルのひとつである。しかし、SPIS開発において様々な機関と連携してみて、「ビジョンさえ共有していればお互いのリソースを利用しあつてやっていけることを実感し」た。この気づきによってこれまでの自分のメンタル・モデルを客観的に見ることができ、その枠組みを変容させていくこととなった。

また変容させるまでではないが、自社のメンタル・モデルを客観的に振り

返った体験も聞かれた。(SPISを説明する際に) ユーザー企業から、「障がい者をフォローする時間はプラスアルファのコストだ」と言われたとき、社会性をコストとトレードオフに捉えるような価値観及び事業性重視の社会構造が垣間見えた。同時に、“障がいがあるからといって特に気にすることもなく、一緒に働く。何か困ったことがあつたら一緒に考えていく”という自社のメンタル・モデルを客観的にみることができた。そして、このような一般企業に対しては「もしもフォローせずに障がい者がやめてしまったら新人を雇用せねばならなくなり、かえってコストがかかりますよ」といったようなコストの論理からSPISのメリットを説明した。これは本来の奥進システムの基本姿勢とは異なる考え方である。しかし、たんに相手にあわせた営業トークとはわけが違う。相手と自社とでは明らかに社会性に対する考え方が異なるものの、だからといって相手をはねつけていてはいつまでたっても社会に風穴が開けられないと考えたのである。決して自社の基本理念を変えるわけではないが、このような多様なメンタル・モデルも「はあ、そうなんだ」とそれなりに認めながら行為を続けることが、社会性を実現するために必要だということを意味しているといえよう。

以上のようにメンタル・モデルを振り返ることは、自分の中にある社会を再認識し再構築することであり、そのことが社会を作り直すことに繋がるのである。

また、今回のインタビューで聞かれたのはメンタル・モデルの振り返りだけではなかった。「社会に風穴を空ける」といったように社会をつくる当事者としての自覚と責任をもっていること、「働く意味」を考えつつ自分の最高の志に仕える人生を生きようとしていること、社内・社外のメンバー同士で「そうしたいと思える」ような共有ビジョンをつくっていること、社内・社外のメンバー同士で「対等」なダイアログが行われていることもみられた。これらはすべてセンゲのディシプリンを具現化したものであり社会性を生み出す動的システムの要件となっていると考えられるものの、それらの具

体的な分析は今後の検討課題として残された。

6. おわりに

ここまで、ビジネスにおける社会性を捉えるための動的システムについて検討してきた。以下にその議論をまとめると。

2章ではギデンズの再帰性の理論を借りながら、今日の社会で求められる「社会性」の内容について検討した。伝統的枠組みに縛られない自由な人が増えた今日の社会では、問題にかかわる人々が協力して社会問題の解決のために、自ら価値を生み出しつつ、その過程でお互いの関係や考え方を変化させ、またそこから新しい価値を生み出していくような「再帰的な活動」が継続的に必要になる。つまり、“社会をよくする過程において、自らが学び自らを変化し続け、そこからまた皆が良いと納得できるものを生み続けることで社会をよくするという内的かつ動的な社会性”こそが自由な今日に求められる社会性なのである。

3章では社会性と事業性の両立に大きな示唆を与える理論として、ポーターらのCSV理論を紹介した。ここで注目したいのは、社会に影響を与えるながら自分自身も変わっていくビジネスのあり方である。CSVでは、自由な時代に求められる再帰的な社会性の創出がみられたといえよう。

続いて、CSV理論への批判として社会性と事業性の関係の曖昧さを指摘し、社会性と事業性の関係について以下のように検討を進めた。

社会性は事業の絶対的な方向であり、そして、事業性はこの社会性を継続的に実現するための手段であることは明らかである。問題が複雑なのは、この社会性と事業性が同じシステムとして表せないことがある。事業性で重要なのは目標達成率や計画進捗状況といった静的な“結果”である。したがって、事業性のシステムはスナップショット的な静的なシステムとなる。また、事業性のシステムは経済目標を打ち立てて、それに向かって戦略を立て計画に基づき実行されるので、いわば目的手段連鎖に基づく直線的なシステムでもある。ところが社会性はこのような静的なシステムや直線的なシステ

ムで捉えることはできない。その理由として以下の3点をあげた。第一に社会性には絶対的な価値基準が存在しない点である。第二に社会性が次々と新しい社会性を生み続ける点である。第三に社会性の内容が抽象的な理念でしか表せない点である。したがってこれらの特性から考えて、システムの外から直線的に計画し静的結果を評価しながら進めていくようなやり方で社会性を捉えるのは難しいことになる。ビジネスの社会性を捉えるためには、多様な現実と向かいあうことで主体が変化し、変化した主体が現実を新たに築きながら前へ進んでいくといったようなプロセスを動的に示すシステム論が新たに必要となるのである。

4章では、上述の動的システムの内容を検討するために、センゲのシステム論を紹介するところからはじめた。

センゲは学習する組織の基本ディシプリンとして①システム思考、②自己マスター、③メンタル・モデル、④共有ビジョン、⑤チーム学習の5つを示した。センゲがこれら5つのディシプリンで示そうとしたことは、自分自身がシステム全体の一部であると言う認識である。すなわち、自分自身が社会を変える潜在的な力をもっているという積極的認識である。

これまでわれわれは多くの社会システムを観察し、分析し、評価してきた。そこで論じられるシステムに自分自身は含まれていなかった。個人は自分自身がシステムを構成する一人であることをつい忘れてしまったり、自分とは離れたところに社会があると感じたりしてきた。そうすることによって自分の負担を少なくしたいという面もあったであろう。そして、一歩離れたところから「ああでもない、こうでもない」と意見を述べてきた。そして、一部の人間による決定も仕方ないこととして容認してきた。結果としてうまくいったようにみえる場合もあったかもしれないが、それは将来に対して無責任であり、あくまでも一時しのぎの結果論にすぎない。人は変わらず、社会も結局変わらない。そこでは社会性を生み続けることはできないのである。

したがって、大事なことは、「全体」を捉えるとき、その中に自分(の考

え方やふるまい)を含めて考えるシステム思考なのである。このようなシステム思考を用いることは複雑な社会の問題にかかわろうとする積極的態度・責任感・行動を個人に生み出すことにつながる。

このときみられるシステムはゴールに向かった直線的なシステムでもなければ、静的なスナップショットのようなシステムでもない。自分を含むことで全体(社会)と影響を及ぼしあう円環的なシステムとなる。自分が変わつつ社会を変える動的システムである。そしてこの動的システムをまわすためには、社会をつくる当事者としての自覚と責任をもつことに加えて、自分の最高の志に仕える人生を生きようとしてすること、自分のメンタル・モデルを常に振り返ること、個々人が「そうしたいと思える」ような共有ビジョンをつくること、メンバー間での対等なダイアログを行うことが必要となるのである。

5章では社会性を実現する動的システムのケーススタディとして有限会社奥進システムをとりあげた。インタビュー調査から、奥進システムでは「思い切ってやりながら、自分の感性や考え方を振り返りながら、またやりながら、社会を変えていくしかない」というやり方でビジネスを実施していることがわかった。これまで述べてきたような社会と自分との関係が円環的でいつまでも相互に変容し続ける動的システムがここにみられた。

また仕事のやり方に関するメンタル・モデルを変容させたり、社会性と事業性に関する自社のメンタル・モデルを客観的に振り返ったりした具体的な体験が聞かれた。そこでは社会に風穴を空けるために、自社と全く異なるメンタル・モデルに対してもそれなりに認めながら行為を続ける姿勢がみられた。このようにメンタル・モデルを振り返ることは、自分の中にある社会を再認識し再構築することであり、そのことが社会性を生み出すことに繋がるといえよう。

また、今回のインタビューでは以下のことも聞かれたのはメンタル・モデルの振り返りだけではなかった。「社会に風穴を空ける」といったように社会をつくる当事者としての自覚と責任をもつてのこと、「働く意味」を考

えつつ自分の最高の志に仕える人生を生きようとしていること、社内・社外のメンバー同士で「そうしたいと思える」ような共有ビジョンをつくっていること、社内・社外のメンバー同士で「対等」なダイアログが行われていることもみられた。これらはすべてセンゲのディシプリンを具現化したものであり、社会性を生み出す動的システムの要件となっていると考えられる。

最後に、今後検討したいことについて少し触れていただきたい。それは、社会性を捉える動的システムにおける「価値」の意味に関するものである。

ホルブルック（M. B. Holbrook）は消費者価値（consumer value）の本質が以下の4点であると述べた⁷²⁾。

- ・価値とは消費者、顧客と製品の間での相互作用から引き起こされる。
- ・価値とは比較的、個人的、状況的など相対的なものである。
- ・価値についての基準が個人の判断に基づくため選好的なものである。
- ・価値は買った製品や選んだブランドや所有物にあるのではなく、消費の体験にある。人々が真に欲するのは製品ではなく、体験に満足することである。

さらにホルブルックは消費者体験における価値を以下の次元で分類できると述べた⁷³⁾。

- ・本質的（intrinsic） ⇔ 手段的（extrinsic）

本質的価値はその中に目的がありそれ自身が評価されるような価値であり、たとえばリゾート時の海辺での一日やシンフォニー演奏を聴くことなどがあげられる。体験だけが本質的価値を生み出すことができる。一方、手段的価値とは目標を達成するための道具として評価されるよう

72) Holbrook(1999) pp. 5-9.

73) さらに3つ目の次元として、活動的（active） ⇔ 反応的（reactive）がある。活動的価値とは対象に対して身体的または精神的に働きかけて得られる価値である。反応的価値とは結果として対象から得られる価値であって、受動的（passive）という意味ではない。Holbrook(1999) pp. 9-12.

な価値である。

- ・自己志向 (self-oriented) ⇔他者志向 (other-oriented)

自己志向価値とは純粋に自分自身の消費行動のためだけの価値である。他者志向価値とは誰かのための価値であり、この「誰か」には家族・友達・仲間（ミクロレベル）、コミュニティ・国（中間レベル）、宇宙・神（マクロレベル）までさまざまなレベルがある。

奥進システムに対して「協働ネットワークの信頼の基盤は何か」と聞いたとき、以下のコメントが返ってきた。「それは、社会的なビジョンを共有しているということです。何が問題か、何を本当にやりたいのかという“志”が同じということです。相手を利用しようなどということは一切ありません。とにかく、社会のためにやりたいことが同じであること、これが絶対的な基盤です。そしてそのように社会的なビジョンを共有しているときは、誰か一人が自分の損得に關係なく本気で“これをやりたい”と言い出せば、利益に關係なく皆が追従していくものなのです。それほど“これをやりたい”という志にはパワーがあるのを感じています。」

このコメントから、奥進システムらが生み出している価値は上述の「他者志向」で「本質的」な価値であることがうかがえる。ここで次の仮説が立てられよう。「経済的価値が手段的かつ自己志向であるのに対して、社会的価値は本質的かつ他者志向である。そして、この価値の違いが事業性の静的システムと社会性の動的システムとの大きな違いである。」この仮説に基づく検討については次稿の課題としたい。

<参考文献>

- Holbrook, M. B.(1999), *Consumer Value*, London and New York.
- 井関利明, 藤江俊彦 (2005)『ソーシャル・マネジメントの時代』第一法規。
- 小熊英二 (2012)『社会を変えるには』講談社現代新書。
- 前田英樹 (2001)『倫理という力』講談社現代新書。
- 牧野丹奈子 (2002)『経営の自己組織化論』日本評論社。
- 牧野丹奈子 (2010A)「“関係”が“関係”を生むコミュニティビジネス」『桃山学院大学総合研究所紀要』第35巻第2号, 55~93ページ, 2010年1月。
- 牧野丹奈子 (2010B)「コミュニケーションの“エネルギー”と本質—社会性と事業性の両立はいかにして可能か」『桃山学院大学経済経営論集』第52巻第1号, 123~208ページ, 2010年6月。
- 牧野丹奈子 (2011)「“人”を大切にするコミュニケーションビジネス—成長した個人が生み出す社会性と事業性」『桃山学院大学総合研究所紀要』第36巻第2号, 1~46ページ, 2011年1月。
- 牧野丹奈子 (2012)「“全人的な個人”の関係を基盤とした経営—コミュニケーションビジネスからの示唆」『桃山学院大学総合研究所紀要』第37巻第2号, 1~25ページ, 2012年1月。
- 牧野丹奈子 (2013)「ついでに社会性を実現する経営戦略こそが社会性を実現できる」『桃山学院大学総合研究所紀要』第38巻第2号, 41~101ページ, 2013年2月。
- 松下幸之助(2005)『企業の社会的責任とは何か』PHP (『企業の社会的責任とは何か』(松下幸之助, 1974年, 非売品)を加筆修正したものを復刻したものである。)
- 岡田正大 (2015)「CSVは企業の競争優位につながるか」(DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳「CSV経営」, 『ハーバード・ビジネス・レビュー』2015年1月号, ダイヤモンド社。)
- Porter, M. E. & Kramer, M. R.(2011)"Creating Shared Value" *Harvard Business Review*, January, 2011. (DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー編集部訳「共通価値の戦略」, 『ハーバード・ビジネス・レビュー』2011年6月号, ダイヤモンド社。)
- Porter, M. E. & Kramer, M. R.(2006)"Strategy and Society" *Harvard Business Review*, December, 2006. (村井裕訳「競争優位のCSR戦略」, 『ハーバード・ビジネス・レビュー』2008年1月号, ダイヤモンド社。)
- Senge, P. M(2006), *The Fifth Discipline*, Random House Business Books (枝廣淳子ほか訳『学習する組織』英治出版, 2011年。)

山脇直司（2011）『公共哲学からの応答』筑摩書房。

和辻哲郎(2007)『倫理学(二)』岩波文庫。(『和辻哲郎全集』第十, 十一巻, 第三刷, 岩波書店, 1990年を底本としている。)

(まきの・になこ／経営学部教授／2016年5月5日受理)

Sociality in Business as a Dynamic System

MAKINO Ninako

In this paper, we use the term “sociality” in contrast with “economy” to indicate performance that creates value for society. To consider “sociality” in business, we require a dynamic system to describe the interactive change between agents tackling social problems and the society. Those who consider the concept of a dynamic system for sociality need to regard themselves as actual elements of the system. In other words, they need to recognize that they can change the system by their own efforts. In this paper, we found that consideration of such a system results in proactiveness, a sense of responsibility, and positive behavior in individuals through our interview research.

普及過程における商品カテゴリー 構成概念の変化

竹 岡 志 朗

1 商品カテゴリー

商品カテゴリーは客観的なものやアприオリなもの、つまりあらかじめ境界やメンバーとなりえる基準が決まったものというわけではない。例えば、日本における消費動向調査では、2004年3月までは「カメラ機能付き携帯電話」をデジタルカメラとして集計していたが、2005年以降は集計の対象からは除外している。このように「カテゴリー」という言葉で表現される範囲や内容は変化する。

本稿は商品カテゴリーの普及過程を意味という観点から明らかにすることを目的としている。商品カテゴリーに関する研究は過去にも消費者行動研究などで行われてきた。消費者行動研究ではカテゴリーが消費者の購買行動に重要な影響を与えていたという考えがある。なぜなら消費者が購買意思決定を行うためには考慮集合（Wright and Balour, 1977；新倉, 2005）を形成する¹⁾必要があり、その考慮集合の基礎となるもののひとつが商品カテゴリーだからである。

消費者行動研究においてカテゴリーを論じるとき二つの考え方がある。第一に静的カテゴリーといえるもので、分類学的に類似性や典型性をもとにカ

1) 考慮集合とは、人が問題状況下にあって想起する、問題解決を可能にするだろうと期待する商品群を意味している。2~8商品ブランドが想起される（Hoyer and MacInnis, 2008）。

テゴリーの境界とそのメンバーを決定するものである。第二に動的カテゴリーといえるもので、目的などに応じてアドホック (Barsalou, 1985) により出される境界とそのメンバーをカテゴリーと呼ぶものである。

本稿では消費者行動研究における商品カテゴリーに関する研究を援用し、消費者のクチコミを分析することで商品カテゴリーの普及過程を見していくこととする。

2 商品カテゴリーに関する研究

消費者は異なる複数の商品の中から商品を選択する際、ひとつだけを取り上げ個別に認識することもできるが、複数の商品全体を見渡してひとつの商品カテゴリーとして認識し、その中でひとつの商品を認識することもできる。多くの場合には後者の方、まずカテゴリーとして認識し、その後に個々の商品を認識するという方法をとる。このような方法を採用する利点としては最小の努力で最大価値の情報を獲得しようとする認知的経済性 (Rosch, 1978) があげられる。カテゴリーとして認識することで、たとえ未知のものであっても既知のカテゴリーと結びつけて認識することができ、その対象に対する理解が容易となる。カテゴリー化の方法について新倉 (2005) は①類似性 (Tversky, 1977), ②典型性, ③家族的類似性, ④グレード化されたカテゴリー, ⑤アドホックなカテゴリーの5つに分類している。

①類似性はカテゴリーメンバーの持つ属性を共通属性と弁別属性に分け、共通属性を持つ割合が高くなるほど認識される類似性が高まり、同一のカテゴリーとして認識され、他方弁別属性が占める割合が高ければ異なるカテゴリーとして認識されるとする。②典型性は他のメンバーとの程度共有する特性を持っているかによって判断するとする。③家族的類似性は、あるカテゴリーのメンバーが他のカテゴリーのメンバーと共有する属性をどれだけもつかの程度によって判断するとする。④グレード化されたカテゴリーとはそのカテゴリーの理想的な対象や頻繁に認知される対象を準拠点として形成さ

れるものである。

⑤アドホックなカテゴリーとは、カテゴリーが、目的や文脈、置かれた状況との関係の中で、その状況に合わせて作り出されるとするものである。たとえば、旅行に行った思い出を形に残すという目的を持って行動する場合、デジタルカメラを使って自分で写真を撮る（風景を撮る、同行者を撮る、自撮りをするなど）、携帯電話で写真を撮る、現地のカメラマンにお願いして写真を撮ってもらう、似顔絵師に絵を描いてもらうことで絵を持って帰るなど、様々な方法を探ることができる。また形に残したいと考える思い出の内容によっても、風景を撮る、同行者を撮る、自撮りをするなど、様々な対象がある。これら思い出として持ち帰られる「デジタルカメラで撮影した写真」や「携帯電話で撮影した写真」、「カメラマンに撮影してもらった写真」、そして「似顔絵師に描いてもらった絵」は目的に合わせて即興的に作り出される「思い出を持ち帰ることのできるものカテゴリー」であり、①～④の分類学的なカテゴリー化の方法では同一のカテゴリーとしてはあらわれないものである。

新倉（2005）は以上の①～④を属性の類似性の程度や典型性、属性の構造などに注目する静的なカテゴリーのとらえ方とし、⑤をカテゴリーをダイナミックにとらえる方法としている。①～④は自然を対象とした分類に用いられたり、商品を分類する際に用いられたりする方法として一般的な方法である。⑤のアドホックなカテゴリーは、通常の分類方法とは異なり、行為の文脈の中で、行為の目的に合わせて即興的に作られるもの、言い換えれば、その場限りのカテゴリーということもできる。このような即興的なカテゴリー概念に注目する必要性について新倉（2005）は①～④の分類学的方法の問題点、つまり消費者がどのようにカテゴリーを創造していくのかというところを見落としているという点を指摘している。そのうえで、消費者は積極的に目的や目標を持ち、自由で自主的に埋め込まれた文脈の中でアドホックにカテゴリーを創造し活動を行っている。つまり、消費者にとってカテゴリーは所与ではなく、自身が積極的に行う活動の中で、その目的に応じてアドホッ

クに作り出されるという側面があり、静的カテゴリー概念では十分につかみ取れない消費者行動の側面をアドホックなカテゴリー概念によって明らかにしようとしているのである。

以上、消費者行動研究におけるカテゴリー概念を見てきた。以下の分析の中で本稿が対象としているのは商品を「属性の束（bundles of attributes）」（Peter et al., 1999）として認識し、①～④の方法によって分類された商品カテゴリーである。⑤も重要ではあるが、消費者が商品を選ぶ際には、販売者によって既にカテゴリー分けされた商品が陳列され提示されることが多く、また雑誌における見出しの分類、インターネット上の情報サイトなどでも商品カテゴリーは①～④の方法に基づいて分類されたものが用いられていることが多い。またメーカーの開発者の観点からも、⑤は新たな価値次元（楠木, 2013）を生み出そうとする際に必要なものとして注目されるが、他方で開発者が製品を開発する際に、所与のカテゴリーを前提に商品企画を立案することから、属性とカテゴリーの関係にもとづいて明らかにすることも重要なと考える。

3 分析の対象と方法

本稿は、コンパクトデジタルカメラという商品カテゴリーの普及過程における消費者によるインターネット上のクチコミを共起ネットワークによって可視化し、コンパクトデジタルカメラという商品カテゴリーを構成する属性の変化を見していく。

共起ネットワークによる分析は、クチコミにおいて共通して登場する語の関係をネットワークとして描き、また、その共起語をまとめたクラスターを析出することで、クチコミ全体の内容を要約することができる。様々な属性は共起ネットワーク上ではネットワークを構成するノードや共起関係、つまり語や語の組み合わせという形で登場する。これを見ることで商品カテゴリーにおいて消費者に頻繁に言及される、つまり消費者にとって重要な属性を知ることができる。しかし、共起ネットワークはある特定時点におけるス

ナップショットのようなもので、普及過程の中で連続的に変化していく共起関係をとらえることはできない。つまりコンパクトデジタルカメラを分析しようとした際に収集可能な全クチコミ（本稿の場合には2001年から2011年である）をまとめて共起ネットワークを描くということは、それは2001年から2011年のクチコミにおける共起関係だけを分析することになり、そこには普及の過程における連続的な変化を見出すことはできない。

そこで本稿では2年ごとにクチコミ内の共起ネットワークを描き、それらを連続的に比較する。このような手法を用いることで、静的な分析しかできない共起ネットワークによる分析を、動的な変化を分析することのできるものとして活用することができる。

次節図2～7は2001年から2011年に発売された機種、その中でも2000件以上のクチコミがあった機種のクチコミをもとに作成している²⁾。上記データを2年ごとに分け、そこで登場する語の共起関係を分析した。共起ネットワークを描くと同時に、語のクラスター化³⁾も行っている。分析にはKH Coder⁴⁾を使用した。

本来商品カテゴリーという言葉を使用するとき、そこに含まれるのはそのカテゴリーに含まれる個別の商品である。しかし、先述の通り、商品カテゴリーはその商品が持つ属性によって分類学的に作り出されるものもある。これら具体的な商品と、そのカテゴリーの境界やメンバーを決定する属性、

-
- 2) 本来であれば2000件以上のクチコミがあった機種だけではなく全機種のクチコミを対象とするべきであるが、使用可能なデータの都合上このような形になっている。
 - 3) このクラスター化に際してはKH Coderに実装されている機能を用いた。KH Coderではいくつかのクラスター化の方法を用いることができるが、本稿ではClauset et al. (2004) のModularityにもとづいておこなっている。Modularityとはネットワーク内のノードをクラスター化する際の指標である。Clauset et al. (2004) はModularityが最適になる、つまりクラスター内のエッジ (edge) が最大に、クラスター間のエッジが最小になるアルゴリズムについて論じている。本稿におけるノードとはクチコミの中で登場した語であり、エッジとは語間の共起を意味している。このことから、クラスターは出現頻度の高い共起関係の集合といいうことができる。
 - 4) KH Coderはテキストマイニングを行うためのフリーソフトで、下記ホームページで入手可能である。<http://khc.sourceforge.net/>

つまり定義的条件と呼ばれるものの関係をあらわしたのが下記図1である。

		商品カテゴリーに含まれる商品			
		商品A	商品B	商品C	商品D
定義的条件に 含まれる属性	属性A	○	○	○	○
	属性B	○	○	○	
	属性C	○	○		○
	属性D	○		○	○
	属性E	○			
	属性F			○	
その他の 属性	属性G		○		
	属性H				○

今回の分析の対象

図1 商品カテゴリーにおける商品と属性の関係

商品ごとに共起ネットワーク分析を行うことで商品Bにおける属性Gや商品Cにおける属性Fを分析の対象に含めることもできるが、今回は商品カテゴリー全体をひとつの単位として分析する。属性FやGのように少数しか登場しない属性に関する言及は埋もれてしまうことになるが、商品カテゴリーの普及過程における消費者の認識を明らかにするという観点から、このような形を採用する。

4 商品カテゴリーの普及過程における共起ネットワーク

本稿では「○○という属性が優れている」などという評価や程度には注目せず、どういった属性に注目することで消費者が商品を意味づけているのかに注目して分析を進めることを目的としているため、名詞に注目し共起ネットワークを描いている⁵⁾。

5) 形容詞や動詞は属性、つまり名詞の程度や変化をあらわすものである。

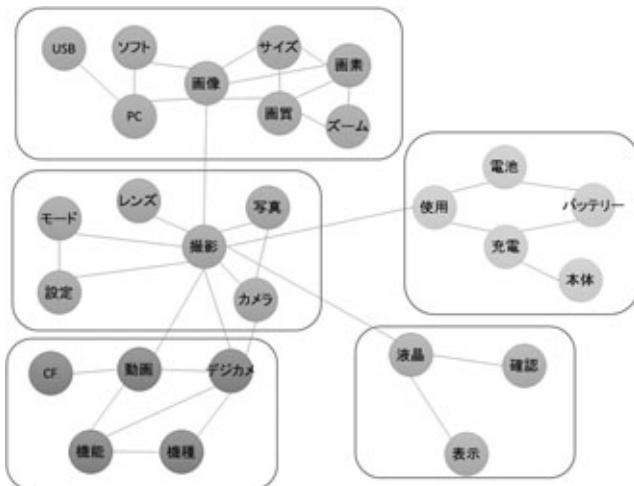
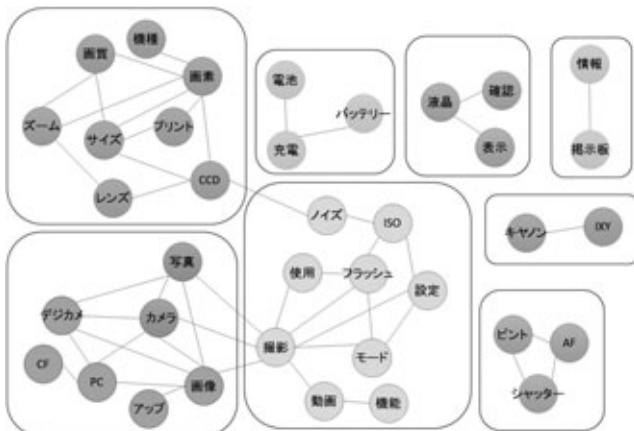
図2 2000・2001年⁶⁾

図3 2002・2003年

6) 図2～7の語の位置は描画に最適なものにした結果であり、語間の関係及び語の集合であるクラスターが分析に必要な情報となる。共起ネットワークとしてKH Coderが描いたクラスター内の共起関係はすべて描いているが、クラスター間の共起関係に関しては、その関係が強いものだけを描いている。クラスター間の共

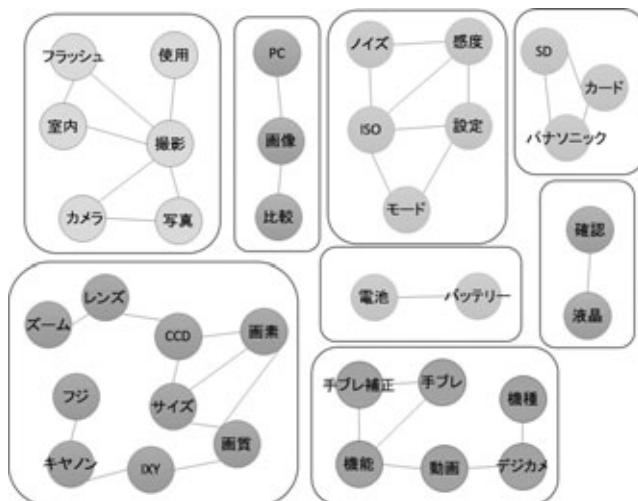


図4 2004・2005年

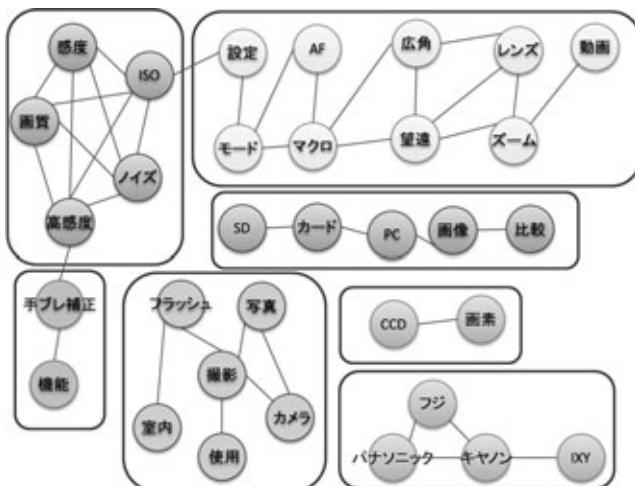


図5 2006・2007年

起関係として描かれているものの共起関係の強さは一律ではなく、分析するデータによって異なる、つまり相対的なものなので、ここでJaccard係数〇〇以上ということはできない。

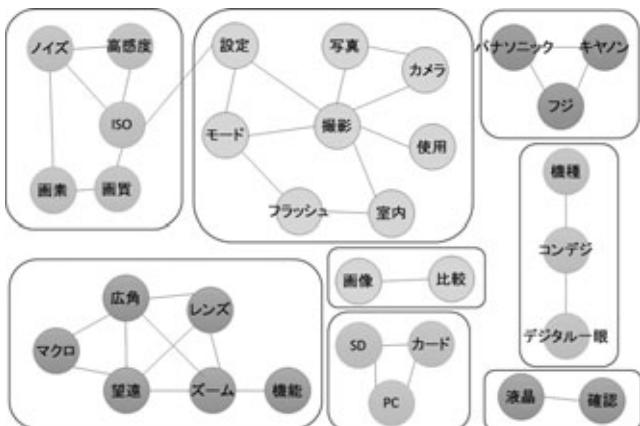


図 6 2008・2009 年

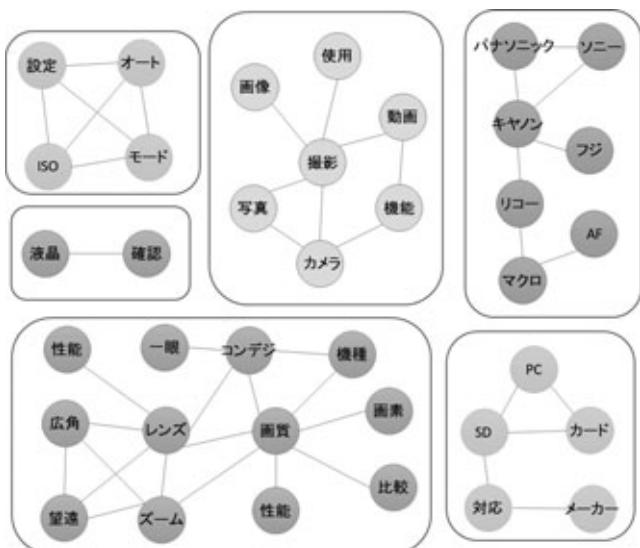


図 7 2010・2011 年

図 2～6 で登場する語を分析すると、再頻出語のひとつである「撮影」は、「フラッシュ」や「室内」と共起して同じクラスターを形成していることが

多い。室内での撮影やその中のフラッシュの使用に関する話題が、消費者にとって重要なものであることが推測される。

2004・2005年（図4）以前は多かった「バッテリー」に関するクラスターが2006・2007年（図5）ではなくなり、「バッテリー」という語自体も共起ネットワーク上には出現していない⁷⁾。他方で2004・2005年（図4）と2006・2007年（図5）には「手ブレ補正」に関するクラスターが新たに出現している。また、2008・2009年（図6）以降、「コンデジ」と「（デジタル）一眼」の共起数が増加し、同一のクラスターを形成している。このように、普及の過程では新たな語が次々と出現し、重要な語としてクラスターを形成するようになる。このような重要語の新たな登場によって商品カテゴリーに対する消費者の意味づけは連続的に変化し、商品カテゴリーの持つ意味は拡大する。

次に、「ズーム」と「レンズ」という語は、2004・2005年（図4）まではクラスター内の他の語、通常は「ズーム」や「レンズ」とは直接的に関係のない「CCD」や「画素」といった語と共に起する形で出現しているが、2006・2007年（図5）以降、「広角」や「望遠」と共起し、クラスターの中心となる語となって登場している⁸⁾。このように、普及の過程では消費者の用途の変化や技術の進歩によって過去から存在していた語が消費者によって異なる意味づけがなされ、拡散し、新たな重要語としてクラスターを形成するようになる。

イノベーションの普及のプロセスとは、一方で、使用される概念が増加するという意味で、商品カテゴリーを構成する概念が拡張するプロセスであ

7) 「バッテリー」という語はその後も当然登場している。しかし、クチコミの中で登場する回数が減少することで共起ネットワーク上にはあらわれなくなる。このような現象は、消費者にとってその語の重要性が減少したことを意味している。

8) 「レンズ」と「ズーム」は2000・2001年では同一のクラスターではなかったが2002・2003年以降同一のクラスターとなり、2004・2005年ではCCDとの共起関係で出現していたのが、2006・2007年以降「広角」や「望遠」といったレンズに直接関係する語と共に起し、2008・2009年ではレンズに関係する語だけでクラスターを形成するようになっている。

る。他方で、それら諸概念が、一時期は強い共起関係でネットワーク内にクラスターを形成するが、時間を経るにつれて、それぞれが独立し、他の概念、あるいは新しくあらわれる概念との共起関係のもと、新たなクラスターを形成するようになる。この意味で、商品カテゴリーを構成する概念が拡散するプロセスもある。

5 共起ネットワークの変化に関する考察

図2～7では登場する語とその共起関係は常に変化している。これは客観的属性としてある語を消費者が主観的に用いているからである。あるいは客観的語の組み合わせによって主観的に商品を認識しているともいえる。つまり、属性はアприオリに固定された、それ以外の解釈の存在しない客観的なものとして消費者の前に存在しているのではなく、消費者の使用の中で恣意的に意味づけられ使用されたものとして存在しているのである。このように消費者によって主観的に意味づけられる属性は異なる文脈ではあるが、使用価値（石原、1982）や抽象的属性（Peter et al., 1999）と呼ばれるものと類似するものである。図8は主観的に意味づけられる属性を図示したものである。



図8 主観的に意味づけられる属性

語の意味は単に語が指示する対象だけではなく、我々の捉え方が反映されたものである（糸山、2002）。属性も同様に、直接的に属性を知覚すること

もできるが、主観的に形成されるもの、つまり使用の文脈や捉える観点、後述の意味づけの次元を媒介にして主観的に意味づけられたものである⁹⁾。このような主観的な意味づけは本稿で用いた価格コムのようなインターネット上のクチコミ掲示板の登場によって瞬時に他者に伝播すると同時に蓄積されるようになった。また過去に書き込まれたクチコミをもとにさらにクチコミが書き込まれるため様々な消費者の主観的意味が重層的に積み重ねられ、それらが共通して参照される捉え方や後述の意味づけの次元となる。さらには、このような属性の主観的意味づけによって商品の意味や見方が変化し、それを端緒として全く新たな商品が開発されることになる（石井、1996）。

共起ネットワーク上に現れるクラスターは意味づけの次元（佐々木・新倉、1999）と考えることができる。意味づけの次元とはある属性を、それを使用する目的との関係の中で意味づける際の観点を指している。たとえば図2における「液晶」、「確認」、「表示」という語はそれぞれ、あるいはこれらの語を組み合わせた属性である¹⁰⁾。これらの属性からなるクラスターを、写真を撮るという商品カテゴリーの最大の目的と関連付ける意味づけの次元として考えると、それまでのフィルムカメラとは異なる「撮ったその場で写真を確認できる」という意味づけの次元があらわれる。このような意味づけの次元があらわれることで「液晶」、「確認」、「表示」の意味するものは単に「液晶」や「確認」、「表示」という語が意味しているものとは異なる意味を持つようになり、また商品カテゴリーにも新たな意味を持たせることになる。このような意味づけの次元は主観的なものであるが、普及過程の中での

9) このような考え方は属性だけに適用されるものではない。商品に関しても同様のことがいえる。石井（1996）はすべての「もの」や「こと」と同様に製品の意味も多義的なものであり、製品の置かれたコンテキストによってその製品の意味は異なるとしている。

10) これらの語はそれぞれが属性をあらわしているとも、組み合わせによって属性をあらわしているともいえる。つまり、「液晶」はカメラの部品として属性であり、「確認」も確認することができるという属性、また「表示」も使用者がカメラを使う上での情報を表示するという意味で属性である。さらには、これらの語を組み合わせた「液晶」に「表示」するという属性や、「確認」のための「液晶」という属性も考えられる。このように共起ネットワークに登場する語やクラスターは一意に決定することはできない。

情報の交換や書き込みの蓄積によって共通して使用されるようになる。その結果として商品カテゴリーが新たな意味を持ち、再創造されることになる。

意味づけの次元を明らかにすることは開発者にとっても重要な意味を持つ。なぜなら同じ属性において同一の程度の性能を持つにもかかわらず消費者によって評価されるものとされないものをこの概念は説明するからである。たとえば先ほどと同様、図2においては「撮影」「カメラ」「写真」「レンズ」がひとつのクラスターを形成している。このクラスター＝意味づけの次元を「きれいな写真を撮影することのできるカメラはレンズが大事」とした場合には、消費者にとってはレンズが搭載されていることは当然としても、レンズの性能が重要な意味を持つことになる。上記の意味づけの次元が正しかった場合には、同じような構成や性能のレンズであったとしてもフィルムカメラの時代からレンズの開発に力を入れ、専門家も一眼レフカメラの交換レンズとして信用し使用しているキヤノンやニコンのレンズを採用した機種が選ばれる可能性が高くなることを意味している。

このように共起ネットワーク上にあらわれるクラスターを意味づけの次元としてさらに分析することで、商品カテゴリーの普及過程における消費者の認識とその変化をより明らかにすることができます¹¹⁾。

ここまで静的カテゴリーであるコンパクトデジタルカメラの諸属性からなる共起ネットワークについて見てきた。コンパクトデジタルカメラというカテゴリーは商品の持つ諸属性や類似性に基づいて分類学的に作られた静的なカテゴリーである。しかし、その属性を構成する概念や、典型となりうる属性は普及過程の中で連続的に変化しており、静的なカテゴリーも動的なものであることがわかる。つまり、静的なカテゴリーの動的な性格が本稿の分析から明らかとなった。このような変化は、革新的なイノベーションを生み出すものではないかもしれない。しかし、このような変化は多義的な商品の意

11) しかしクラスター化までは客観的な計算の結果として析出できるが、意味づけの次元に関しては分析者の解釈であり、分析者の主観的判断の結果である。これを商品開発時のデータとして有効に活用するためには、デプスインタビューや観察法を併用する必要がある。

味が、あるいはユーザー・イノベーション（von Hippel, 2005）の過程でのユーザーによる商品への意味づけが共起ネットワークの変化としてあらわれたものであり、これに柔軟に対応することによって開発者と使用者の相互作用（石井, 1996）が起こり、漸進的なイノベーションを他社に先駆けて行うことができる可能性が高まるといえる。

6 さらなる分析に向けて

本稿では、商品カテゴリーがアприオリなものではないことを確認した上で、商品カテゴリーを構成する属性とその変化を見た。共起ネットワークに基づいた分析はあくまでも目安であり、商品カテゴリーを構成する語の変化の中心となっているものが何かといったことや、どのような内容の話題が頻出しているのかといったことを十分に知ることはできない。イノベーションの普及過程を明らかにするためには、さらなる分析手法の開発が必要である。これを今後の課題とする。

＜謝辞＞

本研究はJSPS科研費、研究活動スタート支援 25885063 および若手研究（B）15K17119 の助成を受けたものです。

＜参考文献＞

- 内閣府（2015）『消費動向調査』[#taikyuu](http://www.esri.cao.go.jp/stat/shouhi/shouhi.html)（最終確認日：2015年6月12日）
- 石井淳蔵（1996）「製品の意味創造のプロセス」石井淳蔵・石原武政編著『マーケティング・ダイナミズム—生産と欲望の相克一』白桃書房。
- 石原武政（1996）「消費者需要とマーケティング—競争的使用価値概念の提唱一」石井淳蔵・石原武政編著『マーケティング・ダイナミズム—生産と欲望の相克一』白桃書房。
- 楠木建（2013）「次元の見えないイノベーション～エレクトロニクス産業における脱コモディティー化の戦略」コルネリウス・ヘルシュタット、クリストフ・シュ

- トウックシュトルム, ヒューゴ・チルキー, 長平彰夫(編著)『日本企業のイノベーション・マネジメント』同友館。
- 佐々木壮太郎・新倉貴士(1999)「製品意味づけのプロセス—消費者の知識構造と市場の競争構造のダイアローグ」石井淳蔵・石原武政編著『マーケティング・ダイアローグ—意味の場としての市場—』白桃書房。
- 新倉貴士(2005)『消費者の認知世界—ブランドマーケティング・パースペクティブ』千倉書房。
- 糀山洋介著・町田健編(2002)『認知意味論のしくみ:シリーズ・日本語のしくみを探る5』研究社。
- Barsalou, L. W. (1985). "Ideals, Central Tendency, and Frequency of Instantiation as Determinants of Graded Structure in Categories," in *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, and Cognition*, Vol.11 No.4 : pp 629–654.
- Clauset, A. Newman, M. E. J. and Moore, C. (2004). "Finding community structure in very large networks," *Physical Review E* 70(6) : 066111.
- Hoyer, W. D. and MacInnis, D. J. (2008). *Consumer Behavior fifth edition – international edition*, Cengage Learning.
- Peter, J. P., Olson, J. C. and Grunert, K. G. (1999). *Consumer Behaviour and Marketing Strategy European Edition*, McGraw-Hill Education.
- Rosch, E. (1978). "Principles of Categorization," in Rosch, E. and Lloyd, B. B. (Eds.) *Cognition and categorization*, John Wiley & Sons Inc, pp.27–48.
- Tversky, A. (1977). "Features of Similarity," in Psychological Review, Vol.84 No.4: pp.327–352.
- von Hippel, E. (2005). *Democratizing innovation*, Cambridge, MA: MIT Press.
- Wright, P. and Barbour, F. (1977). "Phased Decision Strategies: Sequels to an Initial Screening," *Graduate School of Business Stanford University Research Paper*, No.353.

(たけおか・しろう／本学兼任講師／2016年4月15日受理)

Transitions of Product Category Concept in Innovation Diffusion

TAKEOKA Shiro

A category of product is not objective or a priori existence. In other words, a boundary or members of category is not determined in advance. In researches, there are some approaches to concept of category. To classify concepts, one is static approach, another is dynamic approach. In static approach, a category is regarded as bundles of properties. On the other hand, in dynamic approach, a category is constructed impromptu in decision making. Both of these researches, a concept of category is the point at issue because of this concept is important theme as consumer's decision making in consumer behavior researches. In detail, consumers are affected categories of products as consideration set in decision making processes.

In this research, we consider category of concepts in innovation diffusion processes. In innovation diffusion, meanings of product categories transit one after another. This article makes this transition visible with using of text-mining. There are some advantages in using text-mining in this research. First, a text-mining tool allows us to review all terms that describe products and to examine the referential relationship among those terms or the co-occurrence relations among the terms. By abstracting the semantic dimension of all terms, we can avoid the problem of whether the terms used by parties are comprehended by observers in the same way. Second, a text-mining tool is able to identify the commonality of co-occurrence relations among all terms because such a tool allows massive amounts of data to be identified and quantified. Third, a text mining tool can uncover the commonality of co-occurrence relations between more than two terms. Because a greater number of collocated terms imply a

narrower interpretation, it is more likely that parties and observers will share technology values.

In concrete, we use co-occurrence network analysis. Co-occurrence network is described based on term's co-occurrence relationships. In short, this analysis is a summary of writings (in this article, electric words of mouth which is written at kakaku.com). Then we can describe clusters on co-occurrence networks. We regard this clusters on co-occurrence networks as levels of meaning. Level of meaning affects consumer's cognition and then consumer's decision making processes. Using this approach, a manufacturer can perform and make an incremental innovation ahead of others.

<研究ノート>

公共図書館の現場で多くの職員が 悩んでいる諸問題

山 本 順 一

図書館の現場を主要な対象とする図書館情報学という分野を守備範囲にしているわたしには、年に何回か講演や研修の講師に声がかかります。現場をもつ学問分野の研究者は、現場が抱え悩んでいる諸問題について、一定の処方箋を描ける‘臨床医’でなければならないと、わたしは常日頃考えているのです。1928年、世界で最初の、当時は‘図書館学’(Library Science)と呼ばれていた分野のPh.D.を発給する博士課程の大学院をおいたシカゴ大学の立ち上がりのファカルティ・メンバーには図書館の現場出身者はニューベリー・ライブラリーにいた印刷史研究で顕著な業績をあげたリー・ピアス・バトラー(Lee Pierce Butler, 1884–1953)がいますが、それ以外は教育学とか社会学の分野に業績を誇る研究者で固められました。すでにアウトサイダーとしての眼で現場を眺めるということの大切さが理解されていたのだと思います。

さて、今回、日本の図書館現場にささげる、この拙くささやかなノートのきっかけは、現場在職の知己のひとり、富山県立図書館普及課に勤務されている長田和彦さんから、2016年2月25日に同図書館で北陸地区図書館職員研修会および富山県図書館協会の公共図書館全県研究集会の研修として、「21世紀デジタル・ネットワーク社会における公共図書館と利用者プライバ

キーワード：公共図書館、図書館情報学、個人情報、ライブラリー・プライバシー、著作権

シー」というタイトルで話すよう依頼されたことにあります。予定された時間が13:30から16:00、2時間半という大学の授業の1コマ(90分)を上回るものでしたので、この機会について現場の人たちが日頃抱いている問題について一緒に考えようと思い、その旨を長田さんに伝え、事前に公共図書館現場からの質問を募っていただいたのです。結果的には、10分程度の休憩をはさみ16:30あたりまで話していましたが、本論も話しつくさず、また事前にいただいた質問にも舌足らずで、十分には答えきれませんでした。

本稿は、このときに用意したもの、また話をしながらの聴衆の反応をうかがいながら考えたこと、また終わってから長田さんと話をしながら修正を加えたことを整理したものです。おそらく日本全国の公共図書館現場で広く共通に意識されている問題だと思いましたので、本務校の学内紀要を使って、公開することにしました。現場でひとりの(反面)教師の示した処方箋として活用していただければ幸いです。

このときいただいた現場からの質問は大きく二つに分かれます。ひとつは個人情報の取扱いについてで、いまひとつはそれ以外の現在問題とされている事柄です。具体的には、以下のようないくつかの質問でした。

1. 個人情報の取扱いについての質問

質問1 図書館のカウンター窓口に設置されている電話にかかるくる通話

質問2 利用者登録申請用紙の男女の別を記入する欄

質問3 図書館資料を借りたまま利用者が亡くなった場合

質問4 地域住民の先祖についての情報

質問5 個人情報や家系に関する情報が掲載されている地区史などの資料

質問6 地域の公的事業の記録に掲載されている個人や家族の情報、家系
団等

質問7 古文書などの歴史資料に掲載されている個人情報

質問8 個人情報保護法施行以前発行の個人情報が掲載された資料

質問9 図書館所蔵の名簿類の利用と複写

- 質問 10 地域の学校史等掲載の名簿等の取扱い
- 質問 11 図書館の恒例行事についてHPでお知らせ
- 質問 12 イベント実施後の撮影写真の館内掲示、館報・広報紙掲載
- 質問 13 行事の動画撮影、資料としての保存・管理、貸出
- 質問 14 権利者の許可を得た図書館・郷土に関するニュース映像・記事の
資料としての所蔵、保存・管理、貸出
- 質問 15 個人撮影写真の寄贈受入れの利用提供とデジタル化公開
- 質問 16 メールやSNSで利用者から送られてきた画像やテキストの図書館
ホームページでの公開
- 質問 17 図書館（敷地）内の防犯カメラの設置
- 質問 18 警察からの図書館（敷地）内の防犯カメラ画像の提供依頼
2. 日頃、業務上で気になっている事柄
- 質問 19 現物資料の取寄せに関して
- 質問 20 住宅地図に関する複写サービス
- 質問 21 館内における図書館資料のデジカメやケータイによる撮影
- 質問 22 マンガ等を収集・提供の対象とせず未所蔵の図書館におけるマン
ガ作品等を相互貸借に応えるとしている所蔵館に対しての利用者か
らの取寄せ依頼
- 質問 23 除籍資料の販売

それでははじめることにいたします。

1. 個人情報の取扱いについての質問

ひとつめのわたしからの問い合わせ（で長田さんが修正してくださったも
の）は以下のようなものでした。

図書館利用者の個人情報や図書館資料の取扱いなどで、職務上、プライ
バシーをめぐる問題でこまつたこと、気になっていることなどがあれば、
一緒に検討したいと思います。できるだけ具体的に記述してください。

ご存知のように、日本の公共図書館の世界では、「図書館の自由に関する宣言」¹⁾という業界規範があります。1954（昭和29）年に日本図書館協会で採択されたこの業界規範は、1979（昭和54）年に改訂され、そのときに「第3 図書館は利用者の秘密を守る」という項目が加えられました。「図書館の自由に関する宣言」のモデルとされたアメリカ図書館協会の「図書館の権利宣言」（Library Bill of Rights, 1939）²⁾では、当初から‘ライブラリー・プライバシー’の理念が当然に随伴する主要な権利利益と認識されていたのですが、検閲の禁止が強く意識された日本では、「利用者の秘密を守る」という‘ライブラリー・プライバシー’は25年遅れでその大切さが関係者の意識に明確な姿をとってあらわれたのです。

アメリカでは、「図書館の権利宣言」が図書館利用者に保障しようとする権利を‘知的自由’（intellectual freedom）と呼んでいます。‘知的自由’という理念は、「なんらの制約なく、（自分の信じる）思想を保持し、受容し、そして広める自由」³⁾を含むとされています。そのためにはあらゆる思想が盛られた多種多様な図書館資料を安全に読むことが当然の権利とされなければなりません。

世界と国内の民主主義社会を前進させるためには、現在の体制矛盾を批判し、是正させ、ひとりでも多くの市民が幸福に暮らせるよりよい社会を少しずつ建設する必要があります。体制から疎外された創造的批判をする貧しい人びとは先人の知恵に学ばなければならず、求める情報知識に無償でありつける公共図書館を利用せざるを得ません。そのとき反体制的傾向を帯びた図書館資料を利用しているという事実が露見すれば、体制的秩序維持を図る政府やそこに利益を見出すそのときの多数派による社会的政治的差別、迫害に遭遇することが懸念されます。そのためには矛盾をはらむ体制の改革を図ろ

1) <http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>

2) <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill>

邦訳はhttps://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/ala_1996.html

3) <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/censorshipfirstamendmentissues/ifcensorshipqanda>

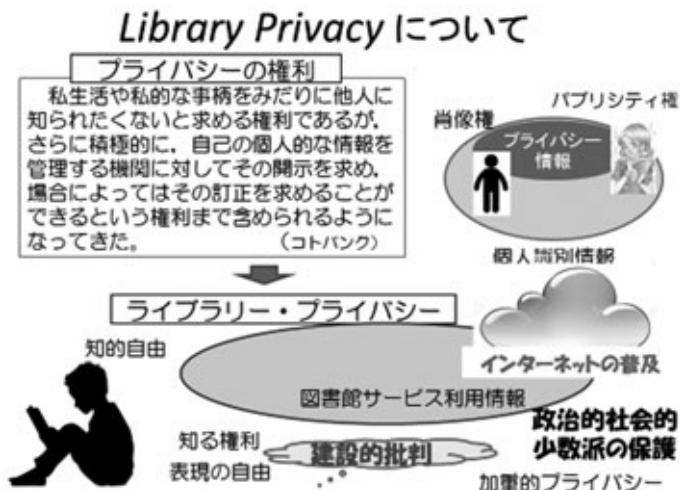


図1 Library Privacyについて

うとする少数派、マイノリティの図書館利用事実を秘密にしておかなければなりません。これがアメリカの図書館界に限らず、実質的に全米50州とワシントンDCで市民の法的権利として保障されている‘ライブラリー・プライバシー’という理念です。この最大多数の最大幸福を目指す図書館に関する素晴らしい法的理念を図解したものが図1の‘Library Privacyについて’です。

この20世紀に生まれた知的自由、ライブラリー・プライバシーという理念は、1990年代以降の急速なインターネットの普及によって、大きく見直されなければならない事態が生じているように思います。誤解をおそれず端的な言い方をします。その引き金は‘ビッグデータ’と‘データマイニング’の効用です。政治経済的に覚醒した少数派おおび現在の生活を享受する多数派の図書館利用者の生活と存在の安全を総体として確保しながら、その図書館利用事実を生の形で流出・漏洩させず、匿名化したうえでデータとして利用し、図書館サービスの向上を図るという方向をめざさざるを得ないということです。プライバシーは厳然と守る。しかし、多数の匿名化個人的情

報は利用をするという形での図書館実務の定着が望まれる、とわたしは考えています。

以上のことを押さえて、私が現場の図書館職員の人たちからいただいた具体的な質問に取組んでいきましょう。

質問1 図書館のカウンター窓口に設置されている電話にかかる通話について、日中は事務室に転送しているが、夕方以降はカウンター窓口で受けています。利用状況や調査相談に関する利用者からの問い合わせもあり、気をつけていますが利用者のプライバシーを守れているか不安になります。

‘図書館利用者の秘密を守る’という‘ライブラリー・プライバシー’は、その読書事実やウェブページへのアクセス事実、レファレンス質問などの内容と特定個人識別情報が結合されたときに問題となります。この場合には、電話での問い合わせの内容（が漏れる）ということと個人の特定が通話している担当者の付近にいる第三者の誰でもが容易に推測可能というときに知的自由保護の要請に応えられない懸念が発生することになります。

したがって、通話相手の個人が特定されなければ問題とはなりません。電話で応対する担当者は特定個人の氏名を口にせず、その存在が容易に推知できないような受け答えをすればよいのです。この問題は夕方のカウンター周辺にいる図書館利用者の問題というよりも、むしろ公立図書館の場合には地方自治法34条が定める守秘義務を課された、電話に応対した図書館職員の法的責任が問われます。担当者が常勤、非常勤の地方公務員でなく、指定管理者の職員や派遣職員などの場合は、業者との契約で守秘義務を課しているはずです。

質問2 当市立図書館の利用者登録申請用紙には、男女の別を記入する欄があります。性的マイノリティへの配慮を考えると、今後性別記入欄は削除していくかなくてはならないのでしょうか？

ご質問は、本人確認が求められる利用者登録に性別記入が必要かということに尽きます。館内に入ってこられた利用者に対して閲覧サービスその他の情報提供をしたり、図書館ポータルにアクセスしていただき、そのサイト内のウェブページを訪問していただけであれば、匿名でもかまいませんし、本人確認はなくてもよいかと思います（図書館が管理運営するウェブページに関してはアクセスログが残ります）。大学図書館等とは異なり、多くの日本の公共図書館は入館時にBDSで入館者をチェックするということはありませんから、^{いわげん}一見さんの図書館利用については利用者登録が前提にもなっていません。

公共図書館で利用者登録が必要とされるのは、図書館が公用の資産として保有する図書館資料の貸出し、契約により登録利用者にアクセス可能としている利用者本人による商用データベースのインターネットを通じての利用くらいだと思います。延滞時の返却の督促やベンダーとの契約に従い不正違法なデータベース利用を防止するために本人確認をしなくてはなりません。しかし、記入された利用者登録申請用紙を受付けるときには、運転免許証、学生証などのピクチャーアイデンティティ、健康保険証などの公的文書によって確認しているわけですから（場合によっては本人あてに届けられた手紙やはがきを‘生活の本拠’をもつ在実する人物の証拠として確認することもあります）、性別は必ずしも必須不可欠の本人確認のための個人情報ではないように思います。

利用者登録申請用紙に記入された情報は図書館の能動的サービスの実施にも利用可能です。図書館でなんらかのイベントや事業を行おうとするとき、郵便もしくは電話、eメールを用いた参加の積極的勧誘もすべきだと思います。しかし、このときは利用者登録情報を任意に活用すれば十分です。

結論的にいえば、利用者登録申請用紙の性別欄への記入は任意とすればよく、将来的にこの性別欄を廃止するかどうかは当該図書館が主体的に検討すればよいと思います。むしろ、大切なことは‘LGBT’（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）に対する理解を深めるために図書館

はなにができるかを考えるべきだと思います。アメリカの公共図書館ではLGBTに関する資料を積極的に収集し、そのコーナーや部屋を設置しているところが少なくありません。

質問3 図書館資料を借りたまま利用者が亡くなった場合、家族に返却を求めているが、本のタイトル等を伝えて家の中を探してもらうのは問題がありますか。

探しても本が見つからない場合、賠償の責務は相続人に相続されると考え、了承いただければ家族に弁償を求めています。

故人の債権債務は、原則として遺族に相続されます。したがって、亡くなられた図書館利用者の図書館に対する債務、借りた本は返さなければならぬという債務は、原則として相続人である遺族に引き継がれます。また、このとき貸出資料の書名等の書誌事項を遺族相続人である家族に伝えざるを得ません。当該資料の貸出利用者が存命であればその書名等の書誌データが特定人格と結びつき、ライブラリー・プライバシーを構成しますが、心理的・精神的苦悩、負担、苦しみが存在しない死者（の靈）にはプライバシーは存在しません。問題とされる余地があるのは一定の個人に関する事実が喧伝された場合に発生する遺族相続人の精神的打撃ですが、直接遺族に書誌事項を伝え、返却をうながす場合には外部にその情報が漏出する懸念はないはずです。この質問にあるように、故人が借りた図書館資料の返却を遺族にお願いすることには問題はありません。

個人情報保護法2条1項にも、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と定められています。(ちなみに、鳥取県の「個人情報保護条例」では個人情報保護の「個人」の取扱いについては、「死者」も含まれる解釈になっていますが、それは「死者の情報は、個人情報に含まれる。その理由は、死者の情報であっても、適正に管理する必要があることと、実務上、すべての個人情報について、生存する者の情報

であるかどうか確認することが困難なためである」⁴⁾と記述されているように、行政作用の便宜を優先させたものと理解できます。)

また、故人（被相続人）および遺族（相続人）の故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害（図書館資料の消失）することになったわけですから、民法709条にしたがって、遺族（相続人）は債権者である図書館に対して損害を賠償する責任（同一著作の弁済）を負うことになります。

当該貸出資料と同じ資料を受け入れるのに必要な現金による弁済でも、現物による弁済でもかまいません。貸出資料が絶版などの事情で市場から入手できない場合には類書によって代替されることにも合理性があります。

ひとつ余計な事柄についてふれておきます。当該図書館が観光地や都心など社会移動が頻繁に発生する地域に立地している場合には、貸出資料を返却することなく転居する人たちが少なくありません。この場合も転居先が分かれば、本人に返却をお願いすることになります。とくに著名な温泉その他の観光資源を擁するところでは、派遣やアルバイトなどの短期雇用による短期居住の住民利用者が図書館資料を借りたまま所在不明となるケースも少なくありません。このような場合には回収不能となります。外国の公共図書館のなかには、避暑地やリゾート地などに夏期だけ開館する図書館があるようですが、貸出返却等のサービスについて資料管理上一定の基本方針が必要となります。

質問4 地域住民の先祖についての情報は、どこまでプライバシーへの配慮が必要か。時代の観点と情報の内容（住所や家系、功績、経歴、身分、病歴や犯罪歴等）の観点からどうあるべきか教えてください。

アメリカでは、歴史的資料コレクションを整備した公共図書館が市民のルーツ探し、先祖探検の場として大いに利用され、系図学、系譜学と訳され

4) 「(鳥取県)個人情報保護条例の趣旨、解釈及び運用」p.3.

<<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/424047/h25kojinnkaishakuunnyou.pdf>>

る‘genealogy’の調査研究手法を教えることが図書館の役割ともされています。そのようなアマチュア市民研究者の系図学研究がプライバシー侵害にあたるというような議論は聞いたことがありません。このような質問が出てくること自体がきわめて日本のだと思います。

質問2で説明したように、宗教観は別として、個人情報保護法にも明らかのように、物理的にすでに生命反応がなく静止的な物体、もしくは物質的実在の消失した死者（dead body, dead person）には法的に保護すべき人格的利益は存在しません。「プライバシーへの配慮」が必要なのは現に生存している個人だけです。

著作権法には‘著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護’を定めた60条の規定があります。「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。」とあります。これも死者に向けられたというよりも現存する人たちの死者に対するマナーという社会的価値を尊重するもので、その保護法益は遺族や近親者の感情を慰撫することにあるとしても、地上から消滅した死者に帰属するはずがありません。

質問5 個人情報や家系に関する情報が掲載されている地区史などの資料が寄贈された場合の取扱い（配架場所、複写等）については、どのような形で寄贈者の意向を尊重すればよいのか。また、同様の郷土資料、地域行政資料について、過去に寄贈された資料につき、寄贈者の意向が確認できない場合はどのように判断すればよいのか。

出版、公刊された資料は、基本的に社会に広く公表されたものです。原則的に図書館が利用に供する場合に秘すべき、利用制限をかけるべきものとは考えられません。もっとも、土地改良事業（圃場整備）や土地区画整理事

業、都市計画事業、都市再開発事業などの公的事業の報告書などで、地権者の氏名や関係情報、家系にかかわる情報が直接ないし間接に掲載されていることは少なくありません。このような情報は事業実施の前後にマスメディアなどによって周知され、公知の事実となっていることが多いと思われます。なんらの条件も付されず寄贈された場合には、原則として通常の利用提供となります。寄贈者が寄贈にあたって、郷土資料コーナーなど特定の配架場所を指定したり、家系図などの情報の取扱いについて一定の利用制限をかけることを条件とした場合には、その合理性を勘案し、その意向を尊重すべきだと思います。多くの場合は、うえに述べた通り、もともと広知ないし公知の事実でしょうから安易に利用制限に応じるべきではなく、原則を述べ説得に努めるべきです。

このような資料を過去において寄贈者からなんらの条件を付されることなく図書館が受け入れた場合には、あらためて寄贈者ないしその遺族に意向を徹する必然性はありません。図書館が合理的な思考をし、独自に取扱いを決めればよいのです。

問題は、掲載されている家系図、故人の情報が現存する特定個人の基本的人権の侵害につながるおそれがあるときです。相当の蓋然性で特定個人にいわれのない（切迫した）被害の発生が懸念されるときのみ、図書館は複写・複製の制限等を含む利用制限を検討する余地があります。

質問6 土地改良事業や区画整理事業、都市計画事業、都市再開発事業など、地域の公的事業の記録として、かつて地方自治体や公的団体が編集刊行した古い資料で、特定個人や家族の情報、地権者等の家系図が掲載されている図書館資料の取り扱いにつきアドバイスがほしい。

地方自治体や公的団体がその名義で編集公刊された資料は、2016年現在の著作権の存続期間は公表後50年ですが、このような場合の対応については著作権は関係ありません。現存する特定の関係者への人権配慮だけが求められます。個人情報や家系図が親族や遺族、関係者の権利利益に影響が生ず

るおそれがなければ地元社会の貴重な歴史的情報として利用に供するべきです。当該資料が直接言及している本人が死者の場合、その個人情報を保護する必要はありません。現存する個人へのなんらかの影響が懸念される場合でも、学術研究目的をもつ利用の場合には配慮が期待されることができます。

質問7 図書館では、古文書などの歴史資料がよく利用されます。「戦後70年」とはいいますが、図書館はどの時代までの個人情報を守ろうとすればよいのでしょうか？江戸時代、明治期に書かれたもの、公表・出版されたものなら大丈夫なのでしょうか。

アメリカの外交文書は、作成後20年以上が経過したものは公開の方向で管理されています。日本では、30年を経過した外交記録は公表する建前とされているようです。人の世は「歴史は捏造できる」という認識理解をもつべきではなく、将来に同じ過ちをしないように努めるという意味でも、「歴史に裁かれる」という政治社会的感覚をもつべきだと思います。そういう意味ではすべての歴史文書は図書館資料の一部を構成するかどうかの問題ではなく、いずれすべてを白日のもとに晒けだすべく保存・管理すべきものと考えます。

質問に即して答えます。図書館が守らなければならないのは、現存する特定可能な関係者の基本的人権です。配偶者、孫、子や現存する関係者の利益にまったく影響を及ぼす懸念のない死者の個人情報は保護する必要はありません。江戸時代、明治期に作成された文書であっても、そこに記述されている事実が現在の差別や迫害につながると思われる場合には、有識者を交えた図書館内の検討を経て利用制限をかけることはあります。このとき過去の差別を糾弾し、現在の平等を説こうとする研究目的の利用にまで一律制限を課すべきではないと考えます。

ちなみに、この場合、必ずしも著作権の存続期間には関係ありません。書簡など未公表著作物については公表権が関わってくる余地はありますが、公表された著作物については現存する特定個人への影響だけを考慮すれば十分です。

質問8 個人情報保護法施行以前の資料の復刻版で個人の住所等が掲載されたものを発行元から寄贈された場合、貸出や閲覧についてどのように取り扱うか。

組織の内部資料でなく、公刊された出版物については、そこに掲載された事実は一般に公知のものとなります。掲載された出版物の内容については、一義的にはその出版社が責任を負うものであり、民主主義社会において格別の意義をもつ図書館といえども、公表された事実についてはその流通の経路のひとつに過ぎません。日本の個人情報保護法は多義的であいまいな主観的利益の実態をもつプライバシーを定義せず、広汎な個人識別情報の取扱いを規律する構成となっています。当事者の主観的利益よりも知る権利、知的自由という対社会的な視点を重視する図書館にあっては、プライバシー配慮の確定判決でもない限り、原則として公刊物を利用に供するべきです。

もっとも、この質問がなされる背景として、2007(平成19)年に休刊された「日本紳士録」のような事情があるように思います。中央省庁の局長級以上、上場企業役員、作家、弁護士、医師など約10万人の経歴や住所、家族関係などが記された「日本紳士録」は、福澤諭吉が設立した交詢社が1889(明治22)年に発行し、後に株式会社ぎょうせいの発行となり80版を重ねた人名録です。この「日本紳士録」に対して、2005(平成17)年に個人情報保護法が実施されてから、相次いで削除依頼があったとのことです。個人情報保護法23条2項のオプトアウト規定を適用し、対応するようになったわけですが、円滑な編集公刊が難しくなり、休刊に追い込まれたようです。

個人情報保護法を契機として個人識別情報についてきわめて神経質な雰囲気が醸し出されたことは事実ですが、わたしたちの社会生活において人物情報や企業情報などに対する情報需要が減じたわけではありません。図書館には生存する本人や遺族等の関係者等の人権への配慮が望まれますが、図書館が収集する資料は一般にすでに公刊、公表されたもので、基本的にはそこではじめてなんらかの権利侵害が発生するということはありません。当事者と出版社との関係に直接接続するものではなく、法的には切断されています。

個人史は文学作品や歴史研究など学術活動にもかかわり、また欧米を含む諸外国ではアマチュアの系図学（genealogy）研究を支援することは図書館の主要なサービスだと認識されています。

質問9 個人情報保護の観点、発行所の要請等から、利用者に対して名簿の複写はお断りしていますが、他館ではどのような対応をしておられるのかお聞きしたい。

このような質問がなされること自体がこの問題について当該図書館の主体的検討によって図書館利用者の利益をほんとうに守ろうとする独自の哲学の形成につながるのであれば大いに意味があると思いますが、無批判に事なかれの横並びの図書館サービス運営に資するものであれば哀しい現実にはなりません。

2003（平成15）年に個人情報保護法が成立、施行されて以降、自治体では個人情報保護条例が実施され、多くの公共図書館で住所、氏名を掲載した名簿等の閲覧制限が行われるようになり、名簿等が収集の対象から除外されるところさえあらわれています。「図書館資料複写取扱規程」とか「図書館資料の個人情報取扱規程」などを定め、「電話帳（ハローページ）、名簿の類の複写は認めない」とか、「各種の名簿、名鑑、人名録類の閲覧・貸出しを禁止する」としているところが少なくないようです。もっとも、名簿等を閲覧に供していれば、手書きによる書写およびケータイによる撮影まで干渉することは現実に困難で実際のところ複製はOKですから、複写・貸出の禁止には意味があるようには思えません。やっかいなことに巻き込まれるのをきらうこの国の図書館の体質が端的にあらわされているに過ぎません。「一般に販売されている資料、広く配布されている資料、被掲載者の承諾を得た場合を除く」とあるのは、公知、周知の情報ですから情報提供機関としては当然の措置です。

日本図書館協会は、2006年10月、内閣府に対して意見を提出しており⁵⁾、

5) <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/hogohoupubcom.html>

そこでは「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務」とし、「図書館は、自らの責任において作成した収集方針に基づき、国民の知る自由を保障するため必要と考えられる資料を可能な限り収集」し、「図書館は、国民の知る自由を保障するため、人権又はプライバシーを侵害するなどの正当な理由がない限り、原則として国民に（名簿等を含む）すべての図書館資料を提供する」ことを確認しています。また、公共図書館現場の職員が主体となっている図書館問題研究会は「国立国会図書館や全国の公立図書館では、各種名簿や電話帳、住宅地図に至るまで様々な利用制限措置が拡大している」現実を指摘し、「国民の知る権利」の意義を認識しつつ「個人情報の有用性」に配慮し、名簿等も含めて、今後も図書館の任務である「資料収集」「資料提供」「資料保存」を萎縮することなく行うこと」を要請しています⁶⁾。

歴史上の偉人や変人奇人、地域社会に大きな貢献をした人たち、身近なすばらしい生き方をしたなかば公的な人物、とんでもなく許せない犯罪、反社会的行為を行った反面教師的人物、そしてさまざまなイベントに招こうとする文化人やタレント、このような過去および現在の人物の情報の流通を阻害する図書館というものがあり得るのかどうか考えてみれば、このような質問が出てくること自体がこの国の図書館の不自然さを象徴しているように思います。物故した人物以外に、架空の人物、現存する実在の内外の人物まで収録した人名事典の存在までこの国のある図書館は否定するつもりでいるとは思えません。

質問 10 地元の学校が編纂した学校史等で名簿のあるもの含む名簿類の取り扱いについて当図書館は以下のような取り扱いをしています。

- ・住所・電話番号等の記載があるものを非公開にしている。
- ・利用者用OPACのデータベースには書誌データを掲載しておらず、利用者がOPACを検索しても名簿類はヒットせず、利用者からは書誌

6) <http://www.jca.apc.org/tomonken/meiboapeal.html>

データが見えない。

・学校史等の一部に名簿がある場合、名簿部分を袋とじにしている。

Q1. このような場合、いつまで名簿類掲載の事実データを非公開にしておくべきか？「歴史的資料」になれば公開してよいのか？たとえば、発行後50年や100年で公開するといった基準を設けることはできないのか？

Q2. その存在を利用者に隠している名簿類をレファレンスに利用することの是非。

たとえば、（住所・電話番号は答えず）名前記載の有無のみを聞かれた場合は、回答してもよいか？そもそも、利用者に対しては「ない」ことになっている資料をレファレンスに利用してもよいか？たとえば、古く出版された農村部の土地改良事業の資料のように、家系図や個人情報が含まれているものの取り扱いが分からぬ。

地元の小学校や中学校、高校などの周年記念誌などに掲載される卒業生の名簿やそこに勤務していた教職員のリストは、必ずしも公人とはいせず、コミュニティの片隅でけなげに生きている市井の人たちの存在を明らかにするものであり、公的記録ではあっても、公知・周知の情報とは言えず、そこに記載されている氏名、住所、電話番号が特定の用途に利用されたり、他の当該個人の情報と結合されることにより、プライバシーに接近する情報となり得る可能性は否定できません。この質問で前提とされている当該図書館の名簿類の取扱いは、これまでにその図書館が経験した面白くない事件に学んだものかもしれません、一定程度その図書館の‘見識’を示しているようにも感じられます。しかし、当該名簿類の個々の書誌データを事務用データベースには保存し利用しながら、利用者に公開しているWeb-OPACなどではその存在をすべて秘匿しているというやり方には賛成できません。多くの機密を抱えたアメリカの大統領図書館などでは、その文書の存在は明らかにしつつ秘密指定をかけるというやり方をしています。わたしはこの取扱いのほうが民主主義にかなうフェアなやり方だと信じていますし、知的自由のガーディア

ンとしての図書館のまっとうな行き方と思っています。

Q 1 では、外交文書 20 年とか 30 年とかいうような、なにか一律の公開基準が設定できないかという問い合わせですが、個々人の基本的人権の保護は個別の事情を背景にするもので、差別や不利益待遇を引き起こしかねない具体的な人権侵害のおそれが認識、理解される限り、当該図書館の‘見識’は維持されるべきだと思います。たとえば、一応公開基準を 30 年としておき、本人や遺族の意向、客観的事情の検討によって利用制限を解除するということは考えられると思います。一定公開基準に到達する以前はオプトイン、以後はオプトアウトというやり方も考慮できるかも知れません。

Q 2 は図書館サービスメニューのなかでレファレンスサービスをどのように位置づけるかということにも関わり、うえに述べた矛盾が露呈した状況です。書誌データは事務用と利用者用の OPAC にあげておき、秘密指定をしておき、特定の図書館職員だけにアクセスする権限を与えておけば、レファレンスサービスではその利用は利用者の利益をも考慮しつつ、バランスのとれた個別的な裁量的対応が可能となります。出典を明らかにし、人権侵害になりかねず露見をおそれる事実は伏せての当該資料の複製提供も可能となります。情報公開制度や個人情報保護制度の精神を考えれば、このやり方のほうがはるかに望ましいと、わたしは考えます。

質問 11 図書館の恒例行事を HP でお知らせしようとしています。昨年度開催の記録写真をともに掲示したい。一般人を含む参加者が写っているのですが問題ありませんか？

公共図書館ではさまざまな行事、イベントが行われています。その様子を図書館の実績として広く知ってもらい、さらに参加者を拡大しようとして、マーケティングの意味も含めてインターネット上に公表することには合理性があります。そのとき当該行事、イベントに参加した利用者の肖像を図書館のホームページに公開しようとするときに‘プライバシー’が問題となるわけです。図書館という空間は館内とそこから接続する敷地内から構成されま

す。図書館主催のイベントが接続する公園や公道など図書館敷地外で行われる場合には、駅頭や繁華街と同様、特定個人を対象とせず、群集として撮影される場合にはホームページにあげても特段の問題は生じないと思われます。

広範囲で複合的イベントである‘図書館まつり’や‘リサイクルブックフェア’など市民に開かれた催し物についても、一応、衆人環視の状況で実施されていれば、特定個人を被写体とせず、当該イベントの一コマとして記録された画像を利用する限りまずは問題にならないと思われます。図書館の壁面を利用したり、ショーケースを用いたり、テーブルなどを使っての資料展示イベントの参加者を撮影する場合も同様です。書庫やバックヤードを含む図書館見学や図書館ツアーもまた同様に考えればよいのですが、10人以内の小集団を対象とする場合には撮影範囲が狭まり、個人識別が可能になると思われ、許諾を得るべきだと思います。小学生などの‘一日図書館員’を対象とする場合には、保護者から許諾を得る必要があります。

講演会、音楽演奏会、映画やビデオの鑑賞会、ビブリオバトルなど、シアターや研修室、視聴覚室、多目的室などで30名程度の催しを参加者の背後から撮影した画像や、顔認証にたえない解像度の正面群集画像の場合は問題ありません。

児童サービスでは、お話しや紙芝居などのほか、最近ではぬいぐるみのお泊まり会なども行われています。頻繁に図書館を利用されているヘビーユーザーで構成される10人内外の特定少数で、児童や保護者の個人識別が可能な画像をホームページにあげようとする場合には許諾を得なければなりません。

工作教室、折り紙教室、図書の装備や製本の講習会など、特定の空間に集結して作業をする場合には参加者個々人の姿態、仕草を対象とする画像となるでしょうから利用許諾が必要ですし、撮影画像の用途にホームページにアップすることが予見しうる場合にはあらかじめ一定の参加者から許諾を得ておき、許諾済みの人たちだけを撮影した画像を用いるようにすればよいでしょう。

もっとも、いずれの場合においても、モザイクを施し、トラブルを回避するという手段もとりえますが、臨場感に乏しく、生気の感じられないイベント画像になるといううらみがあります。

関係しそうな判例をひとつあげておきます。「風景写真と言えなくもないが、原告がかなり大きく写っており、横顔とはいえ原告をよく知っている者が見れば被写体が原告であることが容易に判断できるものと認められる。したがって、このような写真の無断撮影、掲載は原告の肖像権を侵害するものと認めるのが相当である。」（青森地判平7・3・28（判例時報1546号88頁））

質問12 図書館でイベントを行った後に「こんな催しをしました」的に館内に写真を掲示したり、図書館のカウンターで配布する館報や自治体の広報誌に写真を掲載するような場合はどうでしょうか。

客観的にみて衆人環視の状況下での群集画像か、主観的にも見事に自分だと当事者が感得するだけでなく、知人があのひとだと識別しうる特定個人、少數者の画像であるかが判断の基準だということは上の場合と変わりません。とともに、カラー画像がインターネットを伝って世界中に拡散する可能性がある図書館が管理運営するホームページと伝達可能範囲が来館者と地元コミュニティに限定される場合とは当事者のプライバシーを意識する程度が異なります。カラー画像ではなく、モノカラーの写真小片だとプライバシー侵害意識はちにくく、問題とはされにくいとはいえる。いずれにしても、特定個人が識別可能な場合には、事前もしくは事後に許諾を得るべきだと思います。

質問13 行事の様子を動画で撮影し図書館の資料として所蔵し、保存・管理することは可能ですか。また、貸出に供することは可能ですか。

公共図書館のサービスメニューについて定めた図書館法3条の冒頭、同条1号に、郷土資料、地方行政資料を収集し、一般公衆の利用に供することができられています。無形文化財や図書館行事を含む地元コミュニティで行われるイベントを動画として記録し、文化財として保存することは可能かと問

われる以前に、それは図書館の主要な任務で、存在意義の一部を構成します。図書館は主体的にコミュニティの主な行事のありさまを動画撮影し歴史的文化的史料（資料）として保存・管理すべきですし、コミュニティのアイデンティティ確保のためにこれを差しさわりのない範囲で貸出しを含む利用に供すべきです。もっとも、保存を超えて積極的に館内視聴、館外貸出に提供する場合には、群像を超えてコミュニティ社会の内部に定住する特定個人が識別可能な部分については事前ないし事後に利用許諾を得ることが望まれますし、モザイクをかけることが考慮されるべきだと思います。

質問14 テレビや新聞のニュース等で図書館や、郷土に関する内容が図書館資料として興味深いものであった場合、ニュース制作側の許可が得られれば、一般人が映りこんでいるものを資料として所蔵し、保存・管理することは可能ですか。また、貸出に供することは可能でしょうか。

テレビや新聞等で放送されたニュースについては、原則的にニュース制作者である放送局や新聞社が権利を保有しています。市民や図書館職員が私的に複製したもの、あるいは図書館が業務の一環として複製したものにつき、放送局の許諾が得られれば当該複製およびその複製物を公的に資料として保存・管理することができます。

かつてニュースとして放送・公表されたものが放送・公表後50年を経過している場合には著作権および放送事業者としての著作隣接権が消滅していますので、著作権やそのニュースに関連して登場する人物などのプライバシーの権利等の配慮すべき権利が存在しない場合には、一般に館内視聴に問題はなく、ビデオやDVDにしての貸出にも問題はありません。ただし、著作権法41条が定める事件を伝える時事的報道としての性質は喪失しているので、新聞や映像に出てくる特定の著作物が著作権法30条の2に規定する添え物としての写り込みを超えて認識されるときには当該著作物の権利処理が必要となります。

対象とされるニュース記事・映像に新聞社・放送局の著作権、放送事業者

としての権利が存続している場合といえども、商業映画とは異なり、当該ニュース記事や映像で特定人物の振る舞いや建築の著作物や公開の美術の著作物でない著作物が撮影されていることが見事に認識できる場合には、当該ニュース記事・映像の複製を保存・管理を超えて利用に供する場合には許諾を得ることが望れます。

質問 15 図書館が受け入れた資料として、個人の方が撮影された祭りの山車の写真（昭和 44 年～）があります。山車と一緒に多くの参加者・一般人がそこに写っています。その写真を開架に配置しても問題ないか。また、HPなどでデジタル資料として公開しても大丈夫ですか。

各地でその地域でよく知られた恒例のお祭りなどのイベントが開催されています。地域コミュニティの無形文化財としてだけでなく、観光情報としても貴重なもので、地元コミュニティの求心力のひとつを構成する図書館としては積極的に制作、保存、管理、提供すべきものです。それを撮影された市民から写真や動画の寄贈を受けた場合には、図書館に保存、利用をゆだねているわけですから、著作権は処理されているわけですが、できれば書面でその旨を明らかにしておくほうがよいと思います。

被写体が特定個人や少数人の場合には肖像権の処理が必要です。衆人環視の不特定多数のイベント参加の群像については、写真のリアル展示、動画の館内上映については、まず原則として問題が発生することはありません。デジタル化し、図書館の公式ホームページなどで広くインターネット公開する場合、誰がどのような意図をもってアクセスするか分からず問題となります。たまたまそこに居合わせた多数人が写っている場合には肖像権処理は困難です。群像でも、その写真や動画の中心、焦点があつて踊り子やダンサー、イベントの主要なメンバーについては許諾を得たほうがよいでしょう。いずれにしても、許諾のない部分についても、図書館が民法 709 条のいう不法行為責任を問われることはまずないものと思われますが、インターネット上にあげる場合にはモザイクをかけるのが安全とはいえます。

質問16 たとえば、利用者から、文章のほか画像が付された「自宅の庭に桜が咲きました！」とのメールが図書館に送られてくるなど、そのメールやSNSに十分な話題性があるような場合の図書館の対応についてご教示願いたい。利用者からのメールには、文章のなかに個人の氏名や属性についての情報があり、貼付されていた写真には人物が写り、撮影の日時が付されている。メールやSNSで、本人は図書館のHPコーナーで取り上げ公開することを希望している。本人の明示的な公開の許可があるが、この場合でも懸念される問題はありませんか。

まず一般論からはじめることにします。本人が作成した個性が認められる文章、本人が撮影した画像や動画については、公表するかどうか、公開の範囲等については本人が決定できます。SNSでは画像などを投稿公開する場合には、本人に公開の範囲を設定させることになっています。この質問では図書館にあてて、「面白いでしょ。図書館のホームページにあげてみんなに公開し、知らせてください」ということですから、明示的な公開の許諾が示されており、図書館として周知することに意義があると判断すれば一般にはメールマガやネット上に公開できるということになりそうです。

しかし、実際に当該利用者の意向に応えて図書館がネット上に投稿された文章、画像を利用する場合には、さらに検討するべきことが残されています。当該写真が青空を背景にした見事に咲き誇る桜だけの場合には、投稿者はその写真を撮影した著作権者でしょうから権利の対象である写真の無償公開を許諾しており、図書館は問題なく利用できます。撮影日時が付されている場合でも、桜の‘自宅の庭’は私的空間で第三者の無断の立ち入りを許容する公開のスペースではありません。セルフタイマーか自分撮り（セルфиー）で撮影された被写体が投稿した本人だけの場合はOKされているので問題ないのですが、投稿者の家族や近親者であっても私宅の庭は衆人環視のパブリックな空間ではなく、自分がそのときそこにいることはその場に居合わせた人たちしか知らないはずだと認識、期待には合理性が認められます。日時情報の付加も問題となりえます。文章中の個人の氏名等についても、

一般的には第三者については許諾を得るか匿名処理をすることになります。

このような場合の画像は、桜の風景写真かせいぜい投稿者本人および誰であるか識別不可能の後ろ姿などの写り込みにとどめるべきです。

質問 17 図書館の入り口や館内に防犯カメラの設置を考えています。図書館が防犯カメラを設置することに何か問題はないか。利用者に「防犯カメラ作動中」などの周知が必要か。（犯罪抑止のために実施したいのだが…。）警察からの情報提供依頼にはどう対応すべきか。

現実に多くの公共施設で防犯カメラ（監視カメラ）が設置されています。すでに防犯カメラを設置している図書館も少なくないように思います。そこでは館内での図書館資料や利用者の私物の盗難防止や児童の安全確保、トラブルの防止と解決などが考慮されています。注意喚起と望ましくない事態の未然防止のために「防犯カメラ作動中」とのサインの掲示も考慮に値します。しかし、図書館利用者が一定の具体的な特定の情報資料や一定のトピックの文献情報探索という利用目的をもって図書館に来館していることは、「知的自由」「図書館の自由」と密接なかかわりを持つことで、図書館利用情報を構成することに思い至れば、慎重に対応すべき事柄ということは容易に理解できるかと思います。図書館という公共的な公開の空間での安全確保の観点からの防犯カメラの設置に問題があるのではなく、そこでは録画蓄積される個人情報は必要な範囲内にとどめられるべきで、流出漏洩させないことは当然です。刑事訴訟法 197 条 2 項に定められる警察の照会には慎重に対応すべきで、原則として憲法 33 条に定められた裁判所の捜査令状を待って応じるべきだと考えます。またこのとき図書館職員の立会いのもとで行うべきであり、「被疑者不詳」とか日時を特定しない長期にわたる対象期間を許容し、特定、限定なく記録画像をまるごと提供し、第三者の権利利益の侵害に及ぶことが懸念されるような事態は回避すべきです。

大学図書館で学生証や利用者登録証がBDSの通過の要件とされている場合には、そのログについても同様の取扱いが望されます。

個人の容姿姿態が撮影された防犯カメラ（監視カメラ）の記録画像は一定の期間経過後は消去されるべきものです。

質問18 図書館の敷地内もしくは館内で盗難などの事件があったとして、防犯カメラに映った映像を警察に提出を求められた場合、提出の際の注意点などはありますか。

これまでにもみた通り、市民社会の安全・安心確保のために、公共の空間ないしは不特定多数の消費者が訪れる施設に監視カメラ、防犯カメラが設置されるのは当然のこととされる状況にあります。すでに多数の市民が利用する公共図書館にも防犯カメラが設置されていることは珍しくありません。しかし、図書館は読書の自由が守られるはずの知的自由、図書館の自由が保障されるべき施設で、特定個人の思想信条の抑圧につながる政治警察に加担することは自らの存在意義を否定することになります。

図書館利用者が警察に盗難等の被害を届け出、そのかけがえのない被害物品の回復に助力する義務を果たそうとする場合には裁判所が発給する令状を前提とするべきで、図書館職員立会いのもとに特定された範囲の録画画像を確認し、事件の解決に必須不可欠の部分だけの複製を提供することになります。オリジナルの録画画像をそっくりそのまま警察に引き渡すことは取り調べの可視化を推進している現下の司法警察活動の民主化に反する性質をもたらします。利用者の知的自由を保障するためにも、図書館が第三者の別件逮捕の口実を与えることのないように、主体的に無辜の利用者を救済できる余地をもたなければなりません。

図書館利用者が盗難被害を警察に届け出ることなく、図書館に直接その事実を申し出た場合には図書館で特定された範囲の録画を確認し、被害事実が明らかになったときには、被害者とともに解決を図り、場合によっては警察に届け出、しかるべき解決を図ることになります。

このような問題は大学図書館でも日常的に発生する可能性があるもので、教育機関である大学の一部局である図書館は当該学生の人間的成长に資するよ

う配慮し、解決に努めるべきだと思います。事件を隠蔽する体質は排斥すべきですが、安易に警察捜査を学内に引き込むのは教育的に得策だとは思えません。

2. 日頃、業務上で気になっている事柄についての質問

研修参加者に対するわたしからの事前質問の二つ目は以下のようなものでした。

公共図書館の現場でいま働かれているご自身が抱えていて、気になっている問題、悩んでいる事柄など、できるだけ具体的に記述してください。
一緒に考えてみたいと思います。

この問い合わせに応えた参加者の質問は‘インターネット時代のライブラリー・プライバシー’という当日のわたしの主たる講演内容には直結するものではなかったのですが、多くの日本の公共図書館現場で働く人たちが共通に悩んでいる問題であることは承知していました。

質問19 公共図書館はどこでも利用者から未所蔵の資料の取り寄せのリクエストを受けつけています。また、一度の貸出サービスで貸出冊数無制限としているところもありますが、多くの図書館は貸出冊数に上限があり、その範囲でこの図書館相互協力（ILL：Inter-Library Loan）の図書館間の現物貸借に対応していると思います。図書館で未所蔵の資料の取り寄せ業務に関連して、どのような資料管理をされているか情報交換できればと思います。

当館は、一度に貸出を申し込める冊数は、返却待ち、未所蔵本へのリクエスト合わせて10冊までとしており、年間ILL活用の資料の取り寄せに上限はありません。未所蔵資料の相互貸借をたくさん申し込まれる方は、家族名義の図書貸出カードも使って申し込みをされています。

市町村立図書館は、利用者の求めに応じて中央館と分館との間で、どのような手段方法であれ、資料の融通をするのは当たり前で、そこで発生する経費について特段利用者に請求するところはないはずです。また、どこの市町村立図書館も近隣の公共図書館から取り寄せる場合、あるいはその設置自治

体が包摂される都道府県立図書館からの取り寄せは一般に都道府県立図書館が運営ないし委託している連絡車の配達便等を利用することにより実施しているので、一般にその経費は利用者に転嫁されることはありません。この質問の背景には、都道府県を越えた未所蔵資料の取り寄せにかかる物流に要する経費について、特定の利用者だけが多大の便宜を受けることをきらう、それぞれの市町村立図書館自体が予算面でそもそも物流経費の財源捻出が窮屈であるという事情が存在するものと思われます。取寄せられた資料の利用についても、借受館の通常の図書館資料と同等の利用を認めるところもあれば、貸出館の要請を受けてか受けないでか、館内閲覧限りとしているところもあります。都道府県を越える資料の相互利用については、関係都道府県立図書館の間でブロックごとの広域協定を結んで実施しています。そこで物流に要する往復の経費については取り決めにしたがって処理されています。しかし、この所要経費を利用者に転嫁するかどうか、どのような支払いの範囲にするかはそれぞれの設置自治体が決定することになります。利用者の図書館利用という法的権利に関わることですから、当然条例等によって定めることがあります。

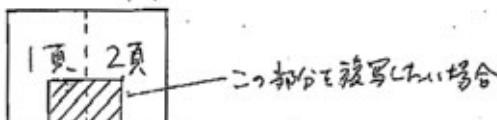
都市圏に住んでいても、農村部に居住していても図書館利用という国民の法的権利が十分に保障されなければならないと考えるのであれば、北欧諸国のように公的セクターが所要経費を負担し、無償の公的サービスとすべきです。

大学図書館についていえば、アメリカの大学図書館では学術雑誌の複製依頼を含むILLの経費については、依頼館の利用学生に所要経費を転嫁することはありません。日本の大半の大学図書館は未所蔵資料のILLサービスの提供に関しては利用学生に所要経費を転嫁していますが、これははじめによく勉強する学生、研究熱心な院生に費用を負担させることになり、授業料の二重取りに相当する行為だと、わたしは考えています。図書館資料が相対的に充実している研究を重視する総合大学の図書館を利用する学生と貧弱な図書館を利用する学部主体の単科大学の学生との間で実質的に享受する教育を受ける権利、学問の自由の格差を放置・肯定するとともに、ろくに図書館整備

に金をかけようとしない教育研究支援に後ろ向きの大学当局の姿勢を結果的に支持することになる高等教育行政はあまりにもお粗末です（情報通信ネットワークが整備された今日では、本気で対応する気になれば、アメリカの大学と同様、一定の解決が図ることができる問題だとわたしは認識しています）。

質問20 住宅地図の複写は見開き2頁のうち1頁のみ許可されているが、複写したい箇所が下図のように2頁にまたがっている場合、どうしたらよいか。

・地図の複写は、見開き1頁のみ許可されているか、複写したい箇所が2頁にわたっている場合、どうしたらよいか。



・インターネットコーナーで、調査・研究を目的として、画面をカメラや携帯電話で、どこまでも写真撮影して良いか。また、動画で撮影する場合何かうか。

図2 住宅地図の複写サービスについての質問

わたしは、図書館情報学を守備範囲とする大学教員になった1980年代以降、少なくない図書館職員を対象とする講演会や研修の場に招かれました。そのような場合、図書館情報学が図書館という現場をもつ臨床の学問分野だと思っていますので、わたしのスピーチが終わったあと、現場の理解を深めたいという気持ちもあって、「なにか質問がありますか、（わたしが勉強している範囲で）ていねいにお答えしますが」と現場からの‘レファレンスクエスチョン’を促すことを常としています。これまで一番多かった現場からの質問がこの‘ゼンリンの住宅地図についての複写サービス’です。それだけ利用者との間にトラブルが多く、現場の人たちが板ばさみになって悩ん

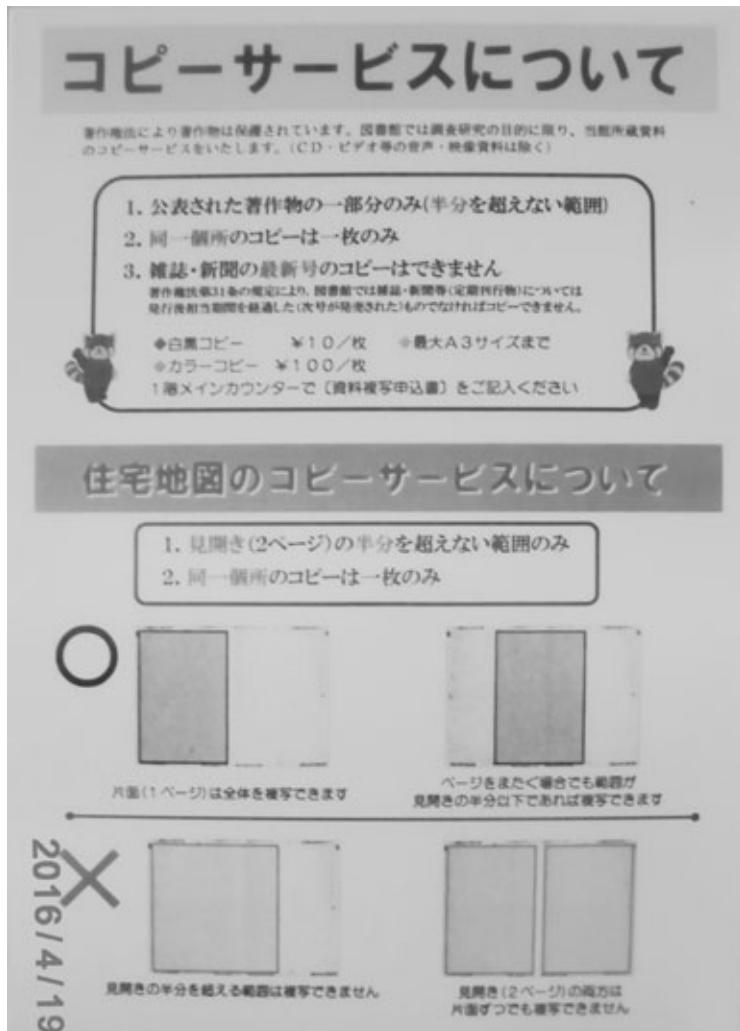


図3 ある図書館に掲出されていた複写サービスに関するポスター

でいられるのだろうと思います。(利用者→図書館(職員)←ゼンリン)という構図のなかで、少なくない関係する利用者市民は、納得のゆく図書館サービスを受けているという認識がもてないでいるのだろうと思います。

最近、たまたま訪れた北陸地方の公共図書館でも図3のようなポスターが

コイン式複写機の横に掲出されていました。住宅地図の複写サービスの検討に入る前に、このポスターについてみておきましょう。

‘コピーサービスについて’というタイトルの下に「著作権法により著作物は保護されています。図書館では調査研究の目的に限り、当館所蔵資料のコピーサービスをいたします」とあります。これは著作権法31条が定める‘図書館等における複製等’を利用者に対して、職務上のサービスとして提供することを確認しています。そのあとのが「CD・ビデオ等の音声・映像資料は除く」との文言は、著作権法31条1項は、図書館がCD・ビデオ等の音声・映像資料の‘複製サービス’の提供すること自体は否定していないにもかかわらず、音声・映像資料を一部分だけ切り出してダビングすることが業務としては面倒だから、図書館が利用者に提供するサービスメニューから除いているのです。そして、‘複製サービス’の範囲として、「1. 公表された著作物の一部分のみ（半分を超えない範囲） 2. 同一箇所のコピーは一枚のみ 3. 新聞・雑誌の最新号のコピーはできません」と書かれています。

‘3. 新聞・雑誌の最新号のコピー’について「最新号のコピーはできません」とあるのも著作権法31条1項1号の文理解釈としては必ずしも正しいものではありません。当該規定は「公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供」できるとしているわけですから、定期刊行物のバックナンバー掲載の記事・論文等は特別に1著作物全体としていますが、新聞・雑誌の最新号についての複写サービスは本則に戻って‘半分まで’となるはずです。ちなみに、ここでは‘定期刊行物’が対象とされており、‘不定期刊行物’は規定上は本則に戻り、一般的に図書と同様に‘ひとりに1部、一部分（半分まで）’となるはずですが、一般に図書館実務上‘不定期刊行物’に対してはひとつの記事・論文の全体を複写サービスとしているように思います。

少し脱線することお許しいただき、「新聞・雑誌の最新号のコピーはできません」とする日本の図書館界の‘非常識さ’について論及しておきます。

いま日本に限らず大学の研究活動には、民間企業等の開発研究につなぐことができる、産業構造の高度化に資する活発な基礎研究、応用研究が期待されています。特定の研究分野での‘一番乗り’競争が展開されているわけです。その大学の若手教員、大学院生には必ずしも潤沢な研究費、満足な研究環境が与えられているわけではありません。そのときにキャンパス内にある大学図書館の職員が自分の大学に所属する研究者や大学院生には当然のごとく学術雑誌の最新号に掲載された論文のコピーを提供しながら、他大学の図書館から複写依頼を受けたときには「すみません。コンプライアンスの観点からも、著作権法31条1項1号の定めにしたがわざるを得ず、お求めの最新号の論文は提供できません」と応えている姿をどのようにして合理化するのでしょうか。当該規定に面従腹背、半分だけ従いながら‘悪法も法’というバカなネゴトをいうこの国の大学図書館は最低です。(一方で良心的な関係者がオープン化に向けて努力されていることは十分に承知しています。また、学問分野が多様に細分化され、インパクトファクターが高く評価される著名な学術商業誌が存在する一方、きわめてニッチなマーケットが限定された学術雑誌が陸續と新発売される状況で、特定のすごく恵まれた研究者でなければ、個々の研究者がみずからの研究に必要な文献情報に満足のゆくだけアクセス、入手できる研究費は享受していません。)

この大学図書館の新刊（学術）雑誌についての論理矛盾は、実は公共図書館にもほんとうはあてはまる部分があるんです。教育基本法3条は‘生涯学習の理念’という条文見出しを備え、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めています。アメリカではオンラインの遠隔教育が盛んで、専門職の一定部分はインターネットを通じた大学（院）教育で学び、キャリアアップ、リカレント教育、継続教育を享受しています。遠隔教育を提供している大学の図書館が彼らをサポートする建前ですが、地元コミュニティの公共図書館もまた‘民衆の大学’と

して機能しています。また、日本だけでなく、アメリカも大学の授業料負担は大きく、勉学意欲をもった社会人の多くは、一定の講座やクラスを含め、非営利無償のサービスが受けられる、主体的学習の場である公共図書館を利用するのです。もともと高価で市民が個人ではアクセスできない雑誌の最新号については、公共図書館にも大学図書館と同様の事情が認められるように思います。ちなみに、アメリカの公共図書館のはほとんどは、利用者市民に対してインターネットを介して電子雑誌の最新号を無償提供しています。

ひとこと付け加えておきますと、大学図書館としては当然、日本の公共図書館でも、著作権法31条1項1号の規定を乗り越えて、事実上、雑誌に掲載された記事・論文については新刊かどうかを問わず、一律、その記事・論文の全体を複写サービスの対象としているところがあります。

ここでポスターの「コピーサービス」についてはひとまず終わり、この質問の本題の「住宅地図のコピーサービスについて」に移ります。そこには、「1. 見開き（2ページ）の半分を超えない範囲のみ 2. 同一場所のコピーは一枚のみ」とあります。その下の図には、「片面（1ページ）は全体を複写できます」「ページをまたぐ場合でも範囲が見開きの半分以下であれば複写できます」と書かれ、これらの場合にはこの図書館では複写サービスとして認めています。また、「見開きの半分を超える範囲は複写できません」「見開き（2ページ）の両方は片面ずつでも複写できません」とされ、これらの場合にはこの図書館では複写サービスはいたしません、としています。

住宅地図に関する図書館でのオーソドックスな複写サービスの取扱いは、いまとりあげたポスターに書かれている通りで、この質問にある住宅地図の複写サービスについては見開き2頁にまたがっていても分量が1ページ以下の場合には実務上はOKとされています。これで住宅地図についてのこの質問に対する回答は果たしたことになりますが、長期にわたって日本の図書館現場を悩ませている住宅地図の複写サービスに関連して、もう少し検討を深めておこうと思います。

日本の図書館の世界の要、ナショナルライブラリーの位置を占める「国立

国会図書館’の住宅地図についての複写サービスの現実はどうなっているのか。立法院の一角を占める国立国会図書館は少なくとも日本国民全体にサービスを提供する法的責務を負っています。永田町本館、関西館の近隣に居住していなくても‘遠隔複写サービス’を受けることができる建前です。国立国会図書館に対して一定の料金を支払って享受できる‘遠隔複写サービス’の対象は、外国人もOKの国立国会図書館の所蔵資料、および国内在住の個人に限られるのが契約によって国会図書館の館内で利用できる電子ジャーナルです。ところが、電子資料と録音映像資料（CD、DVD等）に加えて、住宅地図は国立国会図書館の遠隔サービスの対象外とされているのです。この永田町本館にゆくか、京阪奈の僻地の関西館に出向かないと住宅地図は利用できず、来館後に地図室カウンターで持出し手続きをしてから複写カウンターに申込んではじめて住宅地図の複写サービスを受けることができます。この取扱いにもあらわれているように、日本の図書館の世界において、住宅地図は相当に特殊な位置づけを与えられているのです。

株式会社ゼンリンの「住宅地図の複写」について（2005年1月11日）によれば⁷⁾、‘冊子体の地図が見開きの片ページまでに限定される理由’として以下のような理屈をあげています（この特定企業の言い分は、裁判所によって肯認されたものではありません）。

弊社では住宅地図の製作工程を踏まえ、著作権法の趣旨に沿い検討を重ねた結果、…複写を区割り図の半分を超えないこととする結論にいたりました。

この結論にいたるまでの弊社の考え方は、以下の通りです。

- (1) 弊社住宅地図は、各区割り図ごとに創作されたものである。

7) この株式会社ゼンリン「住宅地図の複写」について（2005年1月11日）は同社のホームページには公表されておらず、国立国会図書館勤務の南亮一氏が図書館職員に対して行った研修会で使用された資料に掲載されているもので、おそらく国立国会図書館等限定された公的機関に向けて発出されたもののように思われる。

- (2) 住宅地図帳そのものは別個独立の著作物である各区割り図の集合物である。
- (3) 弊社住宅地図について、著作権法31条における著作物とは、区割り図（住宅地図見開き2頁）をいう。
- (4) 著作権法31条により複写サービスを許される著作物の一部とは、弊社住宅地図については、各区割り図（住宅地図見開き2頁）の半分（1頁相当分）を超えない範囲をいう。

これをみて分かることは、国立国会図書館をはじめとする日本の図書館の世界は、その当否を図書館の利用者の立場を十分に忖度することなく、「権利者」である住宅地図を作成し、出版している一企業の言い分を鵜呑みにしているかのような事情を理解することができます。当該企業は、大阪市なら大阪市の住宅地図帳を、異なる複数の著者がそれぞれの立場から自分に割り当てられたテーマについて書いた論文を編集した論文集や複数の芸術家が作成した芸術作品を一定の順序で並べた作品集のようなものだというのです。大阪市住宅地図帳は、独立した個々の著作物を配列した集合著作物との理解です。しかし、住宅地図帳の一定の方針の下に作成された各区割り図は、全体としてひとつの大阪市総体の一部をなすもので、同一図書の章や節に相当するものとみなすが自然のように思われます。この考え方方にしたがえば、図書館利用者は大阪市住宅地図帳の半分まで複写サービスを享受できることになります。

もっとも、国立国会図書館は、（冊子体の地図帳）「一冊の中に掲載されている図のひとつひとつを、ひとつの著作物とみなします。地図帳は、複数の著作物が集まったものとみなします。著作権の保護期間内の場合、著作権者の許諾なしでは、見開き片頁しか複写できません」⁸⁾との解釈を採用しています。ある種の「行政解釈」としての権威は備わっていますが、裁判所の判断に服したものではありません。

ひるがえって、この国の著作権法2条1項1号は、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲

8) https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-601008.php

に属するものをいう」と定義しており、この定義はベルヌ条約にも通なり、世界標準といえます。「個性」「創作性」こそが著作物を著作物とする生命線にはなりません。たんに飛行機を飛ばしての航空写真や衛星から撮影した画像は「地図」に該当せず、「地図」は一定の地表や水面という地球の表面に存在する様々な要素の中から一定の考慮、観点から情報を選択的に選び取って構成されたもので、地図作成者の個性と創作性がそこにおのずと発現するとされ、そこに「図形の著作物」に含まれる著作物としての地図の著作物性が認められると考えられています。住宅地図は上空から俯瞰した画像から敷地境界線だけをなけば機械的に拾ったもののような線のみで描かれた構図がベースになっており、「個性」や「創作性」には乏しく、そこに見出される著作物性は相当に低いといわざるをえないよう思います。もし、住宅地図の作成には莫大な人的、経済的資源の投入を必要とし、それは法的保護に値するといわれるのであれば、それは著作権制度の外の議論です。日本の著作権制度では、アメリカ同様、ヨーロッパとは異なり、多大の投資を必要とするデータベースを特別の権利(sui generis)で法的に保護しようとはせず、「額に汗」の努力は著作権法上認めておりません。

著作権法による権利の行使と認められる行為には私的独占禁止法は適用されず(21条)、個性、創作性の備わった著作物性の相当程度高い表現については市場独占を認めることに合理性があると思われますが、住宅地図の制作自体はアイデア、ビジネスモデルに過ぎず、アイデアに近い線描の表現物に対して特定企業の強烈な権利保護の主張を野放しにしていますが、ゼンリン以外の住宅地図製作企業（実際に数は少ないが特定地域の住宅地図を作成するものは存在します）の新規参入を促し、一部地域であれ市場競争が生まれたほうがよいようにも思われます。ゼンリンという住宅地図のガリバー企業は、住宅地図の製作・販売にとどまらず、そこで得た企業活動の成果を現代の流通・交通および市民生活に必須不可欠のカーナビ・ソフトの開発・提供でも大きな利益を得ており⁹⁾、新たな創意あふれる製品の研究開発に向かわ

9) <http://www.zenrin.co.jp/product/carnavi/topic.html>

せたほうが公共の利益にも合致すると思われます。

ある公共図書館のホームページからいま一度この住宅地図の複写サービスに関する利用者の疑問と図書館とのQ&Aをひろっておきます。「なぜゼンリンの住宅地図や道路地図は、見開きの一部分しかコピーできないのですか?」「ゼンリンの住宅地図や道路地図は、見開きでひとつの著作物になっています。そのため図書館でコピーできるのは、見開きの半分までとなります。」¹⁰⁾

国土地理院作成の測量図や海上保安庁水路部作成の海図・航空図の利用は、著作権法の権利制限規定に服するほか、それぞれ測量法、水路業務法によって規律されています。国土地理院が作成した秩序立てられた情報満載の詳細な地図については、調査研究目的のためであれば、その図葉一枚の全部が複写可能とされています¹¹⁾。水路業務法24条は、「海上保安庁以外の者が、海上保安庁の刊行した水路図誌若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するために複製し、又は当該水路図誌若しくは航空図誌を使用して航海若しくは航空の用に供する刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない」としており、直接‘航海・航空の用に供する’ことのない図書館での海上保安庁水路部作成の海図・航空図の複写サービスについては、著作権法31条1項に服することになります。海図・航空図を所蔵する公共図書館は、利用者に対して、国土地理院と同様の複写サービスを行っているようです。日本の公共図書館の住宅地図に関する複写サービスの実務については、著作権制度全体のなかでもバランスの悪いものになっているということは認識されるべきもののように思います。図書館で住宅地図の複写サービスを受けるのは一般市民というよりは、その大半が（中小）企業など商業的目的に出るもので著作権法31条によって保護すべきではないとの意見もありそうです。だとすれば、関係者には、公共図書館の

10) <https://tosyokan.city.mishima.shizuoka.jp/qacontents.html;jsessionid=F08AE2F9C679B578207749BB131E6E4D?0&pid=85>

11) 「国土地理院刊行の地図等の複写について」（国土交通省国土地理院総務部総務課長発日本図書館協会会長宛て国地総務第325号、平成20年3月18日）

ビジネス支援サービス、small business supportをどのように理解するのか聞いてみたいと思います。

補足 1

住宅地図について、図書館が利用者市民に提供する複製に関するサービスについては、これまで日本図書館協会（著作権委員会）は‘見開き2ページの半分、片側1ページ’という業者（株式会社ゼンリン）の言い分をそのまま受け入れてきた¹²⁾。株式会社ゼンリンは、顧問弁護士とも相談を重ね、見開き2ページが‘区割り’と呼ばれる住宅地図作成の単位でこれが1著作物となり、著作権法31条1項の従来からの理解によってその一部、半分まで図書館での複写サービスの範囲ということになる。住宅地図帳についての図書館での複写サービスは、見開き2ページの半分、通常は片側1ページが上限ということになる、というのである。また、この業者の事前相談を受けた、著作権法を所管する文部科学省の外局、文化庁もまた見開き2ページを1著作物とみる考え方を採用してきたとのことで、日本図書館協会は同協会の出版物『図書館雑誌』掲載の記事においてもこの考え方へ追従したとされる。

しかし、これは文化庁ももともとはそのような考え方を基礎としていたようであるが、特定の都道府県や市町村、河川流域等の1枚もしくは複数枚の完結した地図全体については、その全部が1著作物のはずである。かつてはこの業者も、地元図書館からの複写サービスの可能範囲については、営業所により対応がバラバラであったそうで、見開き2ページを1著作物とする考え方と住宅地図帳1冊を1著作物とする考え方とが並立し、混乱していたとのことである。以前は国立国会図書館は住宅地図帳1冊の半分まで複製サービスをしていたとのことであるが、このような業者が見開き2ページが1著作物と主張する動きの中で、現在の見開き1著作物の考え方へ縮退したよう

12) JLA著作権委員会「住宅地図の複写はなぜ見開きの片側だけなのか」図書館雑誌98巻3号(2004.4), p.161.

である。また、現在では地図帳（atlas）に含まれる見開き2頁を1著作物とする考え方も広まっているとされる。

ひるがえって、住宅地図に関する裁判事例に徴すれば（富山住宅地図事件（富山地判昭53・9・22判タ375号144頁）），「住宅地図のような場合には、（関係情報の）取捨選択等の幅がかなり狭く、その結果表現の幅が狭くなる結果創作性が否定されるものもあるうし、著作物性が認められても保護の範囲が狭く認定されることも多いと考えられる」^[13]との見解には、利用者の利益を配慮する図書館職員は十分に耳を傾け、自分自身のアタマで考えるべきもののように思われる。

所管官庁の行政解釈が業者の強欲な市場維持の論理を支える姿は健全ではないであろうし、それに盲従するこの国の図書館界の思考停止の病理もまた重いといわざるを得ないように思う。余計なひとことを付け加えれば、知的財産的な価値をもつ情報の大きな部分を单一の著作権制度でカバーしようとする思考形態にも問題があり、本来は具体的な関係当事者の交渉による妥協の産物である個別契約やバランスのとれた社会経済的慣行の形成にゆだねるべき部分があるようにも思われる。著作権万能のイメージの肥大がこわい。

質問21 インターネットコーナー（パソコンコーナー）で、調査・研究を目的として、その画面を利用者がカメラや携帯電話で、どれだけでも写真撮影してもよいか。また、動画で撮影する場合はどうか。

この質問は、きわめて日本ので、図書館もまたガラパゴス状態にあることを端的にあらわしています。ある意味で公共図書館の世界標準を示した『IFLA公共図書館サービスガイドライン 第2版』をみると、「図書館は、すべての市民が、経済的な事情にかかわらず、電子形態で利用できる情報にアクセスできるように、インターネット/ワールドワイドウェブへの無料のアクセスを市民に対して提供しなければならない。図書館は少なくとも市民が利用できる1台のワークステーションと、図書館職員と共にしないプリン

13) 中山信弘『著作権法 第2版』有斐閣、2014, p. 100.

ターを1台設置しなければならない」^[14]とされ、図書館が備えなければならない機器・設備として「一般市民が利用できるワークステーション、プリンター、CD-DVDドライブ、複写機、スキャナ、ウェブカメラ、マイクロリーダーなど」^[15]と記されています。ここから分かるように公共図書館にはプリンターが置かれて当然で、利用者持参のカメラやケータイの写真機能を使わなくても、アクセスできるウェブページはコピー・プロテクションが施されていない限り、プリントアウトできるのが当然とされています。日本では東海地方のある市立図書館でこのような状況を知る図書館長が利用者用PCにプリンターを接続し、プリントアウトをサービスとして実施したところ、その館長の後任の館長がそれを直ちに廃止したという事例があります。

アメリカの公共図書館ではカウンターで5ドルでUSBメモリを販売しています。図書館でアクセス、利用できるデジタルコンテンツは一定程度それにコピーし、保存することが認められているのです。日本の図書館では館内設置のPCのUSBのくちをふさいでいるところがあると聞かされています。どうなっているのでしょうか。誰のための図書館か、いぶかしくなってきます。

プリンターについていないPCの利用を強いられる日本の図書館利用者に対して、利用者が必要とする情報が掲載されているウェブページにでくわしたとき、手書きでそれをメモにとることを当然と考える図書館職員の感覚はどこからでてくるのでしょうか。自宅やオフィスでは当然のようにプリントアウトしながら、「みんなの図書館」ではままならない。日本の著作権法30条1項が定める私的複製（private copying）もまた世界標準で、どこの国でも著作権法上許容されています。この30条1項は場所を問題とする規定ではなく、複製主体を規律するものです。図書館という場所でも、書写・模写

14) クリストイ・クーンツ、バーバラ・グビン編（山本順一監訳）『IFLA公共図書館サービスガイドライン 第2版：理想の公共図書館サービスのために』日本図書館協会、2016, p.87 下線は筆者。

15) クリストイ・クーンツ、バーバラ・グビン編（山本順一監訳）『IFLA公共図書館サービスガイドライン 第2版：理想の公共図書館サービスのために』日本図書館協会、2016, p.93 下線は筆者。

(これ自体が複製行為にほかなりません)はOKとされるわけですから、適法に占有する図書館資料の一定範囲の私的複製は認められるものだと考えます。ましてや、世界標準に違背しプリンターを設置していない図書館においての調査研究目的でる緊急避難的行為ですから。

うえに述べた通り、コスマポリタンのわたしは図書館においても、著作権法30条1項の適用があると考えるべきだと思いますが、偏屈な図書館は館内設置のPCの所有権を盾に利用者のデジカメやケータイでの撮影を拒むことは法的には可能だとも考えます。しかし、それでは誰のための図書館か、さっぱりわからなくなります。

補足2

市民の利用に供されている図書館内に設置されているインターネット接続のPC、ワークステーションに関して、そのアクセス、閲覧したインターネット画面のプリントアウトの提供について、日本の図書館の人たちが無自覚、無批判に追随している‘権威ある見解’にも言及しておきたい。上にふれた世界標準を理解せず、業界団体としても十分な学識と経験を備えているかどうか疑わしい日本図書館協会の著作権委員会の論理¹⁶⁾をみておきたい。

2004年の『図書館雑誌』の‘そこが知りたい著作権’という特集記事のひとつで、図書館現場からの質問として次のようなものをあげている。「当図書館では、閲覧室にインターネット端末を複数台設置し、利用者が自由に利用できるようにしています。現在はプリントアウトを認めていませんが、利用者の利便性を考えると、将来的にはプリンターを設置し、自由にプリントアウトできるような体制にしたいと考えています。著作権法上の問題点を教えてください。」おそらく、人のよい日本の公共図書館現場の人たちの多くはいまだにこのような気持ちを抱いているのだと思う。

この問い合わせに対する‘権威ある業界の模範解答’は、利用者に対する図書館

16) JLA著作権委員会「インターネット画面のプリントアウトサービスは可能か」図書館雑誌98巻4号(2004.5), p.300.

での複製に関するサービスの根拠規定は著作権法31条1項しかないと前提にたっている。サイバースペースに浮かぶ現在では1兆ページを超えるインターネット情報資源は図書館で所蔵する‘図書館資料’ではないので、同法31条1項の規定を発動できず、図書館内では利用者のためにプリントアウトできるはずがない、というのである（そこには「インターネット情報というのは、他館から借り受けた資料と同じく、その図書館の所蔵する資料ではありません。したがって、この規定を適用することはできないのです」と書かれているが、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（日本図書館協会・国公私立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会、2006）の運用によって図書館協力により他館から取寄せた（館内資料ではない）資料については、実質的に図書館資料ではない館外資料であるにもかかわらず、すでに著作権法31条1項を準用してしまっている）。1997年6月26日に下されたアメリカ連邦最高裁の有名な通信品位法違憲判決¹⁷⁾の一節には、「ウェブは、読者の視点から見れば、（当時は）数百万の容易に利用でき、索引が付与された出版物および拡大を続ける商品とサービスを提供するショッピングセンターの両方になぞらえることができる」と述べられており、インターネット情報資源は地方の中小規模の公共図書館の資料の不足を補うものとの認識がうかがえる。

商業サイトに限らず、一般にウェブページの管理運営者は、自分がインターネット上に公開しているウェブページについては世界中の人たちにアクセスし、見てほしいハズであり、コピープロテクションを施していくなければ時間と場所を問わずコピー、プリントアウトを当然に容認しており、図書館だけコピー、プリントアウトを許さないとの意識をもつハズがない。これを‘默示の許諾’（implied consent）というが、この現実を追認するだけの‘默示の許諾’という世界に広く浸透しているあたりまえの認識に対して、默示の許諾という考え方方が「一部の論者から示されていますが、一般的には、こ

17) Reno v. American Civil Liberties Union 521 U. S. 853(1997)
<<https://supreme.justia.com/cases/federal/us/521/844/case.html>>

のような見解は主流ではありません」と図書館協会の著作権制度の権威はのたまう。そして図書館職員が図書館でプリントアウトさせないことを当然とする、この不合理、不自然さを放置しつつ、「「図書館の情報化促進のため必要」という考え方から、（館内設置のインターネット接続端末のプリントアウトを）文部科学省社会教育課が文化庁に対して改正要望を出しています」との行政内部の動きを伝え、我関せずを決め込んだのである。日本図書館協会の関係者は、図書館を所管する社会教育課の動きを支持するこの見解を公表してから12年間、図書館利用者のためになんの動きもしていない。

実は日本の公共図書館のなかには、少なくない図書館がこのような無神経、無思慮の現実離れしたバカな図書館協会の言い分を無視し、プリントアウトを事実上実施している（そうしないと利用者の信頼が得られない）。

大学の教育研究にはコンピュータとインターネットは不可欠どころか基盤的施設設備にほかならない。日本でも大学図書館では、その大半が館内に設置したインターネット接続端末でアクセスしたインターネット画面やデータベースの画面は利用者学生、教員等に公然とプリントアウトさせている（商用データベースの画面のプリントアウトは契約による）。「大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）」（2012）は回答のひとつとして上記の日本図書館協会と同様の意見を載せながらも、一方で「Web上に情報を公開する際には、それらが容易に複製可能であることを承知で公開しているはずであり、保存した情報を無断で別のサーバに載せて公開するなどの公正とは言いたい利用をしない限りは、「默示の許諾」により、特に許諾を得る必要はないという解釈もあります」¹⁸⁾とし、ここでは‘默示の許諾’を排除していない。

インターネットに接続したとき、そこでアクセスした特定のウェブページのプリントアウトは広く世界中でふつうに行われている。このとき私的複製

18) 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）」2012, p. 24. <<http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA.pdf>>

を認める著作権法30条1項とのかかわりについて言及しておきたい（アメリカ法ではこのhome copyingないしprivate copyingは連邦著作権法107条はフェアユース法理によって適法とする）。図書館協会の著作権制度の権威者は、「図書館施設内のセルフコピーにはすべて著作権法31条が適用されるということから考えても、（インターネット画面のプリントアウトという）この場合にだけ30条1項が適用されると解釈されるのには無理があります」¹⁹⁾ともいうが〔それは比較法的にみて妥当ではない〕、館内での資料の素手による書写、模写という立派な‘複製’行為まで否定するのだろうか。著作権法2条1項15号に定義されている有形的な‘複製’という概念は、「小説や論文を筆写、謄写、複写、印刷したり、絵画や彫刻を模写、写真撮影したり、講演をテープに入れ、音楽をレコードに吹き込んだりする行為がこれにあたる」²⁰⁾とされている。館内で利用者がノートやメモに行う資料の書写、模写という‘複製’行為は著作権法30条1項の私的複製としない限り、利用者は資料の抜粋、メモさえ取れなくなる。図書館内においても私的複製を定めた30条1項という著作権制限規定は原則的に有効だと考えるほかはない。

また、情報公開制度等においては、関係資料を閲覧させるとき、一般に謄写は当然のこととされており、複写も当たり前とされている行政実務慣行の成熟からすれば、図書館サービスもまた公立図書館が行う行政的なサービスであることから、インターネットは閲覧だけOKというのはあまりにもバランスを失した理解のように思われる。日本の公共図書館の保守的な人々は、実態と遊離したところで、ばかげた素人丸出しの法解釈を墨守しようとしている、と感じるのはわたしだけであろうか。

図書館の内部に設置するインターネット接続端末の利用とプリントアウトについては、権利者側にとっても、‘目的外利用’に相当する商業的利用で

19) JLA著作権委員会「インターネット画面のプリントアウトサービスは可能か」図書館雑誌98巻4号(2004.5), p.300.

20) 半田正夫『著作権法概説 第16版』法学書院, 2015, p.137.

もしない限り市場に影響を及ぼす灾害があり得ない。日本の図書館関係者が問われるべきは‘インターネット時代の世界の常識’にかなっているかどうかということである。周辺機器として簡易なプリンターが付されたラップトップなどを利用者が公共図書館に持ち込み、館内に敷設された無線LAN、WiFiに接続し、プリントアウトしたとき、図書館はこの利用者の行為を取り締まろうとするのだろうか。ばかばかしくて、議論する気にもなれない。

質問22 自館で貸出対象としていない資料（雑誌等）や収集対象としていない資料（コミック、CD等）を相互貸借で取り寄せてほしいと利用者から依頼されたとき、図書館ではどのように対応しているのか、どのように対応すべきか、教えてほしい。（ILLの依頼先となる、利用者から求められているコミックなどの所蔵館は、コミックなどに相互貸借可能として制限が設けられていない場合において）

たとえば自館でコミックを収集対象資料としていない場合、図書館実務においては、自館の図書館資料の利用とのバランスを考慮し、所蔵館からの取り寄せを拒絶するところがあります。所蔵館が相互貸借に応えるという方針をとっている場合には、受付館が利用者の事情を参酌し、個別に対応することがあってもよいように思います。高校などの学校図書館が学習目的から積極的にマンガをコレクションの一部に加えているところもあり、調べ学習など、公共図書館の学校図書館との連携という時代の期待にも思い至れば、柔軟な対応が望まれるように思います。

質問23 財源確保の為、除籍資料の販売ができないかと考えています。法令上や実務上の問題点があれば教えていただきたい。またその他での財源確保の例や除籍資料の有効活用の例があれば教えていただきたい。

日本国内においても、豊中市立図書館や新潟県の三条市立図書館などでも図書館の除籍資料の販売をしています。除籍資料は無償で市民に提供することは限らず、リーズナブルな値づけで除籍資料を販売する図書館はあります。

豊中市立図書館の除籍資料を含むリサイクル本の販売は、同市の「市民公益活動推条例」にもとづき、市民参加の事業として実施されています。日本の大学図書館の中にも、除籍本の販売をしているところがあるようです。

公共図書館等の除籍資料の活用については販売に限らず、当該資料を未所蔵の図書館でそれを必要とするところに譲ることもあり、学校図書館や福祉施設に移管されることもあります。

アメリカの多くの公共図書館では、図書館友の会が入り口に近い館内の一室を図書館から借受け、市民から寄贈された中古の図書や雑誌を販売しているのは普通で、そのなかに当該図書館の除籍本が含まれていることもあります。

富山県立図書館での研修事業に招いていただいたことを感謝しています。参加者である図書館現場でけなげに働く人たちに対して、提出していただいた日頃の疑問、疑念についてわたくしなりの考えをまとめてみました。わたしはアメリカの図書館の組織と制度、サービスを研究テーマとしてきました。アメリカと比較したとき、ときに日本の図書館職員はこれまで行ってきた先例を無批判に踏襲し、自分たちの業務が楽になるよう、自分たちのための図書館運営を心がけているのではないかと思うことがあります（その結果がアメリカではまず見られない委託や指定管理者の蔓延につながっているといえば言い過ぎでしょうか）。高度情報通信ネットワーク社会は20世紀には夢物語として書かれたSFの状況の多くが現実のものとなっていますし、今後ますますそのような傾向が強まることは確実だと思います。そこで実現される成果を図書館は新たな図書館サービスとして利用者に提供する義務があると、わたしは考えています。図書館現場の人たちは、制度的にも利用者の享受できる便益を極大化しうるよう図書館サービスの充実に努める方向で、日頃抱かれている問題と課題に果敢に取り組んではほしいと切に願っています。

（やまもと・じゅんいち／経営学部教授／2016年5月4日受理）

<書評>

全 在 紋 著

『会計の力』

(中央経済社, 2015年, 243頁)

——光彩を放つ実証研究批判

村 田 晴 夫

1. 本書の基本立脚点

「会計は企業の言語である」、著者はここから出発する。

言語であるとは如何なることであろうか。言語とは何なのか。著者の関心は遡って、この根本的な問いに向き合うことに行き着く。そして言語の本質をソシュールの言語観に求めることになる。フェルディナン・ド・ソシュールこそ、記号論を提唱し、一般言語理論を建てた元祖である。その影響は、20世紀において、構造主義として哲学・思想の新しい流れを創り出し、人文・社会科学の諸分野に影響を与えた。人間は言語によってものごとの識別・認識を果たしているのであって、自然から離れて人間固有の文化を生み出すのであり、言語の持つ本質構造は、人間の社会構造の基礎を作り、文化の有りようを規定しているのだという考え方である。

われわれが取り上げようとしている『会計の力』の著者、全在紋教授、が会計言語論に取り組む基本姿勢は、まさにこのソシュール言語理論・言語観に立つものである。そして、これまでに切り拓かれた会計言語論をさらに発展させたのが本書である。本書の特色は、ソシュール言語論に加えて、ミシェ

ル・フーコーの権力論を中心とする思想をもう一つの軸足にして、会計あるいは会計学を権力の問題として捉える視点を打ち建てたことにある。

この書評は、フーコーと権力の問題を中心的な関心事として進められるのであるが、そこに入る前に、著者の基本姿勢である会計言語説論について、概略を評しておかねばならない。

全教授が一貫して立脚するソシュール言語学の特色は、言語を相対的に捉えることにある。従来の言語論は意味実体論であり、ソシュール言語論はそれとはっきり区別されなければならない。全教授はこの区別に立つソシュール言語論を徹底的に意識して強調する。その区別さるべき特色とは、全教授によればコトバに対応する意味の位置づけの相違として現れる。旧来型の言語論では、まず現実の所与の世界があって、その世界に現れている事物（実体）にそれぞれ対応する記号（コトバ）を割り当てることが言語の基本であると捉えられた。つまり、コトバの意味は、それに対応する実体だとみなされるのである。このような見方による言語論は意味実体論と呼ばれる。

これに対してソシュール言語学では、コトバの意味は「同一言語体系内における他のすべてのコトバとの関係」（『会計の力』2頁。以下、この本からの引用は「同書」と略記する）とみなされる。言い換えれば、コトバとその意味は、その当該の言語システム全体の中に位置づけることによって捉えられる。これは意味関係論と呼ばれる。意味あるいは意味を構成する対象は言語システムの外にあるのではなく、社会全体として維持している言語システムの中にあるのである。

全教授は、「意味」と「表現」の結合関係のあるところすべてにおいて、それを言語活動と捉えるのである。「会計は言語である」ということにおいてそれが貫かれている。仮に会計言語が意味実体論の立場で捉えられた場合には、会計という事象が言語によって表現された世界、いわば語られた舞台の世界の意味になるが、関係論的に捉えられる言語という全教授の視点では、そうではない。会計の現実が既に「意味」と「表現」の結合関係によって構成されている言語活動そのものであること、かつ会計言語の活動そのものが会計

の世界であることを意味することになる。ここには既に人間の営みとしての会計言語の持つ固有の権力の問題が背景から浮かび上がってくるようにも感じられるのである。これが本書を通して訴える著者の基本視点である。

会計が言語活動そのものだとすると、そこから見えてくるものは何であろうか。言語活動一般の特色が、会計活動にどのように現れて、またどのように変化してゆくのか、そしてそこから会計学にいかなる知見がもたらされるのか。

会計学の門外漢である評者には、いま挙げたこの問い合わせ期待は、まったくの外野からの野次馬のものに留まる。それでも敢えて書評を試みようと発起したのは、第一にこの本の持つ独自の力に魅かれるものがある、つまり面白い、からである。その魅力は、本質へ邇ろうと志す著者の姿勢に基づくものである。そして第二に、この本の採っているアプローチが、人間と社会の文化と権力の実相をあぶりだしているからである。それは、著者のこの本に寄せる熱い想いに対する共感として評者を刺激する。

まず、この書の章立てを見ておこう。

第1章 法と会計の言語性

第2章 絵画と会計の言語性

第3章 複式簿記の言語性と資本主義

第4章 制度としての国際会計基準

第5章 国際会計基準の権力奉仕職能

第6章 単式か複式か（簿記進化論）

第7章 フーコー権力論と会計学説史

なお先頭に「序」、そして巻末には付録として英文目次と英文要約および索引がある。

2. 本書評の筋と枠組み

本書の読みどころは、会計という権力のシステムとその行使する力である。

この本の著者全教授がソシユールに並んで軸足を置いているミッシェル・

フーコーの思想は「知と権力は一体」ということである。ここで権力は、その所有者に視点を置いて捉えるのではなく、権力をその支配している働きあるいは作用として捉えるのである。

知は、エピステーメーという、経験に先立つア・プリオリな〈知の枠組み〉(同書、99頁)によって支えられているが、それが制度を産み出して強制力を行使するところに権力として顕在化する。制度の変化は権力メカニズムの変化に通ずる。制度は規範であり、規範は言語である。知・制度・権力が言語と結び合うこと、そしてそれがエピステーメーによって基礎づけられ、エピステーメーの変化によって権力の構図もまた変遷することが見えてくる。エピステーメーは無意識の深層構造において働くのであり(同書、175頁)、その時代において社会と文化の根底をなす。

会計の世界で全教授は、「会計制度のあり様」を、その根底にあるエピステーメーから捉え(同書、114頁)、その変容に関して、日本やアメリカ等の各国会計基準から国際会計基準へ移り行く現況について検討を加える(同書、第4、5章)。近代のエピステーメーが終焉を遂げて、現代(ポスト近代)のエピステーメーへと移り行く時代において、その時代変容が会計の世界でどのように展開されるのかが論じられるのである。このようなエピステーメーの移り行きは権力の構図の変化として現れるのであるが、それは次のようになると言われる。すなわち、権力の構図が近代の規律権力から、現代の環境介入権力に移り來たったこと、そしてそのことが国際会計基準への指向性と結び合っていることが指摘される。それはまた国家理念とも重ね合わされて論じられる。1970年代までの福祉国家的統治と会計における各国会計基準という近代から、1980年代以降の新自由主義的統治と会計における国際会計基準という現代への移行である。それはまた、会計の世界において、「細則主義」から「原則主義」への移行として現れることにもなると言えるのである。

会計言語論に立脚して、さらにフーコー権力論をもう一つの軸足に据えたときに全教授が見出したのは、このような現代の会計を巡る権力支配の構図と、それを通して見えてくる現代グローバル資本主義の権力構造であった。

それが端的に現れているのが会計学における近年の研究スタイルである。その著しく実証研究に偏っている現状が批判される。実証研究においては人間の主体性が見失われてしまうのである。同書、最終第7章の末尾において語られる実証研究批判の問題である。

これこそ本書のハイライトである。

この趣旨に関して、評者は賛意を表したい。グローバル資本主義における権力に、意識的また無意識的に操られ、従わされているのであると言われるのである。このような実証研究の有りようは、会計学に限らず社会科学の諸分野で認められる一般的な傾向ではなかろうか。評者にはそのように思われる。

本書の読み方はいろいろ可能であろうが、評者の読み方はこのようなものである。すなわち、会計を言語として捉え、ソシュール言語学に立ってこれを見ること、そして権力構造に組み込まれた会計世界の現実をフーコーの権力論の下において捉えること、それによって上記の実証研究批判というハイライトに収斂する、と読むのである。

したがって以下では、このハイライトに至る論理の道筋を簡明に跡付けることを第一に取り上げる。そして第二に、その道筋に咲いている（著者が咲かせた）花を見て評価することを、一部だけ例示として取り上げたい。ただし、この本の叙述の仕方は逆である。花を咲かせている高原の小道を歩いているうちに頂上に達するような書き方である。そして第三に、この書から評者が受け止めた論点として、人間主義の問題を挙げておく。今後の研究の手がかりになることを期待したことである。

3. 第一の道筋——ハイライトへの——

まずこの第一の道筋、ハイライトに至る道筋、について見ておこう。

重要なのは近代から現代へと、時代が移り変わった（あるいは移り変わりつつある）のだという認識である。それはエピステメーの変遷である。これこそ本書における最大の仮説であり、会計の世界において証しさるべき目

標である。エピステーメーというのはその時代の〈知〉の深層の枠組みであって、その変遷史というのも決して進化論的進歩史観ではないことに著者も繰り返し言及し、注意を促している。〈知と権力の一体化〉というフーコーの軸足に依れば、エピステーメーの変遷はまた権力構造の変遷として捉えられる。近代から現代へと移り行くところ、そこに現れるのが「安全」メカニズムへの重点の移動である。安全メカニズムは人間の群集としての「人口」に働きかける。その支配構図は統計的技法に基づく「環境介入」として象徴的に現れる。この権力構造に無意識的に支配されて、確率・統計理論に立脚する実証研究に過度に引き寄せられることになるのである。

フーコーによると、近代のエピステーメーは人間主義である。19世紀からおよそ第二次大戦後の20世紀半ば過ぎまでの支配的エピステーメーである。人間が過度に強調されているこのエピステーメーはやがて終焉すると予告された（この辺りについては同書、181頁）。「人間は波打ちぎわの砂の表情のように消滅するであろう」というフレーズで結ばれている『言葉と物』（フーコー、原書1966年、渡辺一民、佐々木明訳、新潮社、1974年、409頁）の日本語訳が出たときにかなり評判になったことが、評者の記憶に残っている。

それがいま進行している。現代における主調エピステーメーの変化を捉え、そしてそれを全教授は会計の世界において読み取ろうとするのである。

因みに、近代のエピステーメーに先立つのは古典主義の時代のエピステーメーであり、その時代の権力構造は君主による権力構造であり、「法メカニズム」「法的権力」と呼ばれるものであった。

それに対して近代の権力構造は規律によって支配する権力構造であり、「規律メカニズム」「規律権力」と呼ばれる。「制度（規範）の内面化を通じて諸個人を内的（心理的）に服従させるメカニズム」（同書、115頁）である。ここで「諸個人」が人間主義を象徴していることに注意しておきたい。

近代社会の仕組みは、権力構造として、「学校も企業も軍隊も病院その他も、近代社会の組織はすべて『監獄』だと見られ」（同書、104-105頁）るのである。「資格」を制度化し、「測定」、「評価」、「配分」を公式なるものとして規

律化してゆくこと、これが規律メカニズムの象徴的な側面である。

このようにして、権力メカニズムが資本主義の発達と深く結び合っているのである。

これが20世紀の半ば過ぎ頃まで優越していたのであるが、それに対して現代の権力構造は「安全メカニズム」へと移り来ているとされるのである。「安全」は権力者のための安全であり、そのために被支配者である不特定多数の人口を統計的技法を用いて管理する環境介入権力構造である。ここでは人間個人ではなく、「人口」ということに置き換えられていることに注目すべきである。人間の消滅を象徴している。

要約して以下のように、ハイライトへの筋道をまとめることができよう。

①実証研究批判：近年（1970年代からとも言われる（同書、203頁）），会計学における研究は、確率・統計に基づく実証研究が主流であることへの批判。これが本書のハイライトである。

②このような実証研究への移行と拡大は、会計学が一つの権力に支配されていることによる。

③その権力とは、20世紀後半の、特に1970～80年代以降において顕著になった「安全」エピステーメーによる「環境介入権力」である。そしてそれはグローバル資本主義という形において現れているのである。

④それまでの時代を支配したエピステーメーは人間主義であり、福祉的統治（ケインズ主義）において現れる「規律権力」であったのに対して、この新しいエピステーメーによる権力は、新自由主義的統治に基づく「環境介入権力」に移り行くのである。

⑤これまでの規律メカニズムは「許容と禁止」の二分法によって、個人に対して働きかける。それに対して安全メカニズムは「許容の限界」の提示によるものであって、環境に対して許容の限界を示す。これは「人口」に働きかけるものである。（同書、第5章、特にその第2節）

⑥こうして個人から群集としての人口へとエピステーメーが移り行き、人間を忘れた実証への傾斜として、確率・統計の数値の世界において研究が展開

されることになる。

⑦人間は主体と客体の両義性として捉えられるものである。確率・統計による実証研究は、客観的であることにおいて意味を見出すのだが、「会計における実証研究においては、記号の使用者（主観）という要素が捨象されている」（同書、205頁）。言語学的にはこの記号の使用者に関するることは語用論において明示的に現れるのであるが、実証研究においては、この主体性の問題が脱落してしまうのである。

⑧その結果、語用論的主体こそ見えざる匿名の権力者であることに意識を向けることなく、無意識のうちに権力に奉仕することになる。すなわち確率・統計の技法に依存する実証研究の隆盛となるのである。

以上が評者の解釈する全教授の主張である。実証研究批判が光彩を放っている。全教授の語るコトバと論理は、関係論的言語論に忠実であろうとする姿勢に貫かれている。

4. 第二の道筋、そこに咲く「花」

第二の道筋は、ハイライトに至る道筋に咲く花を見ることである。これは各章にそれぞれ複数個の花が咲いているので、限られた空間には到底収まらないし、またこの書評の目的からしてその必要はない。「法と会計の言語性」と題された第1章に分け入ってその中で花を評価した後に、第2章に少しだけ立ち寄ることにとどめたい。

法は言語である。会計もまた言語である。これは法も会計も、ともに言語現象だということを述べている。この問題の基底にあるもの、言語現象ということについて論じているのがこの第1章である。

このことは何の違和感もなく受け入れられる。ソシュール言語論で言えば、ラングとパロルである。規範における解釈のシステムが社会において共有されており（ラング）、そのつどの規範の行使（パロル）は共通の解釈から個別の意味理解に具体化されてコミュニケーションが成立する。

そうして既存の法言語論で採られている言語観が意味実体論であって、意

味関係論的アプローチが見られないと全教授は指摘する。そのことは法言語説の代表格である碧海純一の『法と言語』(1965年)に対する批判的分析を通して明らかにされる。逆にこの碧海説の分析を通して意味関係論的アプローチの言語観の要点が浮かび上がってくる。それは、社会統制の具体的現われとして物的手段をとる時に、法言語実体説ではこれを法言語の外に置くのに対し、意味関係論の立場ではそれも言語なのだと捉えることにおいて現れる。法行為としての社会統制の作用そのものが、たとえ物的あるいは身体的であれ、言語活動なのだということである。

ここでの花は、碧海純一批判である。そしてこの文脈を通して、言語の外延と意味関係説を巧みに説明していることである。またこの章だけ読んだのでは分からぬが、後に重要となる規範の言語性と、近代のエピステーメーと関連する「規律の権力性」ということに対する伏線になっているのである。

言語理論あるいは言語観に対するこのような周到な準備を経て、会計言語論に入ってゆくのであるが、第2章「絵画と会計の言語性」においても言語における意味関係説が展開される。「会社はだれのものか」という問題について日米韓の比較が考察されるが、この分析を通して、意味が定まるのは前後の関係においてであることが理解される。まさに言語における関係性である。

5. 今後の論点に向けて——人間主義の透き間——

第三に、今後の展開に期待する論点として「人間主義」を巡る問題を挙げておきたい。この問題は、本書から得た刺激として、評者の研究意欲をかきたてる。

近代エピステーメーに潜む人間中心主義の過剰と独善性に対して、現代のエピステーメーとそれに基づく権力構造における人間性の喪失、この両者、過剰と喪失、の間に現れる「人間主義の透き間」とでもいべき問題である。

近代のエピステーメーは人間主義であった(同書、193頁)。これを会計の世界で見るとどうなるのか。全教授は会計学における人間主義を表すものとして「人的資源会計」論と「退職給付会計」論を挙げる。人的資源会計は一

時的な華やかさでしかなかったこと、また退職給付会計においてもピークを過ぎていることを指摘して、人間主義の退潮の兆候を見ている（同書、194-197頁）。

人間主義というものの儂さが言われる。そして人間のエゴイズムと過剰な自己主張、その浮薄な人間中心主義は批判されるべきものとされる。

それに対して、現代のエピステーメーとされる「安全」、そしてそこからの権力構造としての「環境介入権力」においては、人間の主体性が消滅している。この新しい支配構図を代表すると目される新自由主義の権力構造は、少数の権力者を除いて、人間を不在にする。過度の実証研究に陥っている会計学（また社会科学の諸分野においても）の現状がそれを象徴している。

一方で人間主義の過剰と儂さ、他方で人間主義の不在。この人間主義の透き間とどのように向きあうのか、そしてこの透き間を修復するとして、それはどのようにして可能なのか、という問題である。

ここには、自然環境との関わりにおける人間の位置、全体の中での個の尊重と個の集合を超える全体性の問題等が暗示されている。

この「書評」を書こうと思ったときに、評者の胸中には、この書の記述の方式に対する注文があった。すなわち、各章ごとに現れる言語論の記述と、それを例証する会計学の事例に関する説明の冗長性が気になっていたのである。言語論は一つの章にまとめておく、その上で十全に会計学における言語理論を展開する、という方式をとってもらいたいという注文である。読者にも体系的に理解が進むであろうし、また学術書としても整理されている印象がある。

しかし繰り返し読むうちに、その考えは変わってきた。本書のようなスタイルの書には相当な伝達性能があることに気がついたのである。一歩ずつ進む、確認しながら進む、そして著者と読者が相互に納得しあうこと、である。それが「道筋の花」という本書評の一節となっている。花の中には、きれいに咲いているものもあれば、おや、そうかな、と思わせるものもあるだろう。

それにもかかわらず、前に進ませる魅力を、本書は持っていた。

また、構造と過程の問題、そして関係論的アプローチ等、ここには書けなかったが、今後の研究課題への刺激を受けた。

会計学の素人として評者は、この書を通して著者と共有する学的想念を持つことができたと思う。それを一文にしたものがこの書評となった。一つの感想である。

(むらた・はるお／本学名誉教授／2016年3月1日受理)

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏 名	13D1101 査 蕎
学 位 の 種 類	博士（経済学）
学 位 記 番 号	経済博甲第9号
学 位 授 与 の 日 付	2016年3月17日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当
博士論文題目	再生可能エネルギー事業による地域活性化 —コミュニティ・ビジネスとのつながりから— Regional Revitalization by Renewable Energy Projects : Focusing on the Connection with Community Business
論 文 審 査 委 員	主査 大島 一二 教授 副査 梅本 哲世 教授 副査 竹歳 一紀 龍谷大学教授

<博士論文の要旨>

再生可能エネルギー事業による 地域活性化

— コミュニティ・ビジネスとのつながりから —

査 蕎

1. 問題意識

2012年7月に固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降、日本では再生可能エネルギーの活用に向けた取り組みが活発になってきており、各地で地域住民を主体とした再生可能エネルギーの利用が注目を浴びている。また、疲弊した地域の自立や経済の活性化のために、地域資源である再生可能エネルギーを活かし、地域づくりとつなげる取り組みも広がっている。一方で、FIT開始後、売電収益を目的としたメガソーラーを中心とする太陽光発電事業（非住宅）が急激に拡大している。また、そうした事業は公的支援や外部からの融資に依存する場合が多いため、再生可能エネルギー産出地にとってはメリットが薄いことが問題となっている。これに対して、再生可能エネルギーの利活用により地域再生や活性化を図ろうとする考え方提起されている。特に過疎問題に直面している農山村地域では、再生可能エネルギー事業の導入が、地域の課題の解決や地域の活性化につながるきっかけとなることが期待されている。

本論文では、再生可能エネルギー事業を経済性と社会性の両面から考え、再生可能エネルギー事業とコミュニティ・ビジネスとのつながりに着目した。諸富（2013）¹⁾は、「再生可能エネルギー事業をコミュニティ・ビジネス

1) 諸富徹「「エネルギー自治」による地方自治の涵養—長野県飯田市の事例を踏ま

として考える場合、地域住民が中心となり、地域資源である再生可能エネルギーを通じて所得と雇用を創出し、地域活性化につながる可能性が期待されている」との視点を示した上で、再生可能エネルギー事業をコミュニティ・ビジネスとして考えることを、事業の収益性、所得と雇用の創出、社会関係資本の蓄積といった面から取り上げ、「地域経済振興のあり方に大きな転換をもたらす可能性がある」と指摘した。

これまで、再生可能エネルギーに関する取り組みはすでに多くの論文や報道で紹介されたが、それをコミュニティ・ビジネスとして捉えて地域の振興・活性化と関わらせる分析はまだ多くない。そこで、本論文では、地域主体による再生可能エネルギーの取り組みを事例として取り上げ、「再生可能エネルギー事業をコミュニティ・ビジネスとして地域の振興に役立てられるのか」、「事業を自立的・継続的に運営することは可能なのか」、「地域経済とつなぐ仕組みづくりとは何か」という問題意識を抱えて研究を行っている。

2. 研究の目的と方法

本論文の目的は3点ある。第一に、コミュニティ・ビジネスの視点で捉えた再生可能エネルギー事業の地域活性化への意義、並びにその実態と課題を明らかにする。第二に、事業運営の持続可能性を含めて、資金調達の形態、地域にある他産業との連携を強める仕組みづくりを探る。第三に、再生可能エネルギー事業とコミュニティ・ビジネスをどのようにして地域活性化につなげることができるのか、その取り組みを形成するのに重要な点を明らかにする。以上のような3つの角度から、再生可能エネルギー事業による地域活性化という課題を検討し、総合的に論じる。

研究方法については主に、分類した複数の事例のヒアリング調査結果から検討する。まず、再生可能エネルギー事業を地域活性化に活用する実態を明らかにし、事業主体を①NPO主体型②集落主体型③行政・地元企業主体型に分けた上で、先行研究として議論された複数の事例を用いて、それぞれの

課題を検討する。次に、再生可能エネルギー事業がコミュニティ・ビジネスとつながりつつある3つの事例を分析・比較する。具体的には、地域住民が参画した小水力発電事業がコミュニティ・ビジネスへ展開していく事例2つと、コミュニティ・ビジネスの中から発足した太陽光発電事業の事例1つを取り上げ、環境、経済、社会の3つの側面から再生可能エネルギー事業の影響を検討する。最後に、各事例の特徴を抽出し、今後の課題を明らかにする。

3. 論文構成

序 章 問題意識と研究課題・方法

第1章 コミュニティ・ビジネスの視点で捉えた再生可能エネルギー事業
—地域振興における意義を中心に—

第2章 地域における再生可能エネルギー事業の実態と課題
—事業化の主体と資金調達の方法に関する分析を中心に—

第3章 地域商品券を活用した太陽光発電事業とコミュニティ・ビジネス
—あいとうふくしまモール市民共同発電所を事例として—

第4章 小水力発電が農山村地域の課題解決に果たす役割
—岐阜県郡上市石徹白地区と奈良県吉野町を事例として—

終 章 研究の総括

4. 本論文の研究結果

本論文の研究結果は以下の通りである。

第1章では、ヨーロッパでコミュニティ・ビジネスの手法を用いて進めた再生可能エネルギーの取り組みを紹介した。また、こうした取り組みを後押ししてきた政策、歴史的な背景を確認した。コミュニティ・ビジネスは、地縁・血縁などに基づく地域コミュニティ内において、経済活動と社会貢献を両立させることによって当該地域の課題を解決していくとする事業活動である。イギリスでは地域経済開発や失業・雇用対策として活用されている。

少子高齢化、経済産業の衰退やコミュニティの脆弱化などの問題に直面している日本では、内発的発展論に基づいて地域住民が主体となる重要性が強調され、コミュニティ・ビジネスを地域振興・再生に活用する実践が広がっている。

ドイツでは、再生可能エネルギー事業を地域自治と結び付け、新しいエネルギー供給体制を構築することによって所得と雇用を創出し、地域を活性化させていく取り組みが多く見られる。これに比べ、日本で稼動している地域住民を中心とした再生可能エネルギー事業は、行政からの支援で経営環境を整え、地域住民のモチベーションをアップさせることを中心に進められていることが多い。

そして、コミュニティ・ビジネスの視点から再生可能エネルギー事業の地域活性化への意義を以下のようにまとめている。一つ目は、エネルギー消費の転換とコミュニティの自立を導くことである。二つ目は、コミュニティの中に、再生可能エネルギー事業だけではなく、コミュニティ・ビジネスとして複数の関連事業を重ねることによって、経済的、社会的影響を膨らませられる可能性があるということである。三つ目は、再生可能エネルギー事業の内容を住民に幅広く理解してもらうため、事業参加への宣伝や、再生可能エネルギーに関する交流会を開くことにより、地域の住民間や住民と関連企業との交流も増進できるということである。

第2章では、一橋大学自然資源経済論プロジェクトと朝日新聞社が合同で、全国1741の市区町村を対象に、再生可能エネルギーの導入状況について調査した結果を参考にし、再生可能エネルギー事業における地域活性化の実態を把握した。再生可能エネルギー事業の導入における課題については、許認可手続きの煩雑さ、ノウハウや経験不足、担い手不足、資金調達の困難などが挙げられた。

次に、発電設備の設置費用による資金調達の方法については、経営権を担うかどうかにより、経営権のついた出資（株式会社や組合方式など）と、経営権のついていない出資（ファンドや地方自治体が募集する地方公募債とい

う方式)の2つに分け議論した。資金調達の組織形態から見ると、公共性が高いNPO組織は、出資で資金を募ることができないため、組織単独では建設費用の調達が難しい。また、株主への配当を目的とした会社組織は、運営上、公共性の確保が難しい。協同組合は事業用途や扱い手及び利益の運用に制限があるため、発電した成果が地域内に留まる可能性があると、大きく期待されたが、日本では事業内容ごとに協同組合法が制定されていることから、再生可能エネルギー事業を行う目的で協同組合を新設することが難しい。

そして、地域住民が中心となる再生可能エネルギー事業の主体を①NPO主体型、②集落主体型、③行政・地元企業主体型の3つに分けて、地域活性化に貢献しようとする場合に直面する課題を明らかにした。まず、売電収益の地域還元について、電力の自家消費を除き、再投資あるいは地域内で循環させるという方法がある。次に、再生可能エネルギー事業による地域活性化の課題については、以下の通りである。第一に、地域活性化を目指す再生可能エネルギー事業は、社会性と継続的な事業運営のための利益の追求、の両者をどのように実現していくかということ。第二に、再生可能エネルギー事業は、どのような方法や手段により地域の経済的・社会的活性化に貢献できるのかということ。第三に、補助金を効率的に使用することについて検討する必要があること。

第3章では、あいとうふくしモール市民共同発電所の事例を取り上げ、地域づくりや地域住民の福祉とビジネスを結ぶ発電事業の実態と、発電の成果を地域通貨で地域に還元する仕組みを考察した。あいとうふくしモール市民共同発電所は、村落の自治や環境活動などが活発な地域に建てられ、売電利益の追求ではなく、食と福祉の充足に加え、エネルギーの自給を目指している。地域づくりや環境活動を行いつつ福祉にも関わるといった「結び目となる人」たちが動くことでネットワークがつながっていったことが明らかになった。

そして、売電収益を地域商品券で地域へ還元する仕組みの利点について

は、まず、売電収益による地域商品券の還元額がほぼ予測できるという点にある。そして、地域商品券は単発のものではなく、継続的に受け取ることができる。そのため、事業の出資者と地域商品券の加盟店にとって、継続的な経済効果を生み出すことが可能になる。次に、地域商品券で還元することによって、地域住民は再生可能エネルギー事業を進めながら、地元商業を支えていることを実感することができる。

最後に、コミュニティ・ビジネスの一部として再生可能エネルギー事業を導入する際に重要な点について、あいとうふくしモール市民共同発電所の事例から、以下の3点を挙げることができる。一つは、地域内の多様な組織・団体から連絡会・協議会・研究会をこまめに行うことによって、情報を交換し、信頼関係を構築することである。もう一つは、地域通貨もしくは地域商品券の導入と活用によって、取り組みによる成果を効率よく地域に循環させることである。三つ目は、取り組んだ事業を継続的に運営するために、売電収益の一部を寄付金として、財源や次世代を担う若者の育成に充てることである。

第4章では、岐阜県郡上市石徹白地区と奈良県吉野町の取り組みを取り上げ、地域住民が主体となった小水力発電導入が農山村地域の課題解決に向けて果たす役割を環境、経済、社会の3つの面に分けて検討した。①環境的側面では、CO₂の削減、地域資源の再発見・再利用に効果的である。②経済的側面では、電気料金の節約、売電収益の獲得などに効果的である。また、小水力発電の導入による直接の雇用増加は少ないが、小水力発電と連動して、地域の個性を持つ経済活動の開発によって、生産活動の多様化を促進できる。そして、発電事業の成果を地域に還元することで、循環型地域経済の形成につながっている。③社会的側面では、農山村における社会福祉、防災、生活の向上などに役割を果たしている。また、小水力発電が地域振興の起爆剤となり、地域内外の交流を促進し、地域への移住にも効果的である。

また、小水力発電による地域課題解決に向けた取り組みが立ち上がり、それが継続するために重要な点を2点検討した。まず、取り組みが生まれる契

機として、新しい事業を立ち上げるのに必要な人材・ノウハウが不足する地域では、外部の団体や個人が発電事業の導入スキームを持ち込み、地域の住民や組織を巻き込みながら、地域の持つ資源の価値を見出し、外部との交流を促すことが求められている。次に、取り組みを継続的に展開させるため、その地域の様々な活動を担ってきた人を中心に、自分達の地域の未来について話し合い、外部の情報と交換できる「場づくり」が求められている。この「場づくり」においては、内部と外部の情報交換だけでなく、地域の若者から高齢者まで幅広く交わることが重要である。

終章では、第1章から第4章で得られた知見について総括し、地域活性化のために、再生可能エネルギー事業をコミュニティ・ビジネスとつなげるあり方として、3つのパターンを挙げた。

①再生可能エネルギー事業の運営自体がコミュニティ・ビジネスとなるパターン

②再生可能エネルギー事業を地域活性化の起爆剤として、他産業との連携により、付加価値を生み出すパターン

③地域にあるコミュニティ・ビジネスを基盤として、その上に再生可能エネルギー事業をかけ合わせたパターン

これらについて、以下に詳細を検討する。

一つ目は、再生可能エネルギー事業の運営自体がコミュニティ・ビジネスとなるパターンである。このパターンでは、事業参加者自体が経済的効果を生み出そうとする傾向があり、FIT制度を利用して事業の採算性を取りながら、地域社会の余剰資源あるいは十分に活用されていない資源を活用していく。しかし、再生可能エネルギーはエネルギー密度が低いため、発電事業だけから利益を獲得するには、設備の導入規模を増やすなければならない。そのため、事業規模の拡大に従って、目的が地域社会の活性化から利益追求に転化され、発電事業の利益が一部の関係者にしか還元されなくなる恐れがあることが課題となる。

これに対しては、第4章で取り上げた石徹白地区の取り組みが参考にな

る。石徹白地区では今後的小水力発電事業の規模拡大に向け、協同組合組織を採択し、集落全員が組合員となっている。それにより事業用途や扱い手及び利益の運用に制限が生まれるため、事業による成果を効率よく地域に還元できるようになっている。日本ではまだ法律上再生可能エネルギー事業を行う目的で協同組合を新設することが難しいが、多様な組織形態によって、設備導入の地域あるいは集落全体を巻き込むような仕組みづくりが工夫できれば、発電の収益を地域活性化のために効率的に分配できると考える。

二つ目は、再生可能エネルギー事業を地域活性化の起爆剤として、地域内の他産業との連携により产出された付加価値を地域内外で消費し、地域内外から得た経済的価値や非経済的価値を地域社会へ還元するパターンである。これは、現在再生可能エネルギー事業に関する議論の中、農山村地域の活性化に最も期待されているパターンとも言える。第4章で取り上げた吉野町の取り組みはまだ模索段階だが、このパターンに近い展開を図っている。吉野町の取り組みでは、小水力発電の導入を契機に、閉鎖された農村振興施設を再利用することができた。そして、地域農産物の展示・販売、カフェ運営、そば打ちイベントなどを営むこともできた。また、小水力発電設備の見学ツアーや木製螺旋水車のワークショップの開催によって、外部からの見学者が増え、地域内部と外部の交流を増進できるようになった。しかし、前述したように、この地域では小水力発電事業によるコミュニティ・ビジネスの形成はまだ模索段階であり、カフェの運営や農産物の販売に関する経営ノウハウがまだ不十分である。そのため、外部との交流イベント活動をうまく活用できず、小水力発電の実践と結びついてこなかったのが事実である。

地域住民による再生可能エネルギーへの取り組みは、過疎化が進んでいる農山村地域社会にとって、これまで経験したことのない、あるいは経験が浅い分野に挑戦するため、さまざまな試行錯誤が行われる可能性がある。吉野町の取り組みについての調査結果によると、再生可能エネルギー事業を起爆剤として、地域の産業活動を活発化させようとする場合、電力設備の導入に関する専門的なノウハウのほかに、派生した事業による資金調達、採算状況

の把握、仕組みづくりの工夫など、多方面への目配りが重要となることが明らかになった。また、取り組みを展開していく中で、再生可能エネルギー事業の推進に注力して取り組むべきなのか、それとも、そこから派生した多様な産業活動まで範囲を広げて取り組むべきなのかは、事業として成り立せることができる規模を定めるまでの課題である。

三つ目は、地域にあるコミュニティ・ビジネスを基盤として、その上に再生可能エネルギー事業をかけ合わせたパターンである。このパターンについては、第3章で取り上げた東近江市の「あいとうふくしモール」の取り組みを参考にし、検討しておきたい。前述した吉野町の取り組みとは違い、この事例では再生可能エネルギー事業を立ち上げるために必要な人材やノウハウをすでに有していたことが特徴である。「あいとうふくしモール」のある滋賀県東近江市は、これまで地域活動を活発に行ってきた地域である。これらの活動によって、情報交換のネットワークが構築されており、ファイナンスモデル、リスクへの対処法など新たな経験が生まれていた。これらの経験が関係者の中で蓄積され、新たな再生可能エネルギー事業への取り組みや、その事業とコミュニティ・ビジネスとの連携の強化につなげやすくなる。しかし、このような自立性が高い地域をどのようにして生み育てられるのかは、今回の研究で触れず、課題として残されている。

それから、コミュニティ・ビジネスの視点から、このパターンについて以下の利点を考えた。コミュニティ・ビジネスに関する議論の中、社会性と採算性の両立が常に課題となっている。再生可能エネルギー事業はFITにより、余剰電力が長期間一定の価格で買い取られるため、持続的な運営と収益の安定性が確保できる。採算性を取りにくい事業の経営において、再生可能エネルギー事業を加えることは、経営資源を効率的に共有しながら、獲得した収益で低収益事業をカバーすることが可能となっている。例えば「あいとうふくしモール」の場合、福祉関係事業の運営だけであれば、必ずしも収益性が高いとは言えない。しかし、そこでは食・エネルギー・福祉問題を結合し、再生可能エネルギー事業から獲得した収益から、モールの維持運営、人

材育成に必要な費用を捻出できるようになっている。

5. 今後の課題

本論文では、7つの事例を取り上げて、地域活性化を目指した再生可能エネルギー事業の取り組みについて、事業立ち上げの経緯・進め方、資金調達の方法、事業の成果を地域に還元する仕方などに焦点を当てて検討した。それぞれの項目が地域の活性化にどのようにつながっているのかは、事例ごとに多様であるが、いずれの事例においてもそれぞれの地域の特徴を活用し、多様な主体が相互に協力しながら、再生可能エネルギー事業を立ち上げ、事業性に工夫を凝らし、地域に貢献していることを明らかにした。しかし、以下のような課題が残されていると考える。

まず、本論文に取り上げた再生可能エネルギー事業は、コミュニティ・ビジネスとつながりつつある滋賀県東近江市の取り組みや、岐阜県石徹白地区の取り組み、および奈良県吉野町の取り組みにおいては、地域社会の自治意識や地域活性化に向けた新しい事業への取り組みに対する意欲が高いと見られる。特に、滋賀県東近江市では再生可能エネルギー事業を導入する以前から、地域住民を中心とした地域活動が既に活発に行われている。本論文では、これらの地域において、全国の他の地域と比べて地域住民の参加が促進された要因については分析してない。地域住民の参加が促進された要因について、再生可能エネルギー事業に限らず、経済学または社会学から検討する必要がある。

次に、本論文では、コミュニティ・ビジネスとのつながりを中心に、再生可能エネルギーの利活用が地域の活性化にどのような効果を生み出しているのかという点について、事例調査の結果から環境、経済、社会の3つの側面に分けて検討した。しかし、人口の過疎化と高齢化が進んだ集落においては、地域住民の活力が低下しており、集落の少数の人の力や民間組織のみでコミュニティ・ビジネスの手法を用いても、再生可能エネルギー事業による経済効果や雇用の拡大には限界があると考えている。そのような地域に対し

では、再生可能エネルギー事業による評価について、取り組みによってもたらされる地域の生活の変革に焦点を当てることが重要である。今後の課題として、住民参加及び社会関係資本の増進なども含めて実証的な分析を行うことが重要である。

また、本論文は、主に再生可能エネルギー事業の運営側を対象にヒアリング調査を行ったが、事業の受け入れ側（地域の住民）を対象にした調査も重要である。特に地域商品券や地域通貨の利活用に関して、利用者はそれを実際にどのように評価しているかをアンケート調査などによって分析する必要もある。

そして、今後の展望として一つ重要なことは、日本では2016年4月に電力の小売り全面自由化が予定されることである。これまでの独占的な電力市場が開放され、一般家庭でも電力会社を選べるようになり、新たなビジネスチャンスとして、今後地域密着型再生可能エネルギー事業の新規参入が増加していくことが期待されている。今後参入が進んだ場合に、地域においてどのような影響が生じるかについて考察する必要がある。

＜博士論文審査結果の要旨＞

申 請 者：査 蕾

論 文 題 目：再生可能エネルギー事業による地域活性化

—— コミュニティ・ビジネスとのつながりから ——

学位申請の種類：甲（課程博士、経済学）

1. 論文内容の要旨

本論文は、地域住民が主体となった再生可能エネルギー事業、すなわち太陽光や小水力などによる発電事業について、日本で先行しているいくつかの事例をとりあげ、地域活性化にどのような役割を果たしうるのか、継続的な運営にどういったことが必要なのかといった点を明らかにしようとするものである。

本論文は序章・終章を含め6章から成っている。章節構成は以下のとおりである。

序 章 問題意識と研究課題・方法

1. 問題意識
2. 本論文の目的と方法
3. 本論文の構成

第1章 コミュニティ・ビジネスの視点で捉えた再生可能エネルギー事業

—地域振興における意義を中心に—

はじめに

1. ヨーロッパにおけるコミュニティ・ビジネスの起源と事業の展開
2. 日本におけるコミュニティ・ビジネスの概念と展開
3. 再生可能エネルギー事業をコミュニティ・ビジネスとして行う事例
4. 再生可能エネルギー事業をコミュニティ・ビジネスとして行う意義

5. まとめ

第2章 地域における再生可能エネルギー事業の実態と課題

—事業化の主体と資金調達の方法に関する分析を中心に—

はじめに

1. 地域における再生可能エネルギー事業の実態

2. 再生可能エネルギー事業の資金調達方法

3. 事業の担い手と地域還元の手法

4. 地域活性化に役立てるために

5. まとめ

第3章 地域商品券を活用した太陽光発電事業とコミュニティ・ビジネス

—あいとうふくしモール市民共同発電所を事例として—

はじめに

1. 東近江市と「東近江モデル」の概要

2. あいとうふくしモール市民共同発電所の取り組み

3. 事業による経済的・社会的な影響

4. 取り組みの特徴

5. まとめ

第4章 小水力発電が農山村地域の課題解決に果たす役割

—岐阜県郡上市石徹白地区と奈良県吉野町を事例として—

はじめに

1. 岐阜県郡上市石徹白地区の取り組み

2. 奈良県吉野町の取り組み

3. 小水力発電の地域課題解決に向けた役割

4. 地域課題解決に向けた取り組みの要点

5. まとめ

終 章 研究の総括

はじめに

1. 再生可能エネルギー事業とコミュニティ・ビジネスとのつながり

2. 再生可能エネルギー事業の資金調達と地域還元
3. 取り組みを形成し維持するために重要な点
4. 今後の課題

第1章では、まず、イギリスにおいてコミュニティ・ビジネスを地域振興・再生に活用する実践が広がっていることを紹介し、コミュニティ・ビジネスの地域活性化に対する意義を示している。次に、ドイツにおいて反原発・脱化石エネルギーという問題意識から始まった再生可能エネルギー事業が、ドイツ伝統の地域自治と結びつき、住民が主体となった再生可能エネルギー事業が地域の所得や雇用を創出していることを指摘し、行政の支援にまだ依存するが多く、地域住民のモチベーションアップの段階にとどまっている日本の状況と対比させている。こうした議論を踏まえて、コミュニティ・ビジネスの視点を導入することで、再生可能エネルギー事業の地域活性化への意義を以下のようにまとめられるとしている。第1に、エネルギー消費の転換とコミュニティの自立を導く。第2に、コミュニティ・ビジネスとして、再生可能エネルギー事業に加えて複数の関連事業を重ねることによって、経済的・社会的影响を膨らませられる可能性がある。第3に、再生可能エネルギー事業を進める過程で、地域の住民間や住民と関連企業との交流も増進できる。

第2章では、地域主体の再生可能エネルギー事業について分析している。まず資金調達の方法について、株式会社や組合など経営権のついた出資を募る方法と、ファンドや地方公募債など経営権のつかない出資を募る方法とに分類し、地域活性化の観点からそれぞれの方法の長所と短所について整理を行っている。さらに、事業の主体から、①NPO主体型、②集落主体型、③行政・地元企業主体型の3つに分け、地域活性化に貢献しようとする場合に直面する課題を明らかにしている。その第1は、社会性と継続的な事業運営のための利益追求をどのように両立していくかということである。第2は、再生可能エネルギー事業がどのような方法や手段によって地域の経済的・社

会的活性化に貢献できるのかということである。第3は、補助金をいかに効率的に使用するかということである。

第3章では、滋賀県東近江市にある、あいとうふくしモール市民共同発電所の事例を取り上げ、地域づくりや福祉に関するコミュニティ・ビジネスと結びついた再生可能エネルギー事業の実態と、発電の成果を地域商品券で地域に還元する仕組みを考察している。あいとうふくしモールは、福祉と食を中心とした複数のコミュニティ・ビジネスを1箇所に集めた施設である。そこに地域住民などから出資を募った市民共同発電所を併設し、売電益を地域商品券で還元することで地域経済への貢献を図るとともに、売電益の一定額をあいとうふくしモールの継続的な運営のために確保するという仕組みを構築している。このようにコミュニティ・ビジネスの一部として再生可能エネルギー事業を導入する際の重要な点として、あいとうふくしモール市民共同発電所の事例から、以下の3点を挙げている。第1は、地域内の多様な組織・団体から連絡会・協議会・研究会をこまめに行うことによって、情報を交換し、信頼関係を構築することである。第2は、地域通貨もしくは地域商品券の導入と活用によって、取り組みによる経済的成果を効率よく地域に循環させることである。第3は、取り組んだ事業を継続的に運営するために、売電収益の一部を運営の財源や次世代を担う若者の育成に充てることである。

第4章では、岐阜県郡上市石徹白地区と奈良県吉野町の事例を取り上げ、地域住民が主体となった小水力発電の導入が農山村地域の課題解決に向けて果たす役割を、環境、経済、社会の3つの側面に分けて検討している。環境的側面としては、CO₂の削減、および地域資源の再発見・再利用に効果的であること、経済的側面としては、電気料金の節約、売電収益の獲得の他、地域の生産活動の多様化を促進し、発電事業の成果を地域に還元することで、循環型地域経済の形成につながっていること、社会的側面としては、農山村における社会福祉、防災などの向上の他、地域内外の交流を促進し、地域への移住にも効果的であるとしている。また、小水力発電による地域課題解決

に向けた取り組みが立ち上がるためには、地域外でノウハウを持つ個人や団体との交流が重要であること、さらにその取り組みが継続するためには、地域の未来について話し合い、外部との情報交換ができる「場づくり」が重要なことを指摘している。

終章では、第1章から第4章まで得られた知見について総括し、地域活性化のために、再生可能エネルギー事業をコミュニティ・ビジネスとつなげるあり方を、以下の3つのパターンに整理している。

①再生可能エネルギー事業の運営自体がコミュニティ・ビジネスとなるパターン

②再生可能エネルギー事業を地域活性化の起爆剤として、他産業との連携により、付加価値を生み出すパターン

③地域にあるコミュニティ・ビジネスを基盤として、その上に再生可能エネルギー事業をかけ合わせたパターン

そして、それぞれのパターンの特長と課題について、検討を加えている。

2. 概評

日本でも、再生可能エネルギーの普及を動機とした発電事業が、十数年前から市民出資あるいは行政主導により行われてきた。東日本大震災とそれとともに原発事故、および固定価格買い取り制度（FIT）の導入を契機として、それがさらに広がりを見せると同時に、再生可能エネルギーによる発電事業の収益あるいはその取り組み自体を、地域活性化に役立たせようとする取り組みも増えてきている。これに対して、本論文はそれらの取り組みをコミュニティ・ビジネスの視点から分析しようとするものである。再生可能エネルギー事業自体のコミュニティ・ビジネスとしての可能性を指摘している研究はいくつかあるものの、再生可能エネルギー事業が他のコミュニティ・ビジネスによる地域活性化の起点ともなっている実態を踏まえて、再生可能エネルギー事業とコミュニティ・ビジネスとのさまざまな形でのつながりと、それらの地域活性化に果たす役割について包括的に分析しているところ

が、本論文の第一の評価点である。

また、地域主体の再生可能エネルギー事業についてこれまでの研究は、事例ごとに内容を紹介し、その特徴と課題などについて分析したものがほとんどである。これに対して本論文では、代表的ないくつかの事例を資金調達方法と事業主体から整理分類し、地域活性化という目的に対して、それぞれどのような特長や課題を持っているのかを分析している。いわば、地域主体の再生可能エネルギー事業に対する評価軸を示し、その上で事例を分析しているところが、本論文の第二の評価点である。

さらに、コミュニティ・ビジネスがイギリスにおいて地域再生の取り組みとして重視され広まってきた背景について、しっかりとした文献サーベイに基づいて紹介しており、再生可能エネルギー事業が地域活性化に果たす役割についても、英文学術誌に掲載された論文も参照する形で議論している。日本の事例については、実際に現地で関係者からヒアリングを行い、収集した内部資料も用いて分析を行っている。「コミュニティ・ビジネス」や「地域活性化」という、ともすればあいまいな概念に対して、極力理論的な意味づけを行うとともに、現場に足を運んでその実態を丹念に理解しようと試みている。これが本論文の第三の評価点である。

一方で、本論文では個々の事例についてデータをもとにした具体的な分析が必ずしも十分ではないということが指摘できる。再生可能エネルギー事業を地域活性化に結びつけようという考え方や取り組みは、最近になって広がってきたものであり、多くの事例で地域活性化についての具体的なデータがまだ現れておらず、地域活性化ということを数値的にどう把握するか、それ自体も大きな課題である。各事例について独自にデータを収集して分析を行うには、かなりのタイムスパンが必要であり、今後の研究の中で取り組むべき課題と考えられる。

以上述べたように、本論文は、再生可能エネルギーの普及と地域活性化という日本経済にとってタイムリーかつ重要なふたつの課題に対し、それをつなぐという問題意識を持って果敢に取り組んだ研究成果といえる。各地域で

の取り組みの歴史がまだ浅く、それぞれの事例に対する学術的評価も定まつたものがない中で、「コミュニティ・ビジネスとのつながり」というひとつの重要な分析視点を提供したことは、大変興味深く、この分野の研究にとっても重要な貢献といえる。

3. 結論

以上のように、学位申請者・査査氏の本論文は、経済学分野において研究者として研究活動を行うに必要な研究能力とその基礎となる学識を示すに足るものと判断できる。

また、学位規定に定める最終試験に関しては、その定めに基づいて口頭試問を行った（2016年2月10日）。そこで、同氏の研究成果および外国語能力が上記の判断と齟齬がないことを確認し、合格と判定した。

以上の結果から、学位申請者・査査氏は博士（経済学）の学位を授与される資格を有するものと認める

2016（平成28）年2月20日

審査委員（主査）	大島一	二
審査委員（副査）	梅本哲	世
審査委員（副査）	竹歳一	紀

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏 名	13D 1103 劉 飛
学 位 の 種 類	博士（経済学）
学 位 記 番 号	経済博甲第 10 号
学 位 授 与 の 日 付	2016 年 3 月 17 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当
博 士 論 文 題 目	中国における農村貧困削減に対する職業教育の展開 China's Development of Vocational Education for Rural Poverty Reduction
論 文 審 査 委 員	主査 大島 一二 教授 副査 木村 二郎 教授 副査 竹歳 一紀 龍谷大学教授

<博士論文の要旨>

中国における農村貧困削減に対する 職業教育の展開

劉 飛

1. 問題意識

中国農村の貧困問題は歴史的な問題である。1980年代以降、改革開放政策によって、中国経済は目覚しい発展を遂げている。中国の長期経済成長は、農村貧困削減にも大きく貢献した。中国国家統計局が公表した『中国農村貧困観測報告』によれば、1978年に農村貧困人口は2億5000万人、貧困発生率は30.7%であった。1985年に農村貧困人口は半分の1億2500万人に減少し、貧困発生率も30.7%から14.8%に低下した。また、2010年に貧困人口は2688万人、貧困発生率は2.8%に下がった。しかしながら、経済成長は農村貧困削減に貢献したものの、中国の農村貧困問題は依然解決すべき課題として残されている。

1978年以降、中国政府は貧困削減、特に農村貧困削減のために様々な政策を制定し、実施してきた。とりわけ、貧困削減に対する教育政策に1つの重点を置いている。教育政策では義務教育の実施と普及だけでなく、職業教育の実施も重視された。1984年に中国国务院は『關於幫助貧困地區尽快改善面貌的通知』を公布した。この『通知』は、貧困農村の発展のためには農業職業教育に重点を置くべきだと指摘している。当初の農村部における職業教育は主に農業技術の普及であった。1980年代以降、戸籍制度による労働力移動の規制緩和、東部沿海地域の経済発展による労働力需要の高まりを背景に、多くの農村労働力が農村から都市部へ移動し、「農民工」という言葉

が生まれた。都市部への出稼ぎは農村住民の収入を増加させた。しかし、農村労働力は教育水準が低く、更に職業教育・訓練を受ける割合が低い。こうした教育水準の問題は農家の就業機会や所得増加を妨げる大きな要因となっている。1990年代以降、中国政府は農村住民に対する職業教育の中心を農業から農業・非農業両方に変更した。特に、2000年代以降、非農業収入の増加のために中国政府は「陽光工程」と「雨露計画」を実施している。

中国政府は職業教育の実施が農村貧困削減に重要な政策として重視しているにもかかわらず、農業・非農業に対する職業教育の具体的な実施の状況、あるいはそうした取り組みが農村貧困削減を進めることができるかどうかについての調査と研究は十分に発表されていない。

2. 研究課題と方法

2.1 研究課題

本論文では次の5つの研究課題を設定する。

第1の研究課題は、貧困削減に対する教育の重要性の把握である。現在にいたる先行研究をサーベイし、貧困削減に対する教育の効果、職業教育の農村開発における重要性について検討する。

第2の研究課題は、中国における農村職業教育の発展と直面する課題を明らかにすることである。農村職業教育を研究する場合は、農村職業教育の概念、対象、範囲、規模を明らかにすることが必要である。これらの内容は農村職業教育全体の発展過程からの分析を通じて明らかになる。中国の農村職業教育についての研究は日本では非常に少ない。特に、農村職業教育の歴史的な発展に関する研究は見当たらない。中国では農村職業教育の発展について時系列的に整理し、説明した研究はあるが、統計データを用いて整理・分析した研究はほとんどない。本研究では、中国における農村職業教育の発展過程について統計データを用いて整理し、農村職業教育が直面する課題についても検討する。

第3の研究課題は、中国農村における貧困の実態、貧困人口の分布、貧困

発生要因を分析し、農村貧困削減に対する職業教育政策の内容を検討することである。

中国では、経済成長により農村貧困人口が大幅に減少したものの、農村貧困人口がいまだに残存しているのも事実である。農村貧困の実態、人口分布および原因を明らかにすることが農村貧困研究に非常に重要な前提である。特に、貧困の原因を解明しないと適切な政策の実施が難しいと考えられる。本研究では、農村貧困の現状、貧困人口の分布と現在における貧困の主要な原因について分析する。また、農村貧困削減に対する主要な政策としての職業教育政策について、その内容を整理し、検討する。更に、貧困削減に対する職業教育の実施による成功の事例を挙げ、職業教育による農村貧困削減の条件を分析する。

第4の研究課題は、農村住民に対する新たな農業職業教育の形成、およびその実施と効果についてである。

現在、普通高等教育募集拡大政策の実施、職業教育の軽視等により、特に農業関連専攻の魅力が次第に少なくなってきた。農業関連人材も減少し、農業技術の普及に不利である。したがって、現代農業の発展のために、農村住民に対する農業職業教育について何らかの措置が必要である。この問題を解決するために、河北省では以前と異なる新たな農業職業教育モデルが試みられた。この新型農業職業教育の実施の対象、具体的な実施の方法および実施の効果について、本研究で明らかにする。

第5の研究課題は、農村住民に対する非農業職業教育の実施実態と効果についてである。

農村住民に対する非農業職業教育政策は、主に農村労働力移動を目指す「陽光工程」である。「陽光工程」の主要な実施機構は中等職業学校である。出稼ぎに行く農村労働力の就職と収入増加を実現させるため、中等職業学校による非農業短期職業教育プログラムを実施している。本研究では、安徽省のある中等職業学校が行った農村労働力に対する非農業短期職業教育プログラムを事例として、農村労働力に対する非農業職業教育の実態を明らかに

し、こうしたプログラムの就職や収入増加に対する効果も分析する。

2.2 研究方法

以上の課題を明らかにするために、主に以下のような研究方法を用いた。

- 1) 貧困削減に対する教育の重要性については、主に先行研究の整理から説明した。
- 2) 中国における農村職業教育の発展に関しては、主に中国国家統計局が公表した教育関連データを用いて、整理した。一部のデータは農村職業教育に関する先行研究から引用する。中国農村貧困に関しては、主に中国統計局が発表した『中国統計年鑑』、『全国農民工監測調査報告』、『中国農村貧困観測報告』、また関連省統計部門が公表したデータを利用した。
- 3) 農村住民に対する農業職業教育と非農業職業教育の実施の実態と効果の分析について、事例としてとりあげる調査地を選択し、現地調査、ヒアリング調査を通じて、必要な資料とデータを手に入れた。収集した資料とデータに基づいて、農村住民に対する農業・非農業職業教育の実態を明らかにし、こうした職業教育による就職や収入増加に対する効果を統計的に分析した。

3. 論文構成

序章 問題意識と研究課題

第1章 貧困削減に対する教育の重要性

第2章 農村職業教育の展開と課題

第3章 農村貧困と職業教育政策

第4章 新型農業職業教育の形成と貧困農村への影響

　　—河北省邢台市農業学校の事例分析

第5章 農村労働力に対する非農業職業教育の実態

　　—安徽省臨泉県職業高校の事例から

終章 結論と残された課題

4. 本論文の分析結果

本論文の各章の主要な内容と分析結果は以下のとおりである。

第1章では、貧困削減に対する教育の重要性について、既存研究を整理した。

まず、貧困削減に対する教育の効果について、直接効果のミクロ的な視点から見れば、主に教育により個人の能力を向上させ、収入の増加を促進することである。直接効果のマクロ的な効果は国の経済成長の促進と貧困削減の実現である。一方、教育が貧困削減にもたらす主要な間接効果は、ジェンダー格差の縮小とジェンダー平等の推進である。

次に、貧困農村の開発に向けた教育政策は、主に基礎教育の普及と職業教育の展開である。基礎教育と職業教育は、農村住民全体の質的向上、非農業就業機会の拡大と非農業部門就業による収入の増加、農業生産性を向上させることによる農業収入の増加、貧困削減に重要な役割を果たしている。

続いて、職業教育の概念については、各国の産業構造、教育制度の構造などに左右され、多様であるが、一般的に、職業に従事するための技能、知識、スキルの側面から定義されてきた。

最後に、中国における農村貧困削減に関する先行研究の展開について述べた。

第2章では、『中国統計年鑑』、『中国教育年鑑』、『全国農民工監測調査報告』などのデータを用いて、中国における農村職業教育の対象、発展と課題など、以下のような点を明らかにした。

第1に、農村職業教育は主に県あるいは県以下の行政区域における職業教育であり、農村住民を対象にして、農業と第二次・第三次産業における様々な職業・職場が必要とする職業知識・技能を習得させる教育と訓練である。実施機関は主に中等職業学校（中等専業学校、職業高校と技工学校）である。

第2に、中国の農村職業教育の発展は、1949年10月～1978年十一回三中全会、1978年十一回三中全会～1998年、1999年～2013年の3つの期間に分けられ、それぞれの期間の国の経済政策と産業構造の変化が影響してきた。

第3に、現在、普通高等教育募集拡大政策の実施や職業教育の軽視等により、中等職業学校における農業専攻学生の募集が困難であることが課題である。更に、農村出稼ぎ者に対する職業教育の実施も重要な課題である。

第3章では、現在の中国農村における貧困の現状、貧困発生原因および貧困削減に対する職業教育政策を明らかにした。また、職業教育による農村貧困削減の条件も成功事例から分析した。主要な内容は以下のとおりである。

第1に、中国の農村貧困問題は依然解決すべき課題として残されているが、その原因は二重経済構造と教育水準にある。経済の成長は農村貧困削減に貢献したものの、2013年現在、8249万人の農村貧困人口がいる。主に内陸の中西部地区、特に自然条件が厳しい西部地区に集中している。

第2に、農村貧困削減に対する職業教育政策としては、主に3つの政策を実施している。①中等職業学校全日制在校生中、農村部の貧困家庭出身の学生および農業関連専攻の学生の学費の減免および補助金の給付、②農村住民に対して、農業職業教育の実施による農業人材の育成と農業収入の増加を目指す「緑色証書工程」(通常、「緑色工程」と呼ばれている)の実施、③農村労働力移動のための非農業職業教育を中心に行っている「陽光工程」と「雨露計画」である。

第3に、職業教育による農村貧困削減の条件としては、①中央政府と地方政府の政策の支持、②現地職業学校、短期職業訓練学校の協力、③農村住民の貧困から脱却する意識、の3つが必要といえる。

第4章では、河北省邢台市農業学校の事例分析を通じて、農村住民に対する新たな農業職業教育である「送教下郷」の実施実態と貧困農村への影響を明らかにした。その結果は以下のようにまとめられる。

第1に、「送教下郷」は2009年から、中等職業学校での農業専攻学生の募集困難、農村住民の教育水準の実情を踏まえた農業職業教育の展開の必要性、および農業技術の普及効果の低さなどの背景から、実施している農業職業教育である。

第2に、「送教下郷」は理論教学と実践教学を合わせた農業職業教育であ

る。1つの重要な特徴は、農村住民が農業技術を学びながら、学歴も得られるということである。すなわち、卒業時に普通中等職業学校学生と同じ中専卒業証書が授与される。

第3に、「送教下郷」は農業収入増加の視点から、実用性を強調している職業教育モデルである。

第4に、「送教下郷」は農村住民の農業収入の増加を促進した。

第5章では、農村貧困人口の割合が大きい安徽省臨泉県にある臨泉県職業高校が行っている農村労働力に対する非農業短期職業教育プログラムの実態を明らかにし、こうしたプログラムによる就職や収入増加に対する効果を分析した。主な結果は以下のとおりである。

第1に、農村労働力に対する非農業短期職業教育プログラムは、主に中等職業学校が職業教育実施の主体となり、農村労働力を対象として、短期的職業教育と推薦就職制度とを合わせて、第二次・第三次産業へ移動あるいは県以上の都市部へ移動する農村労働力の質的向上のために実施しているものである。

第2に、非農業短期職業教育プログラムを通じて、職業教育を受けた学生的収入は、受ける前より増加した。

第3に、農村労働力に対する非農業短期職業教育プログラムは大都市へ移動するための職業教育だけなく、現地経済の発展のための課程も行っている。現地経済の発展と関連職業教育の実施は、農村労働力の就業と収入の増加を促進する。

第4に、農村労働力に対する職業教育は、収入増加を実現する視点から、教育目的を考えて、職業教育の内容の実用性も強調している。政府と学校、学校と会社の協力も工夫している。職業教育は農村労働力の収入増加と都市部への有効な移動に重要な役割を果たしている。

5. 残された研究課題

本論文は、農村貧困削減に対する農村職業教育の展開について分析した。

その結果、中国農村の貧困削減に対する農村職業教育の実態を明らかにできた。また、貧困地域の住民がそうした職業教育を受けることで収入の増加につながるということを示すことができた。ただし、貧困削減という課題に対しては、教育を受けた住民がもともと地域の中でどの程度貧困なのか、さらに職業教育によって、その地域の貧困人口がどれくらい減少したのかについては、データの不足もあって十分な分析できなかった。

また、本論文の調査によると、農村職業教育を受けた男性の割合は女性の割合よりずっと多い。貧困農村における女性に対する職業教育の展開は農家収入の増加を実現し、その結果貧困から脱却する可能性が高くなる。また、ジェンダー平等推進と女性の地位向上にも重要な役割を果たすと考えられる。女性に対する農村職業教育の実態と効果に関する研究も課題として残されている。

本論文では、農村労働力移動のための職業教育の展開を分析し、農村出稼ぎ者（農民工）について言及したが、新世代農民工に関しては考察していない。新世代農民工は1980年代と1990年代生まれの農村労働者を指し、教育水準が高く、学校卒業後すぐに都市部で働くため、農業については詳しくなく、農村に戻る意志もないなど、以前の農民工と違う特徴を持っている。現在、農民工に対する農村職業教育は、主に教育水準が低い農民工を対象に、出稼ぎのための職業教育を行っているが、現在実施している農村職業教育の形式は、新世代農民工には効果がないと考えられる。しかし、新世代農民工に対する教育、特に職業教育の展開、実態、および事例からの効果分析はほとんどないのが現状であり、これについての研究も重要な課題として指摘しておきたい。

＜博士論文審査結果の要旨＞

申 請 者：劉 飛

論 文 題 目：中国における農村貧困削減に対する職業教育の展開

学位申請の種類：甲（課程博士、経済学）

1. 論文内容の要旨

本論文は、中国の農村において農民を対象に実施してきた職業教育、すなわち農業あるいは非農業部門の職業に従事するための技能や知識を習得させる教育について、その制度と政策を歴史的に整理検討するとともに、貧困農村で現在実施されている農業および非農業職業教育の事例をとりあげ、その実態を明らかにした上で、調査により収集したデータから職業教育による収入増加の効果を分析している。

本論文は序章・終章を含め7章から成っている。章節構成は以下のとおりである。

序章 問題意識と研究課題

1. 問題意識
2. 研究課題と方法
3. 論文構成
4. 調査地と調査対象の選択について

第1章 貧困削減に対する教育の重要性

1. 教育と貧困削減
2. 職業教育と農村貧困削減
3. 中国農村貧困削減に関する先行研究

第2章 農村職業教育の展開と課題

はじめに

1. 農村職業教育の概念
2. 農村職業教育の発展
3. 農村職業教育が直面する課題

おわりに

第3章 農村貧困と職業教育政策

はじめに

1. 中国における農村貧困
2. 貧困削減に対する職業教育政策
3. 職業教育による農村貧困削減の条件

おわりに

第4章 新型農業職業教育の形成と貧困農村への影響

—河北省邢台市農業学校の事例分析

はじめに

1. 新型農業職業教育モデル「送教下郷」の形成
2. 邢台市農業学校「送教下郷」の展開
3. 「送教下郷」による収入の変化およびその要因分析
4. 「送教下郷」教育モデルの問題

おわりに

第5章 農村労働力に対する非農業職業教育の実態

—安徽省臨泉県職業高校の事例から

はじめに

1. 調査地と調査方法
2. 課程別の実態

おわりに

終章 結論と残された課題

1. 本論文の分析結果
2. 残された研究課題

第1章では、貧困削減に対する教育の重要性について、既存研究を整理している。まず、教育の効果について、ミクロ的な直接効果、マクロ的な直接効果と間接効果とに分類している。次に、貧困農村の開発に対して、基礎教育の普及と職業教育の展開が重要であることを述べている。さらに、中国の農村貧困削減に関する先行研究をサーベイしている。

第2章では、中国における農村職業教育の対象、発展の経緯と課題について、以下のような点を明らかにしている。第1に、農村職業教育は農村住民を対象に、農業と第二次・第三次産業における様々な職業・職場が必要とする職業知識・技能を習得させる教育と訓練であり、主に中等職業学校が実施してきた。第2に、中国の農村職業教育の発展は、1949年10月～1978年十一回三中全会、1978年十一回三中全会～1998年、1999年～2013年の3つの期間に分けられ、各期間の経済政策と産業構造の変化が影響してきた。第3に、現在、普通高等教育の募集拡大政策が実施されるなどし、中等職業学校では農業専攻学生の募集が難しくなってきている。

第3章では、中国農村における貧困の現状と、貧困の発生原因および貧困削減に対する職業教育政策、職業教育による農村貧困削減の条件について、以下のような点を明らかにしている。第1に、中国の経済成長は農村貧困削減に貢献したものの、2013年現在、8249万人の農村貧困人口が存在しており、特に自然条件が厳しい西部地区に集中している。第2に、農村貧困削減に対する職業教育政策としては、主に次の3つの政策を実行している。①中等職業学校全日制在校生のうち、農村部の貧困家庭出身の学生および農業関連専攻の学生の学費の減免および補助金の給付。②農業職業教育の実施による農業人材の育成と農業収入の増加を目指す「緑色証書工程」の実施。③農村労働力移動のための非農業職業教育を中心に行う「陽光工程」と「雨露計画」の実施。第3に、職業教育による農村貧困削減の条件としては、①中央政府と地方政府による政策の支持、②現地職業学校や短期職業訓練学校の協力、③農村住民の貧困から脱却する意識、の3つが必要である。

第4章では、河北省邢台市農業学校の事例分析を通じて、農村住民に対する

る新たな形態の農業職業教育である「送郷下郷」の実施実態と貧困農村への影響を明らかにしている。「送教下郷」は村を教学点として指定し、教師を派遣する。その村の住民から受講生を募集し、村の学校などの施設と受講生の耕地で教学が行われる。「送教下郷」は、理論と実践を合わせた農業職業教育であり、農村住民が農業技術を学びながら、卒業時には中等職業学校学生と同じ中專卒業証書が授与されること、農業収入増加の視点から、実用的な教学内容を強調していることなどを特徴として指摘している。そして邢台市農業学校で実施された「送教下郷」の受講生のデータを分析し、受講生の農業収入が顕著に増加したことを示している。

第5章では、農村貧困人口の割合が大きい安徽省臨泉県にある臨泉県職業高校が行っている非農業短期職業教育プログラムを事例としてとりあげ、その実態を明らかにするとともに、就職や収入増加に対する効果を分析している。このような非農業短期職業教育プログラムは、中等職業学校が実施の主体となり、農村労働力を対象として、短期的職業教育と推薦就職制度とを合わせて、第二次・第三次産業へ移動あるいは県以上の都市部へ移動する農村労働力の質的向上のために実施しているものである。それは、現地経済の発展に必要な職業に人材を供給する役割も果たしている。教育内容は実用性を重視しており、政府と学校、学校と企業の協力も工夫されている。臨泉県職業高校において実施した非農業短期職業教育プログラムの受講生の卒業前後の収入その他のデータを入手し、統計分析を行った結果、このプログラムにより収入が有意に増加していることを示している。

終章では、本論文の分析結果をまとめ、残された課題について言及している。

2. 概評

経済発展における教育の役割については、人的資本への投資とそのミクロ的およびマクロ的なリターンという観点から、多くの研究が強調してきたところである。中国においても義務教育の普及が経済発展と貧困削減に大きな貢献をしてきたことが指摘されている。一方で、義務教育を終えた段階の

者、あるいはすでに職に就いている者に対する職業教育も、新中国成立以降、絛余曲折を経ながらさまざまな形で行われてきた。こうした職業教育あるいは農村職業教育の歴史的経緯については、少ないながらいくつかの研究が中国ではなされてきた。これに対し、本論文では、中国の農村職業教育に関する政策と実態について、時期区分を提起し、政策文書や統計データを用いて詳細に明らかにしている。特に、統計データを丹念に収集分析することで、政策の変化による農村職業教育の実態への影響を明らかにしているところは、これまでの研究にないものであり、本論文の第一の評価点である。

経済成長が続く中で、農民を対象にする農村職業教育は、農業技術・知識の習得を目的とした農業職業教育にとどまらず、農村から都市に移動して第二次・三次産業に就業し、そこで所得増加をはかることを目的とした非農業職業教育としても重視されている。一方で、農業の生産性向上と農業所得の向上も大きな課題である。このため、農業職業教育の部分では、農民の実情にあった教学方法により、効果的な農業技術・知識の普及をはかる取り組みが広がりつつある。本論文では、農業職業教育と非農業職業教育双方の先進事例の実態を現地調査から詳細に明らかにしており、現在の中国での農民に対する職業教育について、教育学の観点からも貴重な情報を提供している。これが本論文の第二の評価点である。

さらに、こうした事例の調査において収集し得た個人データを利用し、非農業職業教育を受けることによる所得増加、および農業職業教育を受けることによる農業所得の増加を統計的に検証している。不十分なところもあるとはいえ、所得に関する個人データは貴重であり、これを利用することで、農村職業教育の人的資本投資としての効果を検証している。すなわち、農村職業教育について経済学的な実証分析を行っているところが、本論文の第三の評価点である。

ただし、このような実証分析により農村職業教育が農民所得を向上させるることは示されるものの、それが「貧困削減」にどの程度つながっているのかは、本論文で必ずしも明確にされたとはいえない。調査の対象となった事例

は、いずれも貧困農村で実施された職業教育であり、それによる所得向上が、ある程度貧困削減につながったことは想像される。しかし、貧困削減への効果を正確に分析するには、職業教育を受けなかった農民も含めた当該農村全体の個人別所得データが、本来は必要なところである。ただし、こうしたデータは一般的に入手困難であり、データの収集や利用も含め今後の研究課題とすべきものと判断される。

以上述べたように、本論文は、中国の農村貧困問題に対して、農業職業教育と非農業職業教育という両面から、農村職業教育の果たす役割とその効果を明らかにすることを目的として取り組んだ研究成果である。文献研究に加えて、現地調査と既存および独自に入手したデータにより、現在の中国の農村職業教育の実態と効果について、詳細に明らかにしている。同じような研究は中国でも日本でもこれまでにないと言って良く、その点からも学術的な貢献は大きい。

3. 結論

以上のように、学位申請者・劉飛氏の本論文は、経済学分野において研究者として研究活動を行うに必要な研究能力とその基礎となる学識を示すに足るものと判断できる。

また、学位規定に定める最終試験に関しては、その定めに基づいて口頭試問を行った（2016年2月10日）。そこで、同氏の研究成果および外国語能力が上記の判断と齟齬がないことを確認し、合格と判定した。

以上の結果から、学位申請者・劉飛氏は博士（経済学）の学位を授与される資格を有するものと認める。

2016（平成28）年2月20日

審査委員（主査）	大島一二
審査委員（副査）	木村二郎
審査委員（副査）	竹歳一紀

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏 名	13D3101 家 禰 淳一
学 位 の 種 類	博士（経営学）
学 位 記 番 号	経営博甲第14号
学 位 授 与 の 日 付	2016年3月17日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当
博 士 論 文 題 目	デジタル・ネットワーク社会におけるコミュニティを支援する図書館経営 Library management to support community in the digital network society
論 文 審 査 委 員	主査 山本 順一 教授 副査 谷口 照三 教授 副査 常世田 良 立命館大学教授

<博士論文の要旨>

デジタル・ネットワーク社会における コミュニティを支援する図書館経営

家 櫛 淳 一

本論文は、日本の公共図書館が現在抱えている諸課題について、実務家研究者としての筆者の経験と保有するデータに基づいて分析し、この国の公共図書館を地域コミュニティ活性化のための装置として活用する方策を明らかにしようとしたものである。21世紀のデジタル・ネットワーク社会は貧富の格差の大きな社会でもある。社会経済的弱者は情報へのアクセス、入手の点でも弱者に甘んじている。公共図書館は社会の構成メンバーの平準化、平等化の装置、弱者の成り上がりのためのスプリングボードでもあるはずである。貧困の連鎖を断ち切るために公共図書館にはなにができるか、考えてみた。

第1章 研究の背景と意義

第1章は本研究の目的と意義を明らかにし、関係する先行研究について言及し、本研究のオリジナリティの所以を確認した。経済が拡大し‘ジャパン・アズ・ナンバーワン’という心地よいキャッチコピーが当然のように思われていたバブルがはじけ、日本経済は、現在、1990年代以降デフレスパイアルの低迷期に陥ったままである。このような状況にあって、日本の公共図書館は従前の高度経済成長期の都市型で貸出偏重の図書館サービスから、個人やコミュニティが抱える課題に対して、情報提供を中心にして、多種多様、種々様々な支援を期待されているように思われる。この期待に応えるには、行政内部の関連部局やコミュニティに存在する諸機関、ボランタリーな

組織団体と連携しながら、図書館司書はコミュニティに出て行き、コミュニティに組み込まれた情報の専門家として、活動していかなければならない。日本と米国の図書館サービスを比較したとき、残念ながら、そのポリシー、活動の内容に関し、歴然とした相違がある。図書館の使命は、とりわけ格差が広がる一方の社会において、貧困の連鎖を緩和することにあると実感している。

本研究にかかわる先行研究としては、貧困について論じた阿部彩の『子どもの貧困』（岩波書店、2008年）、『子どもの貧困Ⅱ』（岩波書店、2014年）をとりあげることができるが、貧困対策一般について傾聴に値する提言をしているが、その貧困対策メニューのなかに図書館の活用は論じられていない。また、『現代の図書館』（2012. 9.）誌上において、「特集：マイノリティサービス：社会的包摂と多様性」の特集が組まれ、業界の第一人者たちの論考を並べているが、デジタル・ネットワーク社会における情報格差の解消のための図書館における取組みを論じたものはない。貧困の連鎖を止めるためには、図書館の電子書籍・電子雑誌等のeContentsの利活用が重要となる。その方面的先行研究として、電子書籍流通黎明期の意識調査とその分析を行った2008年度国立国会図書館による電子書籍の動向把握のための調査研究事業「電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究」（『図書館調査研究リポート No. 11』 国立国会図書館, 2009.）がある。また、湯浅・村上・北による「電子書籍の諸相、図書館の立ち位置」（『図書館界』 63（2）（通号359） 2011. 7, pp. 124–133.）等が電子書籍流通のための政策の動向、市場の市場戦略を中心に論じている。本研究では、電子書籍の歴史的経過と社会的な背景も踏まえて、それら先行研究に現れていない図書館現場における電子書籍提供サービスの課題と展望を論じた。

第2章 情報弱者へのサービス

情報弱者への図書館サービスを論じた第2章では、貧困の連鎖の根底にあるデジタル・ディバイド（digital divide：情報格差）解消に資する図書館

サービスの構造を検討した。日本の社会において、生活困窮者の問題、子どもの貧困の問題は、解決すべき喫緊の課題である。社会経済的に優越する層と困窮者との構造的分裂を産み出す情報格差の解消は図書館単独で立ち向かえるものではなく、図書館が関わる行政横断的プロジェクトの実施、コミュニティ総体の取組みが不可欠である。図書館を含む行政組織、そして地域コミュニティ全体の連携の構築、情報格差解消に向けた取り組みの手法と事業について考察を加えた。

生活困窮者が自立するのに必要な情報を収集する方法として、主体的なインターネット利用環境の有無が重要な鍵となる。公共図書館と学校教育におけるコンピュータ・システム、インターネット接続環境の充実整備が大前提となり、貧困家庭、恵まれない子どもたちへの情報リテラシー教育の振興が急がれる。公共図書館、学校（図書館）の‘情報スーパーハイウェイ’での位置づけを考え直す必要がある。

子どもの貧困対策においては、公共図書館には該当児童生徒への学習支援が望まれ、アメリカで行われているホームワーク・ヘルプやコンピュータ・リテラシー教育を来館サービスと放課後を含めた学校との連携事業で実施していくことが検討されるべきである。

第3章 デジタル・ネットワーク環境における図書館情報資源

第3章は、デジタル・ネットワーク社会における図書館情報資源の特性と、その提供のための課題について論じた。本章では、主として電子ジャーナルとオンラインデータベース、デジタルアーカイブを取り上げた。公共図書館にとっては費用対効果の面で非効率的な電子ジャーナルについては、近隣の大学図書館との連携を考えることになろう。商用のオンラインデータベースについては、日本はアメリカほどサービス商品が充実していないが、情報資源の提供という観点から、家庭での契約利用はまず不可能な状況であり、公共図書館がサービス提供することにならざるを得ない。日本でも取り組まれている公共図書館のデジタル・アーカイビングであるが、その動向を

紹介するとともに、主としてEU諸国のユーロピアーナ等と比較し日本での課題を論じた。

第4章 公共図書館における電子書籍の利活用

第4章では、2011年1月から実施している堺市立図書館の電子書籍貸出システムを取り上げ、電子書籍サービスのこの3年間の経過を振り返った。日本の公共図書館で市民に提供できる電子書籍の大半は著作権の切れた青空文庫に由来するものが多く、近年刊行の作品は著作権者の公衆送信権をクリアした限られたコンテンツからのみの選書に限定される。1冊の貸出に占めるコストも紙の書籍に比べて割高であり、電子書籍の売り上げが紙の本の売り上げを上回るアメリカの図書館サービスモデルを追うことは現状では難しい。

日本の公共図書館でのアクセス権を購入し電子書籍を提供するというサービスモデルの契約には、3つの問題点がある。1点目はベンダーによる囲い込みの問題、2点目はコンテンツの権利問題、3点目は図書館向け電子書籍のコンテンツ数が今後増えていくかどうかという問題である。この問題については、堺市立図書館で現実に行われてきたサービス実績を具体的な素材として検討を加えた。

第5章 出版市場における電子書籍の動向

第5章では、米国と日本の電子書籍供給業者の販売戦略の動向に徴し、市場の需要と供給について概観した。米国の電子書籍販売市場は垂直統合型の電子書籍販売戦略が主体で、日本の市場は大手印刷会社を中心とする水平分業型のプラットフォームと独立型のプラットフォームがあり、日米の現状と近未来の電子書籍市場について考察を加えた。

公共図書館における電子書籍貸出サービスについてはベンダーとの契約によって実施されるが、アメリカではOverDrive社がなかば独占的な位置を享受している。一方、日本では2015年に「株式会社日本電子図書館サービス

(JDLS)」が図書館向けベンダーとして立ち上げられたが先行きは不透明である。

第6章 電子化資料と著作権及び公共貸与権の問題

第6章では、電子書籍の著作権者のインセンティブとして、現実性に問題があるようには感じられるが、報酬請求権を与える公共貸与権の導入可能性を論じた。また、電子書籍利用の著作権制度上の観点から、欧米では広く利用されているクリエイティブコモンズの電子書籍への適用についても検討した。

第7章 国立国会図書館のデジタル化資料と公共図書館

第7章では、国立国会図書館の資料電子化の取組みをとりあげた。経済産業省が所管する独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による電子図書館実証実験から、電子図書館構想、国立国会図書館関西館構想、近代デジタルライブラリーに至る流れを検証した。さらに2009年当時の社会情勢を背景に、失業率の悪化から雇用創生を目指んだ、約126億円の補正予算による所蔵資料90万冊のデジタル化が実現した。このとき著作権法の関係規定が改正され、またその後も既存資料の遡及的デジタル化、新規受入れ資料のデジタル化が進められている。このような動きが図書館利用者としての国民に与えうる利益についても考察した。

第8章 電子書籍の利活用における日本政府の政策的動向

第8章では、政府によるIT戦略の遅れを指摘し、電子書籍を含めたコンテンツ市場拡大のためのインフラ整備の必要性を考察した。さらに、先進諸国の国立図書館のデジタル化状況も国の施策の動向と合わせて検討し、日本の国立国会図書館の資料電子化の水準を評価した。また、統一的なフォーマットの動き、EPUBから次世代HTML5への移行可能性と電子書籍の未来構図を予測した。

第9章 電子書籍流通に関わる図書館の課題と展望

第9章においては、日本というガラパゴスな政治社会経済的文脈を背景としたとき、そこの公共図書館では、どのような電子書籍の貸出サービスが可能なのか、構築できそうな電子書籍提供モデルについて考えてみた。特殊日本的な慣行が根強く、そこで長年にわたり利益を貪ってきた業界の生き残りが当然とされるかのような彌縫的変化にとどまり続ける市場構造の変化が産み出す電子書籍出版販売戦略とアマゾンやアップルといった黒船の波状的企业活動の展開、そして1億2,000万人から構成される縮退する市場の心理を社会的経済背景として措定した。第4章でもとりあげた堺市立図書館でのサービス提供経験と第7章でみた国立国会図書館でのデジタル化事業の取組みを下敷きにしている。

第10章 デジタル・ネットワーク環境を活用した双方向の図書館サービスへの転換

第10章は、デジタル・ネットワーク環境を利用した双向サービスとして、インターネットで無料で世界の有名大学の授業が受講できるMOOCs (Massive Open Online Course) 等の無料学習講座の利活用、在宅でのテレワークを利用した就業形態の変化に伴う図書館の正規教育を補完する生涯学習、リカレント教育、継続教育に資する新たな情報サービス提供の可能性を論じた。

第11章 能動的図書館サービスの展開（図書館2.0）と地域産業の活性化

第11章は、能動的な図書館サービスの展開による地域経済の振興、地域産業の活性化について考察を加えた。日本では欧米に比べて起業率が低いとの統計が公表されており、新規起業、できればベンチャー企業の創出を促すことが課題であり、それを支援する図書館サービスについて、アメリカの現在の動向に学びつつ、思考をめぐらせた。一つはデジタル転送機能を活用し

たマイカースペースを取り上げ、日本の公共図書館での実現可能性について論じた。もう一つは、地域経済活性化のために効果が大きいビックデータの利活用とそのデータを分析するデータサイエンティストについて論じ、さらに、データの二次活用によりコミュニティの活性化が期待されるオープンデータの利活用とオープンアクセス化の伸展を取り上げる。この章の最後では、そうした情報の専門家として、外部の組織やコミュニティに組み込まれた司書、すなわちエンベディット・ライブラリアンについて論じる。

第12章 21世紀にふさわしい構造的コミュニティ・サービスをになう司書育成の課題

第12章は地域社会の文化創造的な活動を根底から支える‘コミュニティ・アンカー’であるべき公共図書館の先兵たるべき司書の育成の問題を取り上げた。図書館サービスに限らず、付加価値の高い商品、サービスを提供する、激動する時代を先導することが期待される専門性を備えた人材の育成にはしっかりと仕組みが不可欠である。欧米先進諸国とは異なり、日本の司書にはこれまで専門職性が認められてこず、欧米では見ることのできない委託、指定管理者が日本の図書館には蔓延しているし、この傾向は今後も縮小しそうな状況はない。ライブラリアン、日本の図書館司書に関して、その育成のあり方、研修体制の仕組みについて、みずからの経験を踏まえて批判するとともに、るべき姿について論じてみた。

第13章 地方自治体行政と図書館行政の将来シナリオ

第13章は地方自治体行政とその一部を構成する図書館行政をとりあげ、日本の公共図書館の管理運営の行政的、構造的課題について論じ、この国の公共図書館の管理運営の将来像について思いをめぐらせた。アメリカで館種を超えてひとつの理想として唱えられている‘エンベデッド・ライブラリアン’、利用者コミュニティに組み込まれた司書の必要性を論じ、コミュニティの進化発展に資すべき公共図書館本来のあり方を構想した。

図書館現場 30 年勤務のある意味では集大成でもある、このつたない論稿が日本の公共図書館とその図書館サービスの向上と改善のためにわずかなりとも役立つことを願いたい。

＜博士論文審査結果の要旨＞

申 請 者：家 橋 淳 一

論 文 題 目：デジタル・ネットワーク社会におけるコミュニティを支援する図書館経営

学位申請の種類：甲（課程博士、経営学）

1. はじめに

家橋淳一氏の博士論文は、最近ではベストセラーや推理小説等のエンターテインメント資料を貸出す公設無料貸本屋機能を超えて、IT技術、インターネットを利用し「ビジネス支援サービス」といって地元地域社会の経済振興、「保健医療情報サービス」「法情報サービス」など市民生活全般を支援しようとしている公共図書館とその図書館サービスの管理運営のあり方について考察している。この家橋論文は、コミュニティに寄り添う「コミュニティ・アンカー」の役割を果たしているアメリカの公共図書館をひとつのモデルとして論じており、社会経済的格差を産み出す情報へのアクセス、入手についての格差を是正しうる公共図書館の可能性について論じている。

2. 本論文についての審査の経緯

桃山学院大学大学院経営学研究科博士後期課程に在籍する家橋淳一氏は、2016年1月に同研究科に学位請求論文「デジタル・ネットワーク社会におけるコミュニティを支援する図書館経営」を提出された。それを受け、課程博士の学位論文として正式に受理し、審査過程の手続きに載せることの可否を検討する受理審査委員会が同年1月20日に開催された。谷口照三、牧野丹奈子、松尾順介、村上伸一、山本順一の各教授、および立命館大学文学部の常世田良教授を加え都合6名が受理審査委員を務めた。松尾教授、常世田教授は、事前に連絡があり、所用のため欠席されたが松尾、常世田の両

教授は事前に受理相当との意向を示されていた。谷口、牧野、松尾、村上、山本の5名が受理審査委員会に出席。互選により山本が審査委員会の議長を務め、慎重審議の結果、受理審査委員会では、受理相当と判断した。同日の経営学研究科委員会において、受理審査委員会の審議の結果が報告され、学位論文の審査に入ることが承認された。

2月10日に最終試験が行われた。末尾にあげられている通り、山本を主査とし、谷口、常世田を副査とする審査委員会のメンバーのほか、この論文がテーマとする問題につき関心を有する者が公開の場でこの論文の内容につき質疑を行った。

3. 本論文の構成

A4判200ページ、26万字を優に超える、13章構成のこの労作の各章の概要を以下に示すことにする。

「1. 研究の背景と意義」では、関係する先行研究について言及し、本研究のオリジナリティの所以を確認している。そこでは多くの関係する先行研究があげられており、デジタル・ネットワーク対応の図書館と図書館サービスを論ずる文献には歴史的、構造的検討が希薄で、この論稿の趣旨は21世紀の公共図書館の効用が貧困の連鎖を緩和しうるところにあるとするが、貧困問題、貧困の連鎖を分析する文献では図書館が一切検討の対象とされていない。本研究は貧困の問題と図書館を架橋したところにすぐれてオリジナリティが發揮されている。

「2. デジタル・ネットワーク環境における図書館情報資源」は、喫緊の課題である貧困の問題に対して、公共図書館を要とするコミュニティ総体での取組みが有効であることを説く。「3. 公共図書館における電子書籍の利活用」は、電子書籍の技術的側面や商品としての流通をおさえたうえで、外国と日本の図書館での電子書籍の導入の状況をながめ、さらには著者の勤務先である堺市立図書館の電子書籍貸出サービスの沿革、現状、および課題に

つき言及している。「4. 国立国会図書館のデジタル化資料と公共図書館」では、近年、長尾真前館長のリーダーシップの發揮、関係法制度の整備もあり、積極的に所蔵資料の電子化を推進している国立国会図書館の事業展開とその問題点を記している。「5. 出版市場における電子書籍の動向」は、アメリカと日本の電子書籍市場の構造と現状についてデータをあげ、検討している。「6. 電子化資料と著作権及び公共貸与権の問題」では、電子書籍流通にかかわる国のIT、通信行政、各国の国立図書館の取組みと関係業界との軋轢、そして著作権制度とのかかわりが論じられている。「7. 電子書籍の利活用における日本政府の政策的動向」では、政府によるIT戦略の遅れを指摘している。「8. 電子書籍流通に関わる図書館の課題と展望」においては、著者の堺市立図書館の日常業務を振り返り、電子書籍提供サービスの課題を析出し、現在の日米の公共図書館の電子書籍提供サービス、市場の電子書籍の比較を行い、国立国会図書館の資料デジタル化の動向と電子書籍にかかわる著作権の問題を論じて、国立国会図書館と公共図書館の望ましい関係を含め、今後の方向性を考えている。ちなみに、第3章からこの第8章に展開されている電子書籍提供サービスに伴う諸課題と展望に関しては、著者が2014年12月の西日本図書館学会秋季研究発表会で発表した内容を深めたものである。

「9. 情報弱者へのサービス」は、2015年2月の日本図書館研究会の第56回研究大会で発表された子どもの貧困と図書館サービス、図書館と学校との連携を冒頭におき、貧困層、高齢者、障害者、在留外国人等に対する縦割り行政を超えたるべき利用者サービスを、既存の関係資料を縦横に引用しながら、インターネット環境、IT技術の活用に絡めて論じ、紙の本に対する愛着が異常なまでに強い図書館現場では、知られてはいても、なかなかに論じられてこなかったテーマを詳細に論じている。

「10. デジタル・ネットワーク環境を活用した双方向の図書館サービスへの転換」は、アメリカではふつうに行われている公共図書館のe-learningについて論じ、「11. 能動的図書館サービスの展開（図書館2.0）と地域産業

の活性化」は近年アメリカでは館種を超えてあるべき図書館員像とされてい るエンベデッド・ライブラリアン（embedded librarian）の概念を用いて論じられており、その問題意識は「12. 21世紀にふさわしい構造的コミュニティ・サービスをになう司書育成の課題」に引き継がれている。終章の「13. 地方自治体行政と図書館行政の将来シナリオ」は、首長部門の発言力が強化され、世界の公共図書館では例をみない公共図書館サービスの民間企業への丸投げを定めた指定管理者制度や日本の公共図書館行政について論じ、著者なりのあるべき図書館行政イメージが垣間見れるものとなっている。

4. 本論文に対する審査委員会の評価

実務家の社会人大学院生として、30年勤務した公共図書館職員の経験を基盤に書かれたこの博士論文は、次の点で高く評価できる。

第一に、ここ数年その研究委員会の委員として活動している図書館問題研究会等のこの国の図書館と図書館情報学の学会、研究グループや連絡組織でつちかった人脈を背景に情報を収集し、関係する近年に刊行公表された広汎な専門図書、専門雑誌を涉獵し、これらをほぼ網羅的にとりあげ、バランスのとれた議論をしていることがあげられる。

第二に、アメリカの図書館界では当然とされながら日本ではとりあげられることがほとんどないエンベデッド・ライブラリアンシップなどに言及し、デジタルコンテンツの利用・提供サービスの検討に紙幅を割きつつ、日本ではあまり顧みられることのない‘コミュニティに寄り添う’公共図書館像を日本の図書館の現実に対置させたところが家禰論文のオリジナリティの主要な部分を占めている。

以上に述べたように、経営学と図書館情報学の交錯する分野の業績として優れたものといいうるが、残された課題や改善すべき点も少なくはない。

まず、この論文全体に通じることからはじめたい。そのひとつは家禰氏に

限られることではなく、豊かな現場経験をもち、その組織の中で尊敬され活躍している社会人大学院生に少なくなく見られる傾向であるが、日本の行政や企業の組織文化や規範、慣行、および新規に繰り出される事務事業などを当然の前提とし、これに批判的な眼を向けることなく、取り組んでいる研究テーマとそこでの課題に対して表層的、対症療法的な議論が繰り広げられ、トライ＆エラーの変革的な取組みをしている同一の問題に悩んでいる欧米をはじめとする諸外国の現状に学ぶところが小さいことがあげられる。本論文はこの点を認識し、アメリカをはじめとする欧米の動きの把握に努めているが、邦訳ないしは外国事情の見聞録に留まり、原書、原論文にあたり、日本の実務とは異なる視角をもって、それらを丁寧に検討するというところに乏しい。

5. 結論

以上を要約すると、本論文でとりあげたテーマは、初学者向けに書かれた国内の図書館情報学のテキストではことごとくせいぜい数ページ程度の断片的、皮相的な記述しかなされてこなかったし、また専門学術雑誌でも本論文の「1. 研究の背景と意義」に掲げられている多数の関係する論著が紹介されているが、その内容は断片的ここまで濃密に議論されることはなかつた。従来の関係業績を発展させたものと位置付けることができ、ここで得られた研究成果は日本の公共図書館現場に還元できるものを含んでいる。最終試験では、論文の記述や考察の不十分な点が幾つか指摘されたが、いずれも大幅な改訂を要求するものではなく、これらについては本論文を外部公表する際には是正されるはずである。

本論文もそうであるが、参考論文として付されている「公共図書館における電子書籍利活用の諸問題と提供モデルの考察—社会的諸相から見た電子書籍の流通システム—」(『情報学』(Journal of Informatics) 9(1), pp. 25–56.)は、現在も電子書籍について書かれた国内の論文に頻繁に引用されており、家瀬氏が将来にわたり、この分野の研究者として十分に活躍していく

ることを示している。

論文審査および最終試験での研究成果の発表と質疑を踏まえ、審査員一同は家禰淳一氏が桃山学院大学博士（経営学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判断するものである。

2016（平成28）年2月20日

審査委員（主査） 山本順一

審査委員（副査） 谷口照三

審査委員（副査） 常世田 良

経済経営学会役員（2016年度）

会長	：谷口照三
理事(編集)	：大島一
理事(編集)	：岳理恵
理事(研究会・会計)	：山田伊知郎
理事(研究会・会計)	：吉弘憲介
監事	：井田憲計

2016年7月6日発行

桃山学院大学経済経営論集

第58巻第1号

編集 桃山学院大学経済経営学会
発行 桃山学院大学総合研究所
594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号

TEL. 0725-54-3131 (代表)
印刷所 東洋紙業高速印刷株式会社
556-0029 大阪市浪速区芦原2-5-56

TEL. 06-6567-0511 (代表)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY ECONOMIC AND BUSINESS REVIEW

VOL. 58 NO. 1 July 2016

Articles

- Development of Chinese Rural Financial Market and Its Problem OSHIMA Kazutsugu (1)
Sociality in Business as a Dynamic System MAKINO Ninako (21)
Transitions of Product Category Concept in Innovation Diffusion TAKEOKA Shiro (63)

Note

- Annoying Problems that Many Japanese Public Librarians Have YAMAMOTO Jun-ichi (81)

Book Review

- CHUN Jae-Moon *The Power of Accounting*
(in Japanese, Chukeizai-sha, 2015, 243p.) MURATA Haruo (125)

- Summary of the Doctoral Thesis by ZHA Lei
with the Examiner's Comments (137)
Summary of the Doctoral Thesis by LIU Fei
with the Examiner's Comments (157)
Summary of the Doctoral Thesis by YANE Junichi
with the Examiner's Comments (173)

Published by the Research Institute,

St. Andrew's University

1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan
